




し ぶ や  
い き い き  
あ ん し ん  
プ ラ ン

第 8 期

澁谷区高齢者保健福祉計画  
及び介護保険事業計画

---

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度



令和3年3月

澁谷区



# はじめに

わが国は超高齢社会の進行に伴い、認知症等の疾病リスクの増加、介護需要の増加、介護人材の不足等の様々な課題に直面しています。本区においても高齢者人口は増加を続けており、とりわけ団塊の世代がすべて75歳以上になる2025年、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据えて高齢者施策に全力を注いでいます。

今回の「しづや いきいき あんしん プラン(第8期渋谷区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画)」の策定にあたっては、平成28(2016)年度に策定した「渋谷区基本構想」の福祉分野のビジョン「あらゆる人が、自分らしく生きられる街へ。」における地域共生社会の実現に向け、「渋谷区介護保険事業計画等作成委員会」において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための取組や、高齢者が積極的に社会参加をしながら主体的に活躍できる地域社会の実現のための取組を中心にご議論いただきました。その中で、超高齢社会において喫緊の課題となっている認知症施策や介護人材の確保・育成、健康寿命の延伸により増加する元気高齢者への支援等について、さらに、近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、防災や感染症対策についての周知啓発、災害・感染症発生時の支援体制の構築について、新しい観点での見直しや工夫をしながら検討を重ねてまいりました。また、「中間のまとめ」に関する説明会やパブリック・コメントを実施し、広く皆様のご意見・ご要望を反映できるよう留意いたしました。

第8期計画では、すべての高齢者の方が住みなれた地域の中で生きがいをもって暮らし続けることができるよう、基本理念である「いきいき、あんしん、ささえあいのまちづくり」の実現を図るとともに、あらゆる人が、自分らしく生きられるまち「しづや」を目指して、さまざまな高齢者施策に取り組んでまいります。

最後に、本計画策定に向けてご協力いただいた関係各方面の皆様、区民の皆様に感謝を申し上げますとともに、今後とも一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3(2021)年3月

渋谷区長 長谷部 健

# しぶや いきいき あんしん プラン

## 第8期渋谷区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

### 〈 目 次 〉

<b>第一部 計画の基盤</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>2</b>
1 計画策定にあたって .....	2
(1) 背景 .....	2
(2) 第7期計画の主な実績と課題（詳細についてはP.20～31参照） .....	2
(3) 第8期計画の策定にあたって.....	3
2 計画の性格と位置づけ.....	4
(1) 計画の性格と位置づけ.....	4
(2) 他の計画との整合性 .....	4
(3) 計画の期間 .....	5
3 計画策定のための取組 .....	6
(1) 区民参加による意見の反映 .....	6
(2) 各種調査の実施 .....	7
4 日常生活圏域 .....	8
(1) 日常生活圏域の設定.....	8
(2) 各日常生活圏域の特徴.....	9
5 介護保険法等改正のポイント.....	13
<b>第2章 渋谷区の高齢化の動向と高齢者像</b> .....	<b>14</b>
1 高齢者人口と高齢者世帯の状況 .....	14
(1) 高齢者人口等の推移.....	14
(2) 高齢者世帯の状況 .....	15
2 渋谷区の高齢者像 .....	16
(1) 健康・介護予防に関する状況 .....	16
(2) 地域・社会活動に関する状況 .....	18

(3) 介護の状況 .....	19
<b>第3章 前期計画の実績と課題 .....</b>	<b>20</b>
1 地域で支えあう体制づくり（地域共生社会の実現） .....	20
2 認知症高齢者等の支援の充実 .....	22
3 介護予防・自立生活支援の充実 .....	24
4 基盤整備 .....	26
5 介護保険事業の安定した運営 .....	28
<b>第二部 計画の骨子 .....</b>	<b>33</b>
1 計画の基本理念等 .....	34
2 施策の体系 .....	36
3 計画の指標 .....	38
<b>第三部 施策の展開 .....</b>	<b>41</b>
<b>第1章 柱1 地域共生社会の実現 .....</b>	<b>44</b>
重点的な取組 地域共生に向けた取組の推進 .....	44
1 地域包括支援体制の充実 .....	46
(1) 地域に根付いた体制づくり .....	46
(2) 高齢者の相談支援体制 .....	48
(3) 介護にあたる家族への支援 .....	49
2 在宅医療・介護連携の推進 .....	50
3 権利擁護の推進 .....	51
(1) 高齢者の虐待防止の推進 .....	51
(2) 成年後見制度の利用促進 .....	52
(3) 消費者被害防止の推進 .....	53
4 バリアフリーの推進 .....	54
5 多世代交流の推進 .....	55
<b>第2章 柱2 認知症高齢者等の支援の充実 .....</b>	<b>58</b>
重点的な取組 本人の視点を重視した認知症高齢者等への支援 .....	58
1 認知症の進行状況に応じた多様な支援の実施 .....	60
2 認知症の早期発見・早期対応できる仕組みの充実 .....	62

3 認知症の啓発事業の充実 .....	63
4 認知症高齢者、家族等の支援 .....	65
<b>第3章 柱3 介護予防・自立生活支援と社会参加の推進 .....</b>	<b>68</b>
重点的な取組1 住民主体による通いの場の活動支援 .....	68
重点的な取組2 新しい生活様式に適した社会参加の支援 .....	70
1 介護予防施策の充実 .....	72
(1) 通いの場等活動支援 .....	72
(2) 介護予防事業 .....	76
2 健康づくりの支援 .....	78
3 生活支援サービスの拡充 .....	81
(1) ひとり暮らし等高齢者の在宅生活の支援 .....	81
(2) 移動支援 .....	83
4 社会参加と生きがいづくりの支援 .....	84
<b>第4章 柱4 介護サービス基盤・人的基盤の整備 .....</b>	<b>90</b>
重点的な取組1 介護人材の確保・定着・育成 .....	90
重点的な取組2 感染症発生時や災害時の取組 .....	92
1 基盤整備（施設・居住系サービス、在宅（居宅）サービスの充実） .....	94
(1) 特別養護老人ホームの整備 .....	94
(2) 地域密着型サービスの整備 .....	96
(3) 居住系サービスの整備 .....	97
(4) 住まいの確保・支援 .....	98
2 ICTやロボット技術等の活用の推進 .....	99
3 介護事業者における人材確保と育成の支援 .....	100
(1) 人材確保・定着 .....	100
(2) 人材育成 .....	102
4 感染症発生時や災害時の取組 .....	103
<b>第5章 柱5 介護保険事業の安定した運営 .....</b>	<b>106</b>
1 介護サービスの見込みと保険料の設定 .....	106
(1) 介護給付サービスの見込み .....	106
(2) 地域支援事業の見込み .....	124
(3) 保険給付費の実績と見込み .....	126
(4) 第1号被保険者の介護保険料 .....	128

2 事業の円滑な運営のための取組	132
(1) 苦情対応・相談体制の充実	132
(2) 情報提供の充実	134
(3) 介護保険に係る負担の軽減	135
(4) 事業者への支援	137
(5) 介護給付等の適正化への取組	139
(6) リハビリテーションサービス提供体制に関する取組	142

## 資料 ..... 145

### 資料1 渋谷区介護保険事業計画参考資料 ..... 146

1 所得段階別保険料(年額)の対比	146
2 利用者負担に関する介護保険制度の見直し	148

### 資料2 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会等資料 ..... 150

1 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会設置要綱	150
2 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会委員名簿	152
3 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会検討経過	153
4 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会の起草委員会運営要領	154
5 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会の起草委員会委員名簿	155
6 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会の起草委員会検討経過	155





# 第一部 計画の基盤

---

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 渋谷区の高齢化の動向と高齢者像

第3章 前期計画の実績と課題

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1 計画策定にあたって

### (1) 背景

わが国の総人口は、約1億2,700万人で、平成21(2009)年をピークに10年連続で減少している状況にあります。この減少傾向は今後も続き、令和7(2025)年に人口1億2,254万人、令和22(2040)年に人口1億1,092万人、令和37(2055)年には1億人を割り込み、9,744万人となると推計されています。

一方、高齢者人口(65歳以上)は増加傾向にあり、「団塊の世代」が75歳以上になる令和7(2025)年には3,677万人、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22(2040)年過ぎには3,900万人台でピークを迎え、高齢化率は令和7(2025)年に30.0%、令和22(2040)年に35.3%となることが見込まれています。

渋谷区の総人口は、依然として増加傾向が続いており、令和2(2020)年10月1日現在で23万人を超えています。総人口の増加とも相まって高齢者人口も増加していますが、それ以上に15～64歳人口の増加幅が大きいいため、高齢化率は低下傾向にあり、令和2(2020)年10月1日現在で18.7%です。ただし、近年は、高齢者人口のうち、65～74歳の前期高齢者数を、75歳以上の後期高齢者数が上回るようになり、令和4(2022)年には、後期高齢者数が総人口の10%を超える見通しです。

### (2) 第7期計画の主な実績と課題（詳細についてはP.20～31 参照）

渋谷区の第7期計画(2018年度～2020年度)では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や制度の持続可能性を確保することに配慮して、主に下記のような施策を推進しました。

#### ①地域で支えあう体制づくり

高齢者、障がい者、児童等が日常生活で触れ合いながら共生できる場、機会の創出の実現を目指し、地域包括支援体制の充実や権利擁護の推進等の施策を実施した結果、閉じこもり該当割合はやや低下したものの、相談相手がない高齢者が未だ約3割に上るため、地域で高齢者がつながる仕組みづくりをさらに推進していく必要があります。

#### ②認知症高齢者等の支援の充実

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で、自分らしく暮らし続けることができる地域を目指し、認知症啓発事業の充実や、認知症支援コーディネーター等を活用し、早期発見・早期対応する仕組みを整えましたが、認知症の相談窓口を知っている高齢者の割合は4人に1人とどまっています。地域で広く認知症に関する正しい知識や情報の普及啓発を行い、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現にさらに取り組む必要があります。

### ③介護予防・自立生活支援の充実

介護予防事業を充実させ、生きがいづくりや社会参加の支援を行うことで、自立支援・重度化防止の視点で高齢者の地域生活を支えることを目指し、各種運動事業を実施するとともに、元気な高齢者の社会活動への参加を促進するため、渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツを設置しました。

今後は、地域活動に参加するだけでなく、住民主体で運営される継続性のある通いの場づくりの推進をする必要があります。

## (3) 第8期計画の策定にあたって

「第8期渋谷区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」では、第7期計画での施策と実績、達成度合い等を踏まえて見直しを図り、継続する課題に対して施策をさらに推進していく必要があります。

また、「団塊の世代」が75歳以上になる令和7(2025)年だけでなく、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に人口構造が変化し、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22(2040)年までを見通した上で、施策の展開を図る必要があります。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会情勢の変化は、住民生活にも大きな影響を与え、新たな課題も生まれてきました。

第8期計画は、このような課題や高齢者を取り巻く社会情勢の変化を見極めながら、人口構造が大きく変化する2025年・2040年を念頭に、地域の中長期的ニーズを見据え、高齢者一人ひとりが必要な支援や介護サービスを受けることができ、いつまでも安心して暮らしていける地域を目指し、策定するものです。

本計画の策定にあたっては、福祉・保健・医療の各分野の専門家や被保険者の代表者の委員から構成される「渋谷区介護保険事業計画等作成委員会」(以下「作成委員会」という。)により、第7期計画の検証も含め十分に審議を行いました。

また、「中間のまとめ」に関する説明会やパブリック・コメント制度では、区民の皆様から多くの意見や要望を頂きました。いただいた意見等については、十分に検討を行い計画に反映させるとともに、課題については、第8期計画における各施策を展開していく中でも、検討を継続していきます。

## 2 計画の性格と位置づけ

### (1) 計画の性格と位置づけ

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、高齢者福祉施策の基本的方向性や今後取り組むべき具体的施策、確保すべき保健・福祉サービスの目標量を定めるとともに、目標量の確保のための方策や関係機関の連携体制の在り方について定めるものです。

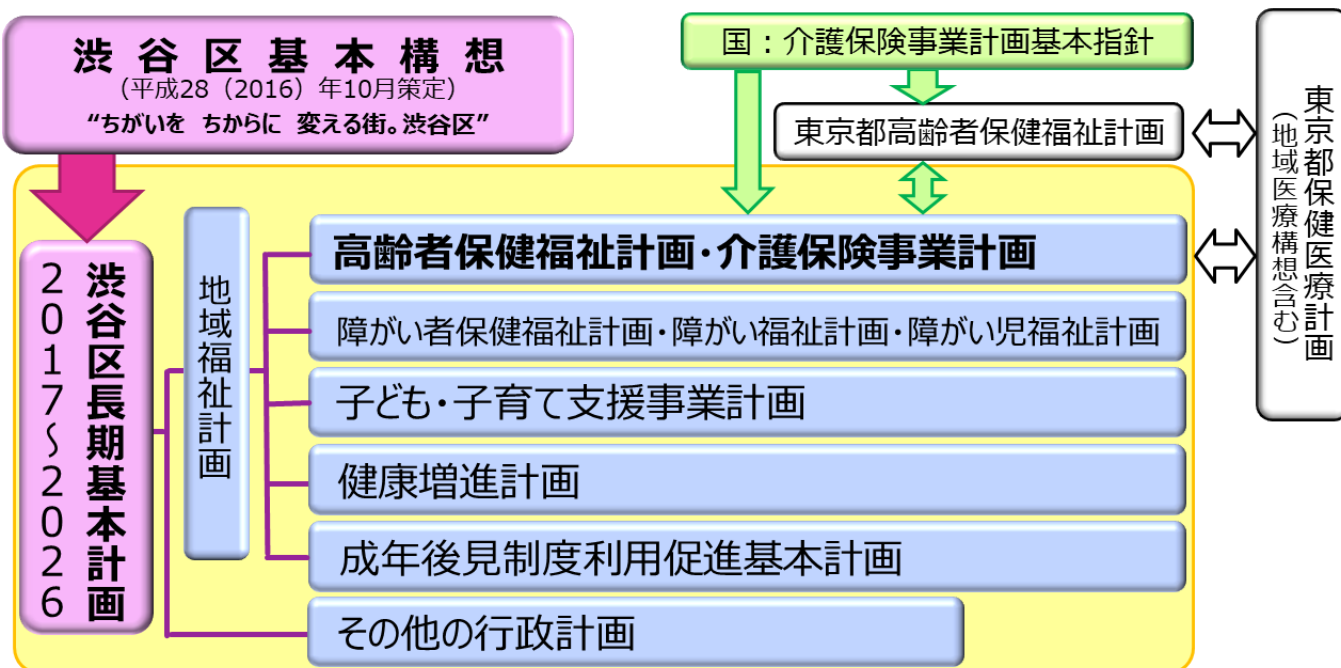
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づき、要介護・要支援者や要介護・要支援者となるリスクのある高齢者が介護保険等のサービスを利用できるよう、対象サービスの種類やサービスの見込み量を定め、保険給付及び地域支援事業の円滑な実施を確保するために定めるものです。

両計画は、根拠となる法律は異なるものの、地域での高齢者の自立した生活を支えるという目的を共有しており、双方の整合性を保ちながら推進していくために、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的な計画として策定するものです。

### (2) 他の計画との整合性

本計画は、国や都の高齢者施策や計画等と整合性を図りながら、「渋谷区長期基本計画2017-2026」が掲げる理念や目標をもとに、渋谷区における高齢者福祉の総合的な計画としての目標、具体的施策等を示したものです。また、本計画の期間中、渋谷区では新たに福祉分野の上位計画である「地域福祉計画」を策定する予定です。

#### ■他の計画との関係

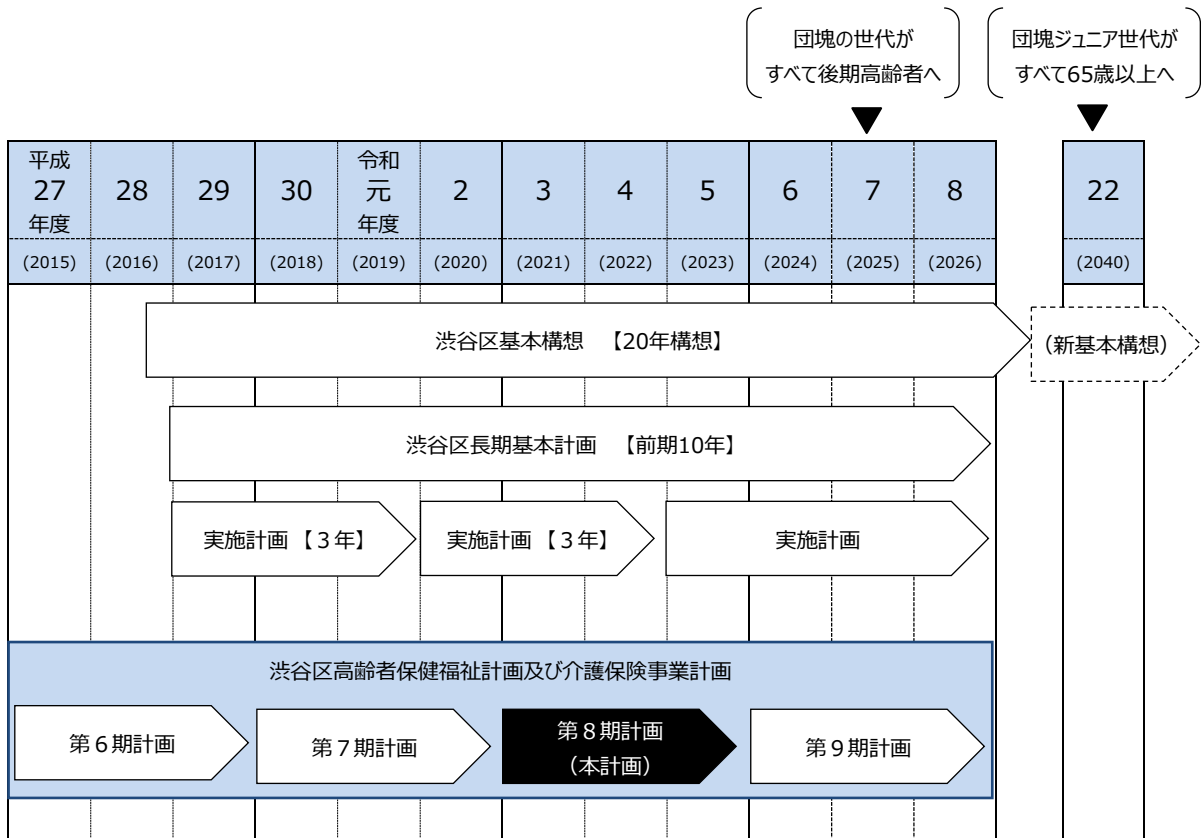


### (3) 計画の期間

第8期計画は、令和3(2021)年度を初年度とし、令和5(2023)年度を最終年度とする3か年計画とします。

また、「団塊の世代」が75歳以上になる令和7(2025)年や、「団塊ジュニア世代」が65歳以上になる令和22(2040)年度の社会保障制度を展望しながら、中長期的な視点で計画を策定します。

#### ■ 計画の期間



### 3 計画策定のための取組

#### (1) 区民参加による意見の反映

第8期の計画策定にあたり、令和2(2020)年6月に福祉・保健・医療の各分野の専門家や被保険者の代表者等、28名の委員で構成される「作成委員会」を設置し、区長より第8期渋谷区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための基本的方向について諮問しました(新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面開催による設置及び諮問)。

作成委員会では、令和2(2020)年11月までに「中間のまとめ」のとりまとめを行うとともに、「中間のまとめ」に関する説明会やパブリック・コメント制度による意見募集等を通じて、区民の意見や要望を十分に反映できるように努めました。

#### ■ 説明会の概要

開催日	令和2年12月1日(火)、4日(金)、7日(月)、11日(金)
開催場所	渋谷区役所、初台区民会館、地域交流センター恵比寿、幡ヶ谷区民会館
主な内容	「中間のまとめ」の概要説明、質疑応答
参加者数	延べ63人
その他	渋谷区役所高齢者福祉課YouTube公式アカウントにて「中間のまとめ」の概要説明動画を公開

#### ■ パブリック・コメントの実施概要

募集期間	令和2年12月1日(火)～令和2年12月25日(金)
主な内容	「中間のまとめ」に対する意見募集
公表方法	「中間のまとめ」を高齢者福祉課、介護保険課、経営企画課窓口、区政資料コーナー、区内出張所及び地域包括支援センター等で公表するとともに、しぶや区ニュース、区ホームページにて概要を掲載
提出方法	郵送、ファックス、電子メール、区公式LINEアカウント、持参
意見提出数	7人(63件) 郵送2人、ファックス2人、電子メール2人、持参1人

## (2) 各種調査の実施

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するにあたっては、高齢者の生活の実態や介護保険サービスの利用・給付状況を把握する必要があります。また、介護保険サービス提供事業者が提供するサービス内容等の実態と課題の把握も必要です。

そのため、令和元(2019)年度に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「在宅介護実態調査」、「介護サービス事業所調査」を実施しました。

調査の概要は、下記のとおりとなっています。

### ■介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

調査対象者	令和元年10月1日現在、要介護認定者及び施設入所者を除く65歳以上の区民
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和元年11月27日～12月20日
調査対象者数	2,500人
有効回収数	1,327人
有効回収率	53.1%

### ■在宅介護実態調査

調査対象者	令和元年10月1日現在、施設入所者を除く要介護認定を受けている区民
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和元年11月27日～12月20日
調査対象者数	1,500人
有効回収数	757人
有効回収率	50.5%

### ■介護サービス事業所調査

調査対象	渋谷区内の全介護保険サービス提供事業者
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和元年11月27日～12月20日
調査票配布数	205事業所
有効回収数	102事業所
有効回収率	49.8%



## 4 日常生活圏域

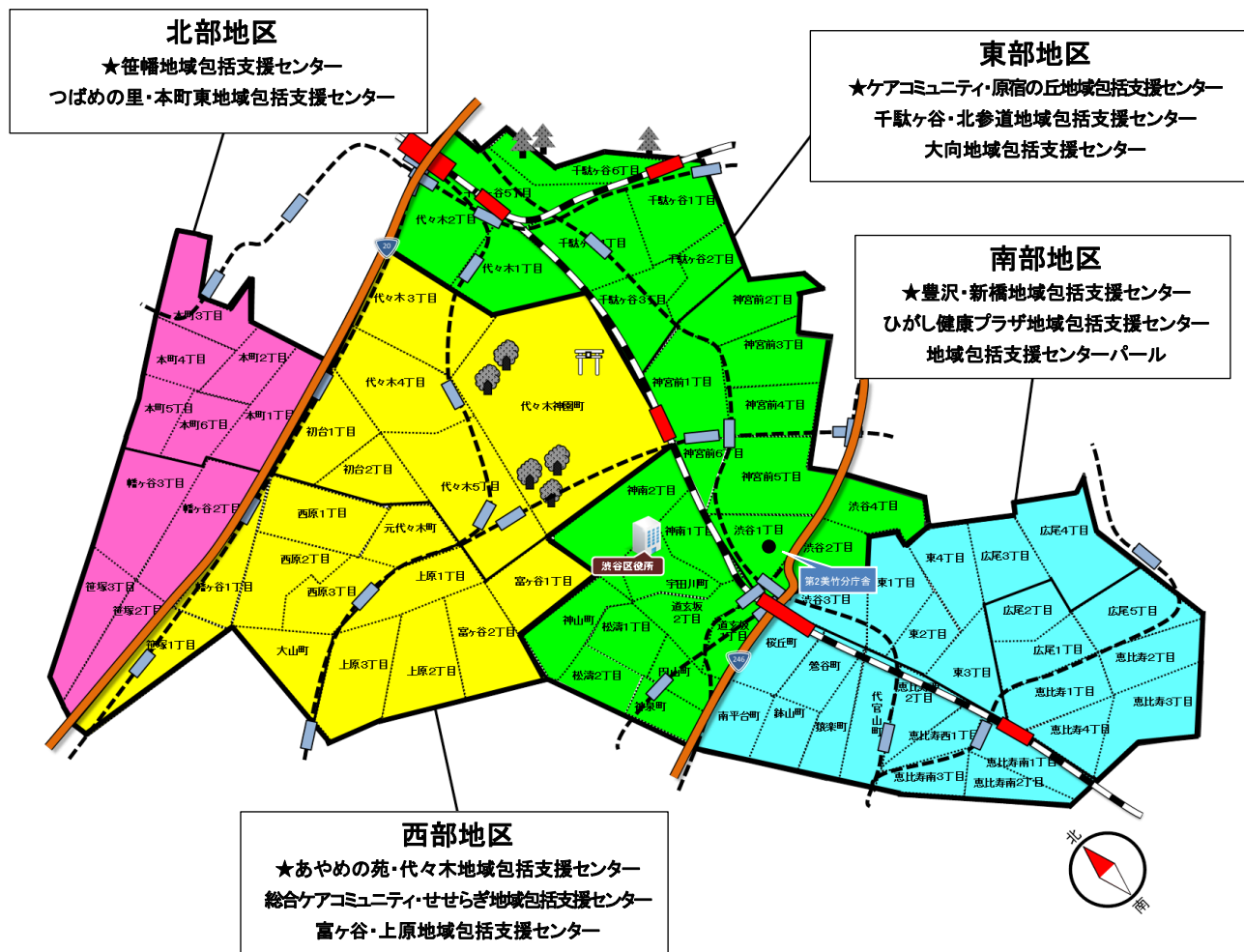
### (1) 日常生活圏域の設定

平成18(2006)年4月の介護保険法の改正により、各区市町村においてその住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、さらに介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況を総合的に勘案して、日常生活圏域を定めることとされています。

渋谷区では、区民の身近な地域に根ざした高齢者保健福祉施策及び介護保険事業を推進・展開していくために、地域包括支援センターを11地区体制とし、日常生活圏域を「東部地区」、「西部地区」、「南部地区」、「北部地区」の4圏域としています。

日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを統括し、総合的に支援する機能強化型地域包括支援センターを4か所設置しています。(★印＝機能強化型地域包括支援センター)

#### ■日常生活圏域



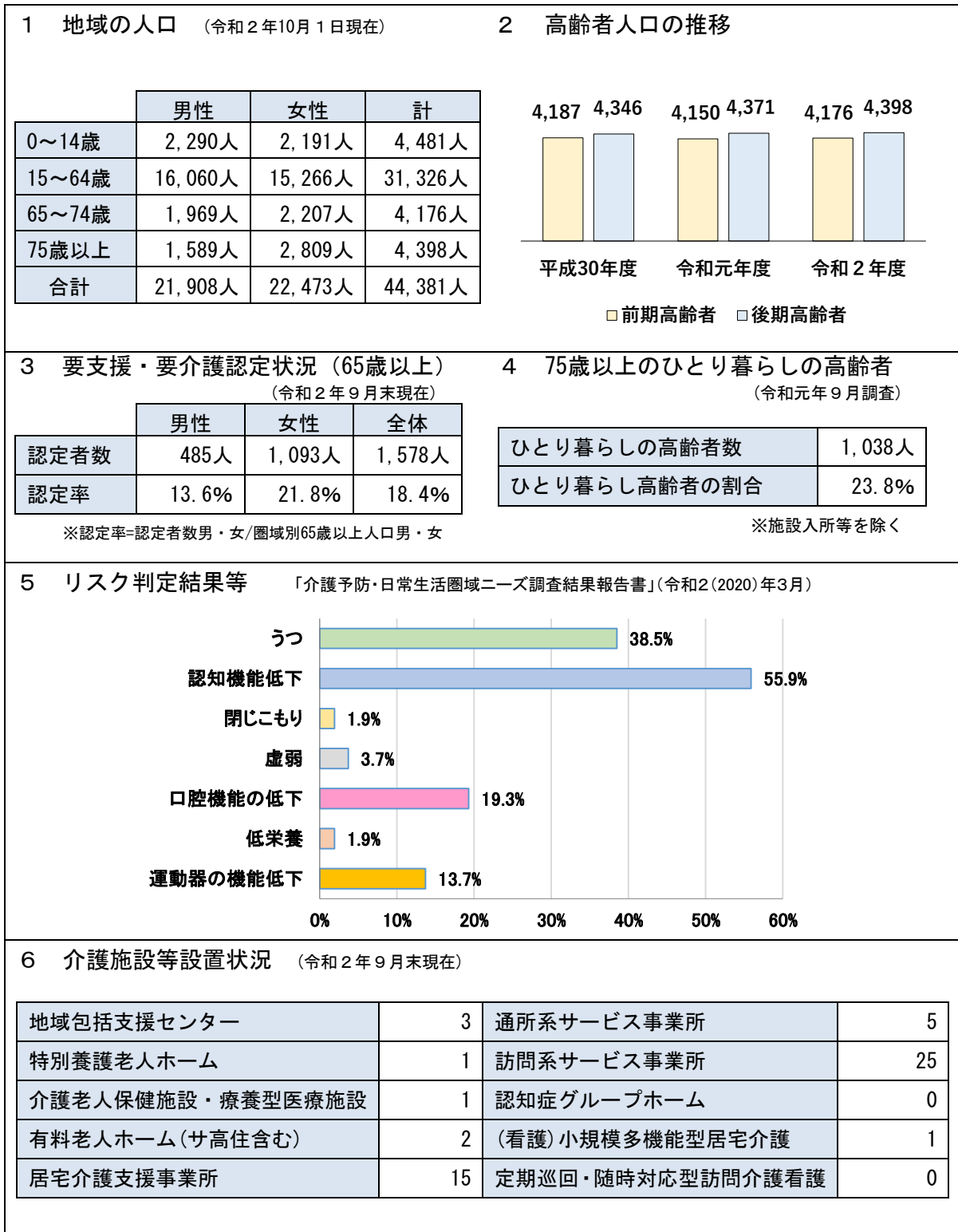
※令和3(2021)年4月1日地域包括支援センターパールは、恵比寿西二丁目地域包括支援センターへ  
令和3(2021)年5月1日大向地域包括支援センターは、かなみの杜・渋谷地域包括支援センターへ移転予定



## (2) 各日常生活圏域の特徴

### □ 東部地区 □

- 全体として緑地に恵まれた地域です。原宿駅周辺をはじめ、ファッションや渋谷区らしい生活文化を創造・発信してきました。
- 渋谷駅中心地区と渋谷駅周辺では再開発も進んでおり、文化発信の地として、進化を続けるエネルギーなエリアです。



□ 西部地区 □

- ダイバーシティならではの、個性豊かな公園や学びのスポットが満載なエリアです。
- 都内のオアシス、代々木公園をはじめ、緑豊かなエリアで、スポーツやアート等個々の個性を伸ばせるさまざまなコミュニティ施設もあります。

### 1 地域の人口 (令和2年10月1日現在)

	男性	女性	計
0～14歳	4,479人	4,368人	8,847人
15～64歳	25,862人	27,880人	53,742人
65～74歳	2,913人	3,277人	6,190人
75歳以上	2,455人	4,319人	6,774人
合計	35,709人	39,844人	75,553人

### 2 高齢者人口の推移

年度	前期高齢者	後期高齢者
平成30年度	6,230	6,420
令和元年度	6,164	6,641
令和2年度	6,190	6,774

### 3 要支援・要介護認定状況 (65歳以上) (令和2年9月末現在)

	男性	女性	全体
認定者数	746人	1,799人	2,545人
認定率	13.9%	23.7%	19.6%

※認定率=認定者数男・女/圏域別65歳以上人口男・女

### 4 75歳以上のひとり暮らしの高齢者 (令和元年9月調査)

ひとり暮らしの高齢者数	1,518人
ひとり暮らし高齢者の割合	23.4%

※施設入所等を除く

### 5 リスク判定結果等 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

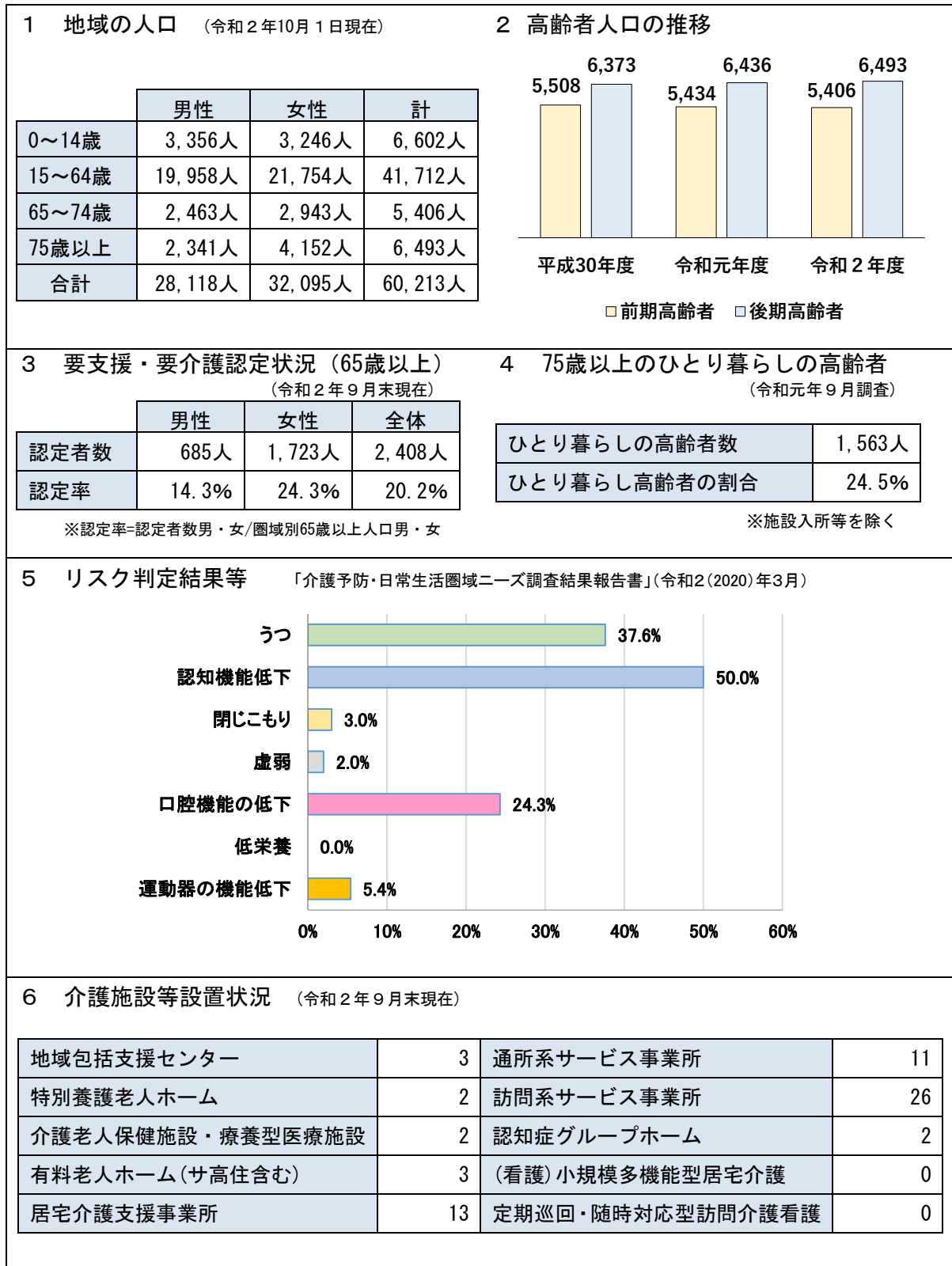
リスク判定結果	割合
うつ	39.6%
認知機能低下	51.0%
閉じこもり	0.0%
虚弱	1.2%
口腔機能の低下	15.3%
低栄養	1.6%
運動器の機能低下	7.5%

### 6 介護施設等設置状況 (令和2年9月末現在)

地域包括支援センター	3	通所系サービス事業所	13
特別養護老人ホーム	4	訪問系サービス事業所	22
介護老人保健施設・療養型医療施設	0	認知症グループホーム	1
有料老人ホーム(サ高住含む)	5	(看護)小規模多機能型居宅介護	1
居宅介護支援事業所	12	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1

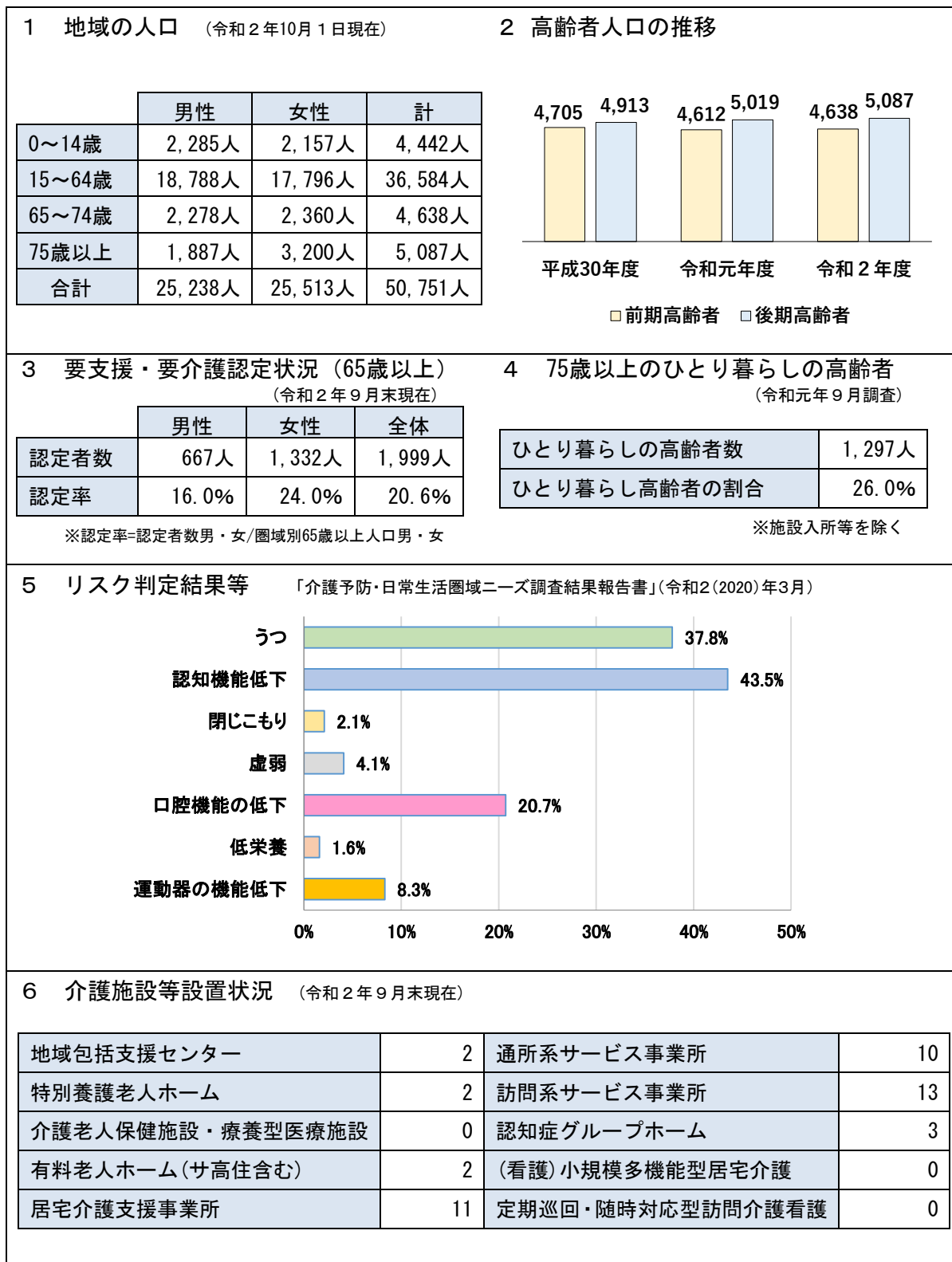
□ 南部地区 □

○休日を楽しむ人が訪れるスポットも多く、ここに住みたいと思わせるどこか懐かしく、落ち着いた雰囲気もあります。古き文化と新しい文化が融合した街があるエリアです。



□ 北部地区 □

○渋谷区内では人口の多いエリアで、昔ながらの商店街が多く残っています。どこかノスタルジックな雰囲気が漂う、その街並みは、人々にやすらぎを与えています。



## 5 介護保険法等改正のポイント

第7期計画では、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、地域包括ケアシステムの深化・推進や介護保険の持続可能性の確保を図るため、関係法令・制度の改正や整備が行われました。

第8期計画策定にあたっては、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する区市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等が行われます。

改正の主な内容	
1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する区市町村の包括的な支援体制の構築の支援	市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う。新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。</li> <li>② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。</li> <li>③ 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。</li> </ul>
3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めると規定する。</li> <li>② 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護 DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。</li> <li>③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。</li> </ul>
4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。</li> <li>② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。</li> <li>③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。</li> </ul>
5. 社会福祉連携推進法人制度の創設	社会福祉事業に取り組む社会福祉法人や NPO 法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

## 第2章 渋谷区の高齢化の動向と高齢者像

### 1 高齢者人口と高齢者世帯の状況

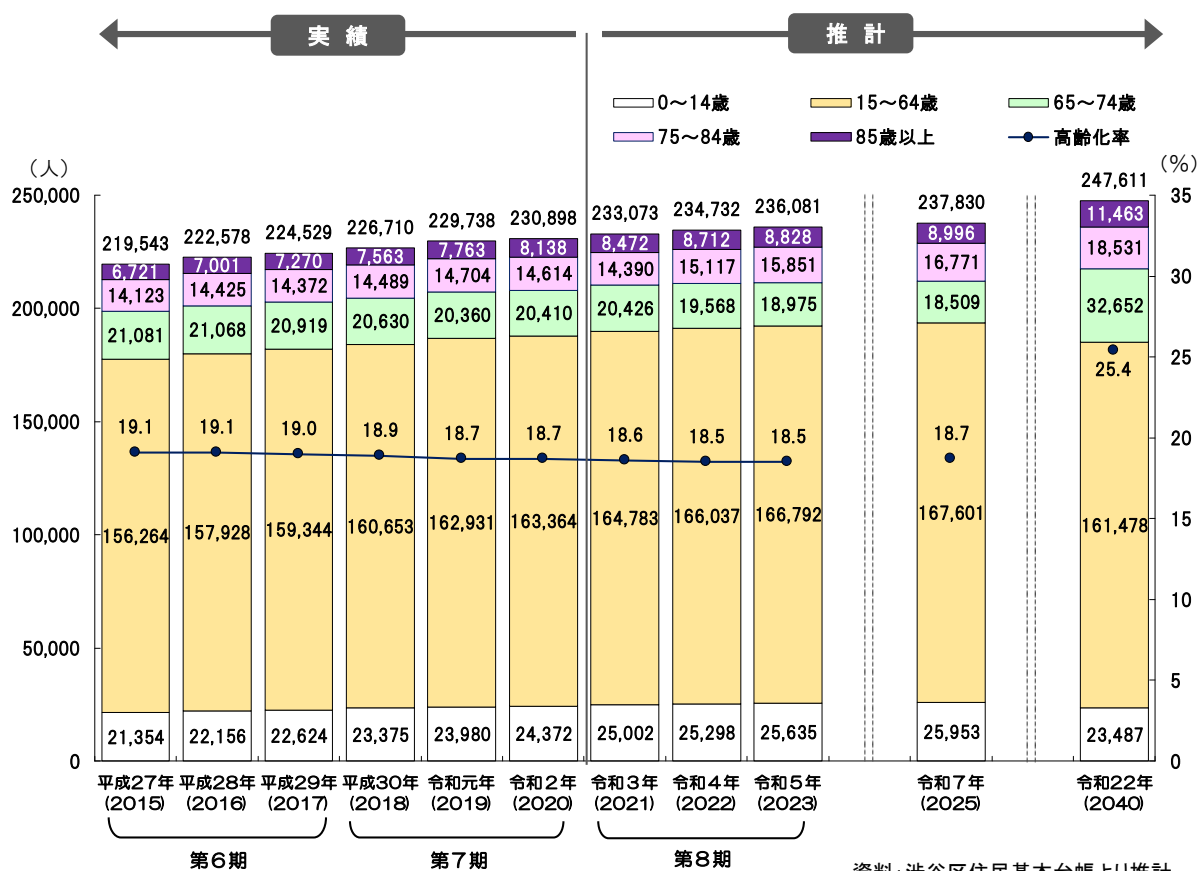
#### (1) 高齢者人口等の推移

渋谷区の総人口は増加傾向にあり、令和2(2020)年10月1日現在で230,898人となっています。65歳以上の高齢者人口も増加していますが、15～64歳人口の増加幅が大きく、高齢化率は低下傾向でした。第8期計画期間にあたる令和3(2021)年度～令和5(2023)年度、そして、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年は、15歳～64歳人口の増加幅がやや弱まり、高齢化率は現在の水準を維持していくと見込んでいます。

なお、団塊ジュニア世代が65歳以上の高齢者となる令和22(2040)年には、高齢化率が約25%まで上昇すると見込まれます。

また、認知症高齢者<sup>1</sup>は、令和2(2020)年9月末現在で約5,000人です。認知症高齢者数は高齢者人口の増加に伴い、今後も増加を見込んでおり、令和7(2025)年には5,500人を超える見通しです。

#### ■ 高齢者人口等の推移・推計



<sup>1</sup> 「認知症高齢者の日常生活自立度(認知症の高齢者にかかる介護の度合いを分類したもの)Ⅱ以上の高齢者(要介護認定申請を行っていない認知症高齢者は含まれない)」

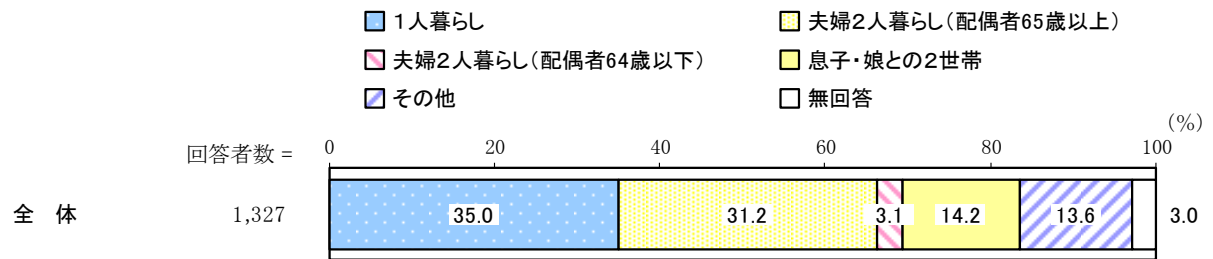


## (2) 高齢者世帯の状況

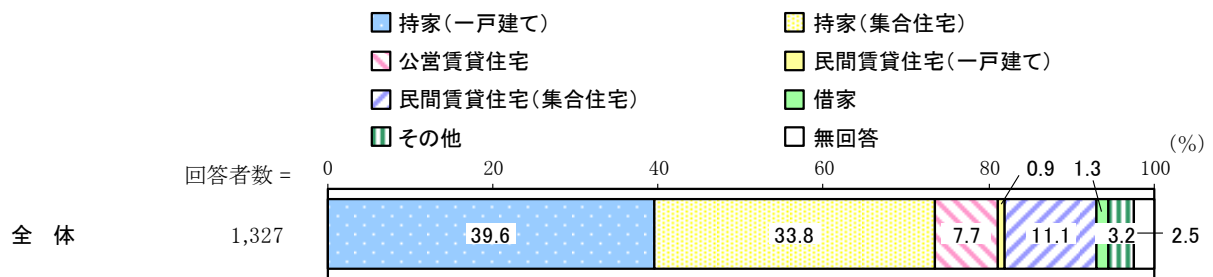
「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」によると、要介護者を除く高齢者世帯では、「ひとり暮らし」が35.0%と最も高く、次いで「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」の割合が31.2%、「息子・娘との2世帯」の割合が14.2%となっています。

住宅の所有状況では、「持家(一戸建て)」が39.6%と最も高く、次いで「持家(集合住宅)」が33.8%、「民間賃貸住宅(集合住宅)」が11.1%となっています。世帯構成別にみると、ひとり暮らし世帯で「賃貸住宅」(借家を含む)の合計が約4割と高くなっています。

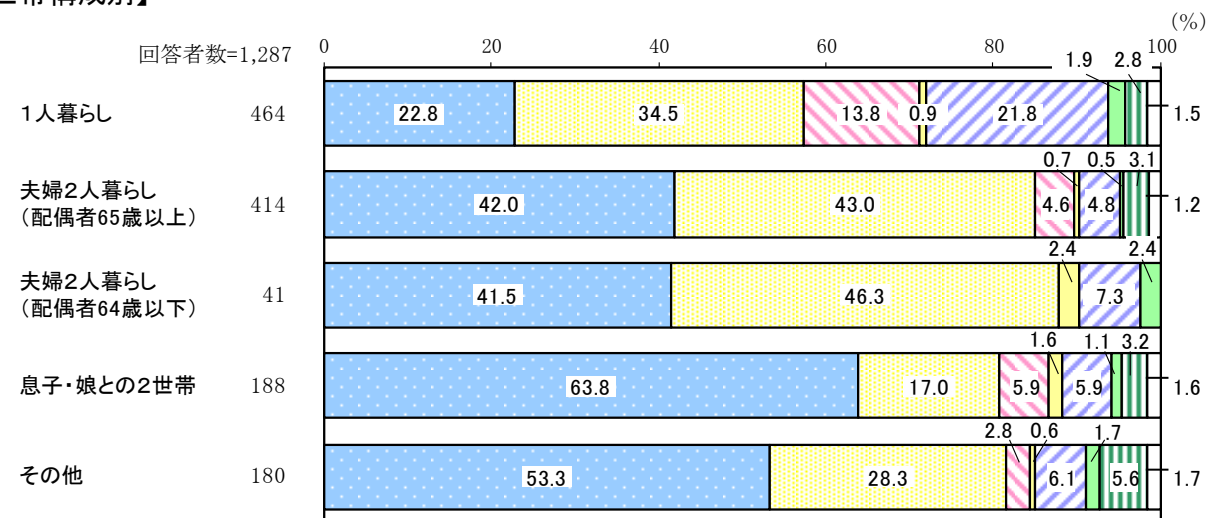
### ■ 高齢者の世帯状況 (家族構成)



### ■ 高齢者の住宅所有状況



### 【世帯構成別】



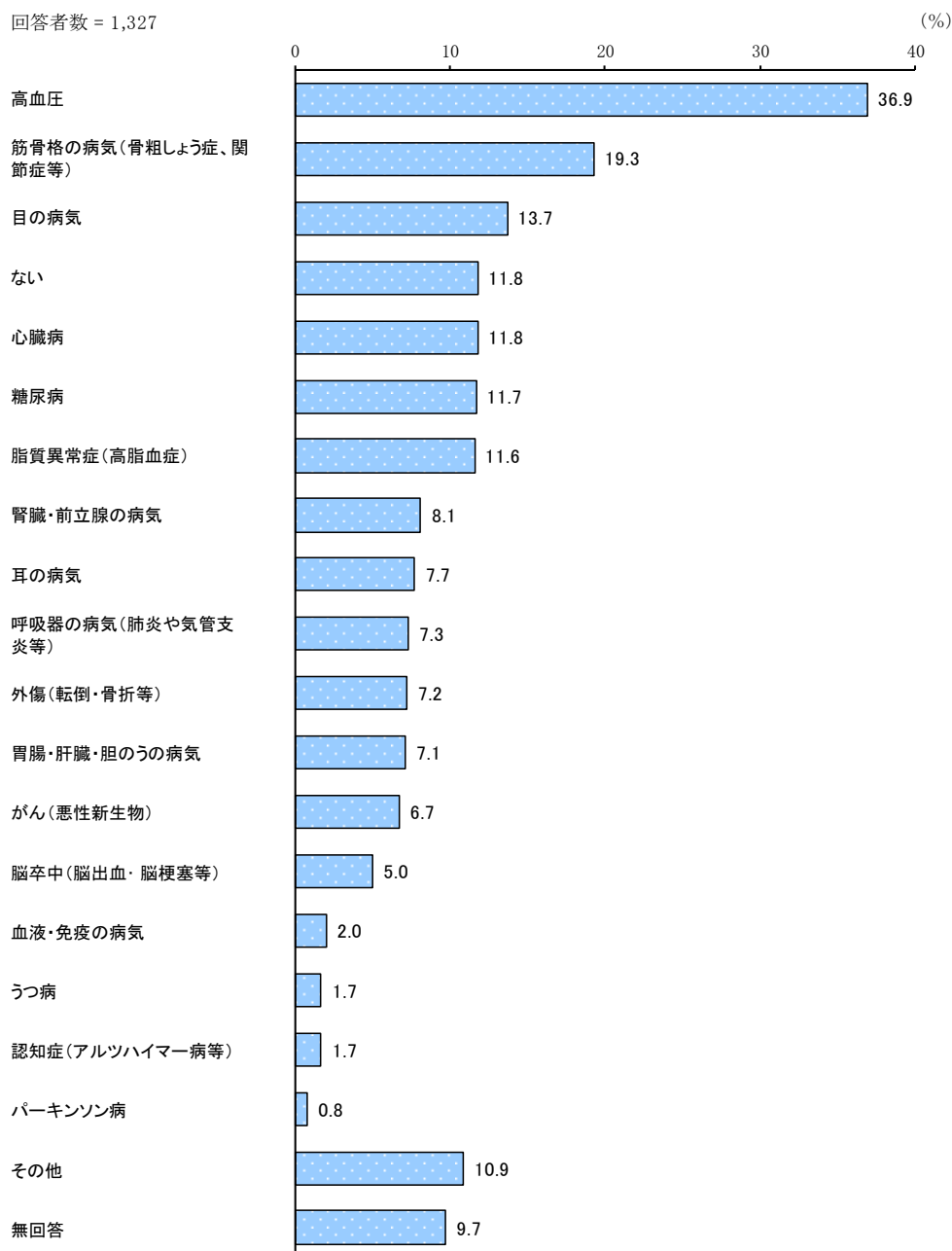
資料:「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

## 2 渋谷区の高齢者像

### (1) 健康・介護予防に関する状況

現在治療中、または後遺症のある病気として、回答が最も高かったのは、「高血圧」の36.9%で、次いで「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」で19.3%、「目の病気」で13.7%、「心臓病」で11.8%、「糖尿病」で11.7%、「脂質異常症(高脂血症)」で11.6%等となっており、目の病気を除くと生活習慣病が多くなっています。

#### ■ 現在治療中、または後遺症のある病気

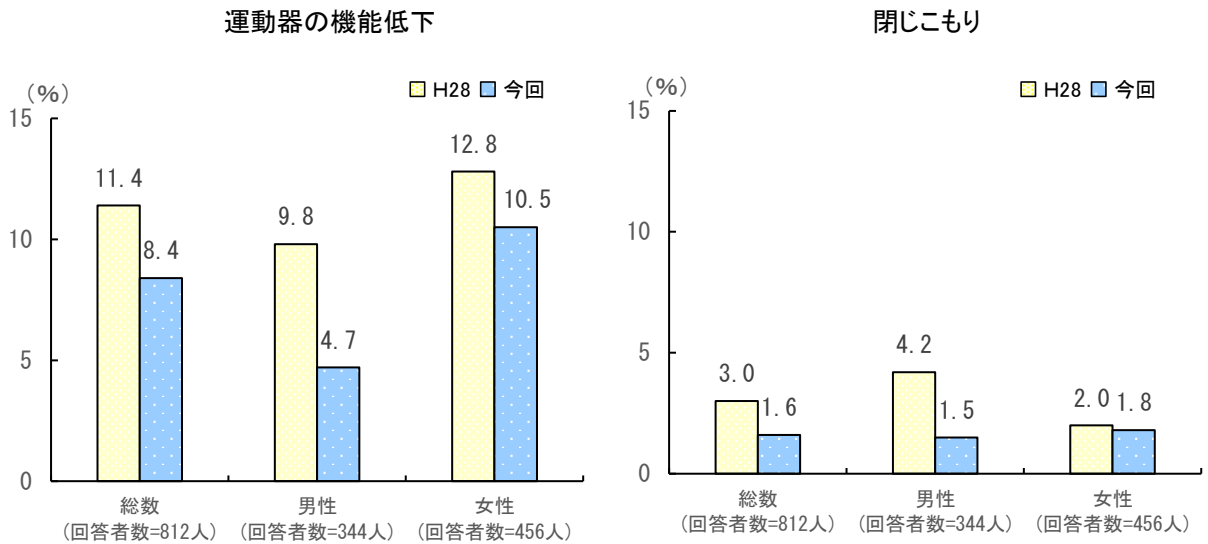


資料:「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)



生活機能低下の有無を判断するためのチェックリストの結果をみると、要支援認定を受けていない調査対象者で「運動器の機能低下」に該当する方は8.4%、「閉じこもり」に該当する方が1.6%となっています。これを平成28(2016)年度に区で実施した結果と比較すると、男女ともに、該当割合が前回の調査結果を下回っており、認定を受けていない高齢者の生活機能が向上していることがうかがえます。

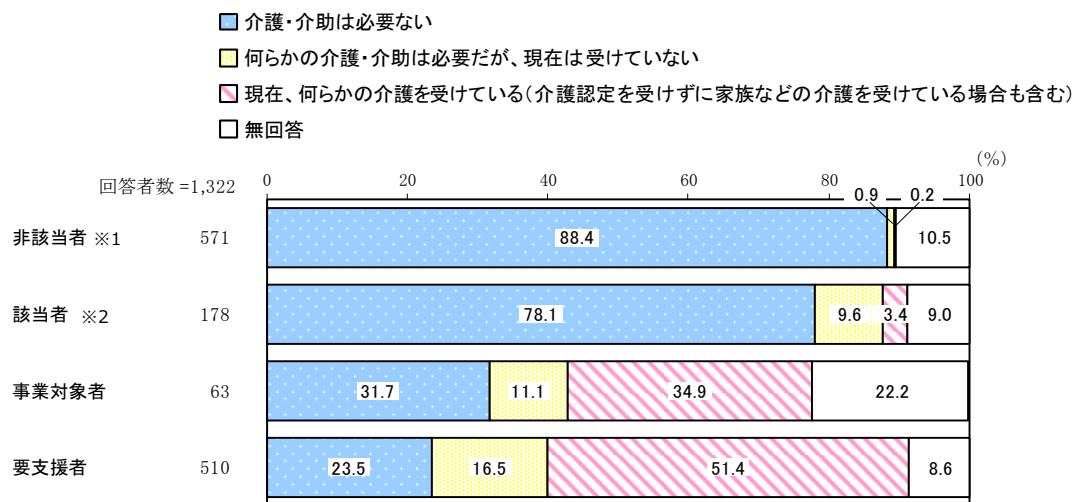
■生活機能



資料:「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

また、介護・介助の必要性に関する設問に対する回答をみると、チェックリストの主な項目に該当する者(該当者)では、9.6%が「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」、3.4%が「現在、何らかの介護を受けている」と回答しています。一方、要支援者でも23.5%は「介護・介助は必要ない」としています。

■介護・介助の必要性



※1 一般高齢者のうち該当者以外の者

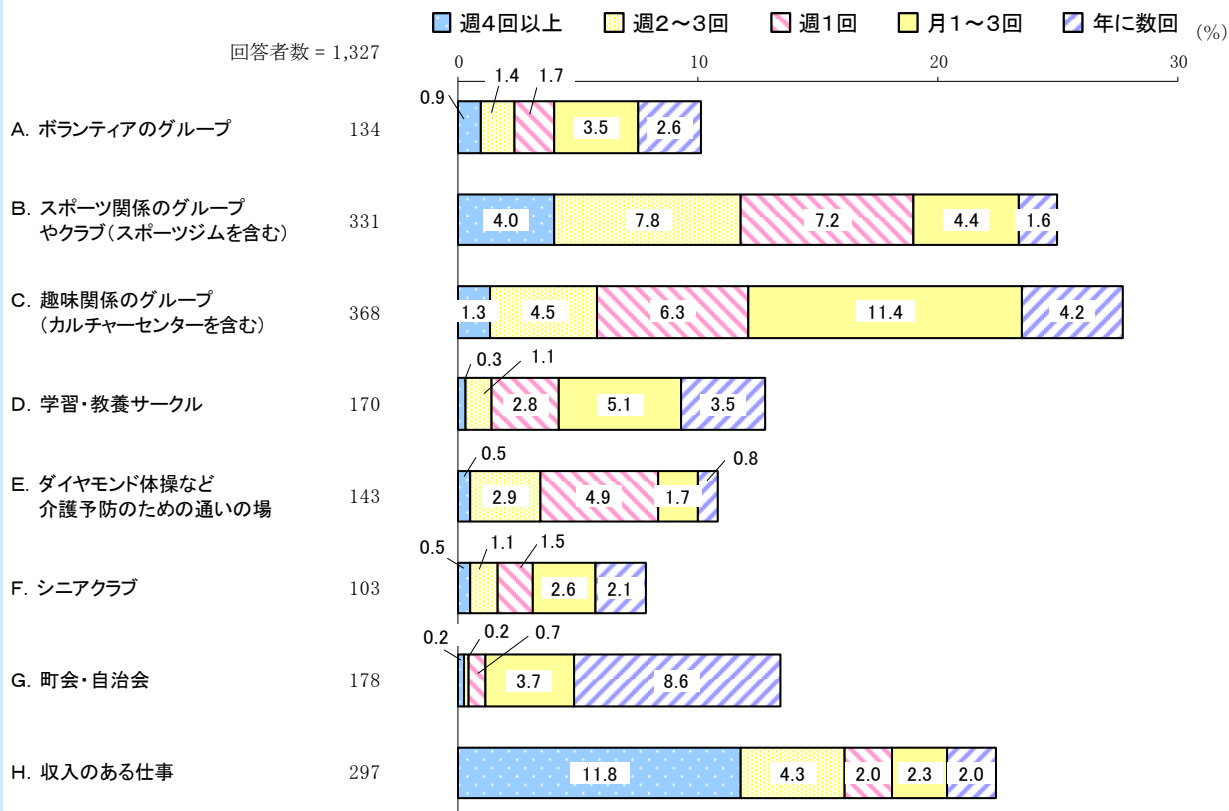
※2 一般高齢者のうち基本チェックリストの運動・栄養・口腔・虚弱・閉じこもり・認知機能・うつのおいずれかに該当すると判定された者

資料:「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

## (2) 地域・社会活動に関する状況

会・グループ活動への参加状況では、「趣味関係のグループ」への参加が最も高く、「スポーツ関係のグループやクラブ」、「収入のある仕事」等が続いています。

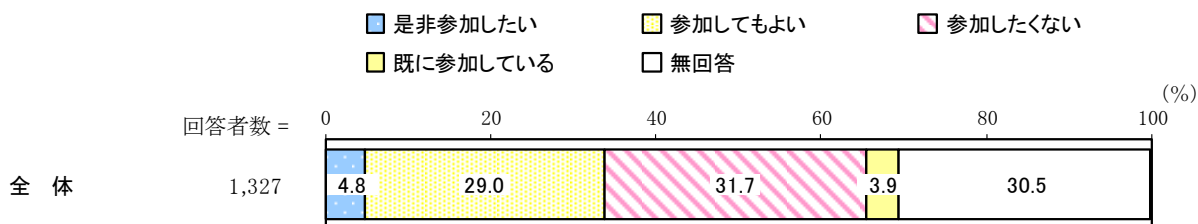
### ■ 会・グループ活動への参加状況



資料:「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

今後、会・グループ活動に参加者として参加してみたいかについてみると、「是非参加したい」と「参加してもよい」の合計が33.8%となっている一方で、「参加したくない」も31.7%みられます。

### ■ 参加者としての会・グループ活動への参加意向

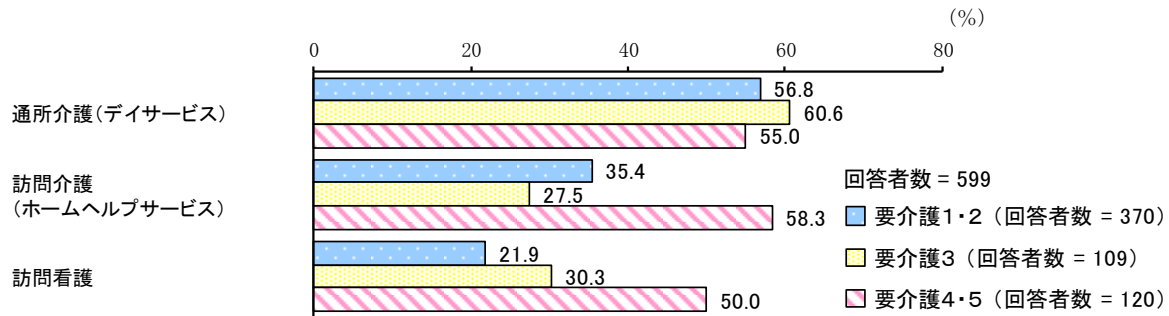


資料:「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

### (3) 介護の状況

主な介護保険サービスの利用状況のうち、在宅要介護者の利用率が比較的高い3つのサービス利用について要介護度別にみると、要介護4・5で「訪問介護(ホームヘルプサービス)」と「通所介護(デイサービス)」の利用率が高くなっています。

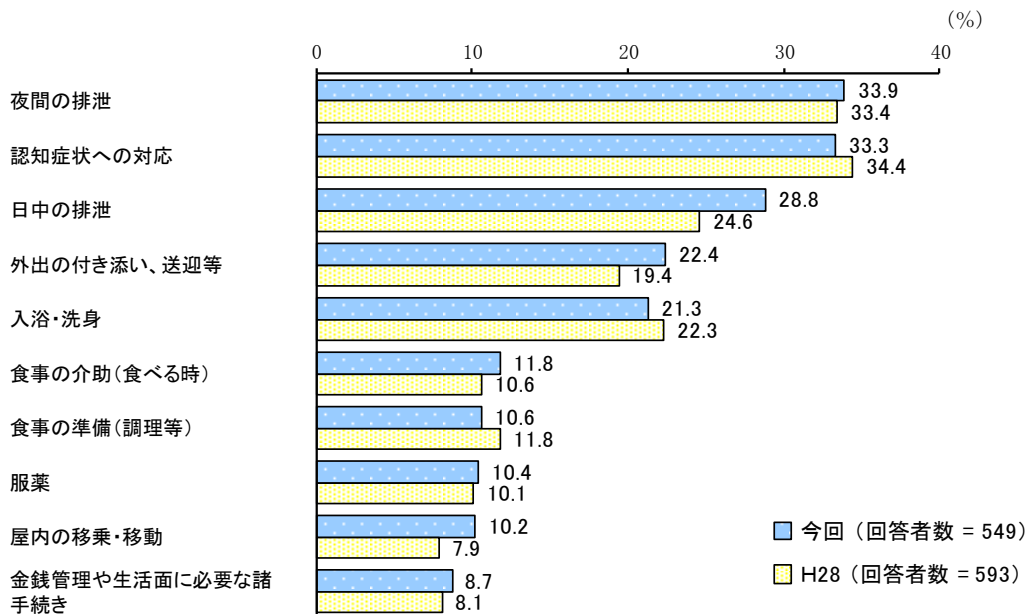
#### ■ 主な介護保険サービスの利用状況



資料:「在宅介護実態調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等をみると、「夜間の排泄」が33.9%と最も高く、次いで「認知症状への対応」が33.3%、「日中の排泄」が28.8%となっています。

#### ■ 主な介護者の方が不安に感じる介護等(上位10項目 抜粋)



資料:「在宅介護実態調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

## 第3章 前期計画の実績と課題

第7期計画における「施策の柱」ごとに展開してきた事業を評価し、併せて統計データや各種調査結果から、現状と課題を整理しました。

### 1 地域で支えあう体制づくり（地域共生社会の実現）

地域づくりのための協議体の拡充、生活支援コーディネーターを活用した関係者のネットワーク化、新たな地域包括支援の仕組みづくりの検討等、地域包括支援体制の充実を図りながら、高齢者、障がい者、児童等が日常生活で触れ合いながら共生できる場、機会の創出の実現を目指しました。

この柱の成果を区民の状態像や意識変容の視点等から把握したところ、閉じこもり該当割合はやや減りました。しかし、何かあったときに相談する相手として「地域包括支援センター・区役所」の割合が21%となっているものの、「そのような人はいない」の割合が約30%となっているため、地域で高齢者がつながる仕組みづくりや取組をさらに推進していく必要があります。

#### (1) 地域包括支援体制の充実

恵比寿西二丁目複合施設(区営住宅、保育所、高齢者や障がい者のグループホーム等)の整備や在宅療養支援ショートステイの安定的な運用といった設備面での充実を図りました。

また、階層別の地域ケア会議を充実させたことにより、個別課題の解決機能強化や地域包括支援ネットワークの構築につながりました。

一方で、セーフティネット見守りサポート事業の協力員の高齢化及び後継者不足やふれあい・いきいきサロンの運営者の高齢化等、担い手の確保の課題が顕在化してきました。

#### (2) 地域包括支援センターの機能強化

機能強化型地域包括支援センターを中心に圏域ごとに協働し、地域包括ケアシステムの構築を推進しています。在宅医療相談窓口や認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーター等と連携することにより地域包括支援センターの機能強化を図っており、今後も引き続き多職種連携の強化や相談力の向上を目指します。

また、高齢者虐待対応における区と地域包括支援センターとの連携方法の見直し・改善を行いました。今後も虐待事案の対応として、例えば民生児童委員や見守りサポート協力員等と連携し、地域の高齢者の生活状況の把握に努め、虐待に発展する前に地域包括支援センターが支援を行う等、発生防止に努めていく必要があります。

### (3) 在宅医療・介護連携の推進

関係各所との連携を強化していることから、在宅医療に関する延べ相談件数は減少していますが、医療機関等からの入退院支援に関する相談の割合が増えています。今後は相談機能の強化とともに、その定着度を高めていく必要があります。

### (4) 健康づくりへの支援

新しく取り組んだ歯科医師会の摂食機能低下予防支援事業については、相談体制を構築しましたが、糖尿病性腎症重症化予防指導事業については、今後も医師会等関係機関と意見を交換しながら協力体制を確保していく必要があります。

また、特定健康診査・特定保健指導をはじめとした各種健診や保健指導については、受診率や実施率を向上させるとともに、高齢者の心身の多様な課題に対し、きめ細かな支援を効果的かつ効率的に実施するために、保健事業と介護予防を一体的に実施していくことが重要となってきます。

### (5) 権利擁護の推進

成年後見制度の利用者がメリットを実感できるように施策を推進するため、また、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりのため、令和2(2020)年度に「渋谷区成年後見制度利用促進基本計画」を新たに策定しました。

令和元(2019)年度に行った成年後見制度に係る区民ニーズ調査等により、成年後見制度利用に対する区民の理解が十分ではない等の課題があることが分かりました。そのため、更なる成年後見制度の周知・普及等に取り組んでいきます。

## 2 認知症高齢者等の支援の充実

国の「新オレンジプラン」の基本的な考え方(認知症の普及・啓発等の関連施策の総合的な推進)を踏まえ、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを目指しました。

この柱の成果を区民の状態像や意識変容の視点等から把握したところ、様々な認知症高齢者等の支援の充実を図ったものの、平成28(2016)年度と比較して認知機能低下該当割合や認知機能障害程度リスク者割合が増加しています。今後の高齢者人口の増加を踏まえると、認知症高齢者は益々増加すると予想されるため、より一層の支援の充実が必要です。

また、要介護者が抱えている病気、主な介護者が不安に感じる介護については、共に「認知症」の割合が高い一方で、要介護認定を持たない高齢者のうち「認知症」に関する相談窓口を知っている人の割合は24.5%にとどまっています。認知症は誰もが関わる可能性がある身近な症状です。症状の有無や年齢で限定せず、地域で広く認知症に関する正しい知識や情報の普及啓発を行い、認知症の早期発見・対応、認知症になっても安心して暮らせる社会の実現に取り組む必要があります。

### (1) 認知症の進行状況に応じた多様な支援の実施

既存サービスである「見守りキーホルダー」や「おかえりサポートメール」の登録者数は着実に増えています(保護につながった件数 平成30(2018)年度7件、令和元(2019)年度8件)。

今後もサービスの周知を継続し、登録者数の増加や効果的な活用を図っていく必要があります。

また、認知症地域支援推進員が中心となり、当事者が抵抗なく受け入れやすく、かつ、最新の内容に改訂した「ものわすれのしおり」(認知症ケアパス)は、認知症に関する様々な情報を提供するツールとして引き続き普及啓発に役立てていきます。

### (2) 認知症予防施策と早期発見できる仕組みの充実

地域包括支援センターが中心となって民生児童委員、安心見守りサポート協力員等と連携を図り、認知症初期症状を示し始めている高齢者の早期発見につなげています。

また、必要に応じて認知症地域支援推進員、認知症支援コーディネーター、認知症相談協力医等を活用して認知症初期集中支援チームによる早期対応を実施するとともに、認知症疾患医療センター等と連携することにより医療や介護サービスへつなげています。

今後は、早期発見・早期対応を行う仕組みの一つとして、認知症検診や認知症予防プログラムを実施することで、より充実した支援を図っていきます。

### (3) 認知症の啓発事業の充実

「認知症フォーラム」や「認知症なっても展」を実施したところ、参加者の満足度も高く、参加者数も増加傾向にあることから、引き続き、企画内容の充実を図ります。



また、「認知症サポーター」を養成する認知症サポーター養成講座について、地域包括支援センター主催講座だけでなく、企業や団体等からの講座開催申込みも順調に受け付けており(平成30(2018)年度38件、令和元(2019)年度58件)、着実にサポーター数が増えています(令和2(2020)年9月30日現在17,766人)。

今後はまだ関心が低いと思われる子育て世代へのアプローチを行なっていく必要があります。

#### (4) 認知症高齢者、家族等の支援

若年性認知症カフェを含む認知症カフェの開設(増設)、若年性認知症対応型デイサービス等計画よりも前倒しで事業を実施し支援策を着実に推進しました。引き続き、医療・介護等の関係機関へ周知を行い、地域包括支援センターや認知症地域支援推進員のコーディネートのもと支援体制の充実を図ります。

また、各地域包括支援センターが開催している介護者リフレッシュ交流会は、テーマを工夫することにより介護者の精神的ストレスの軽減の場として定着しており、今後もより多くの介護者に参加していただくために、周知方法の改善や事業者等に認識してもらうといった工夫をしていきます。

### 3 介護予防・自立生活支援の充実

高齢者の健康づくり事業、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)や介護予防事業を充実させ、生きがいづくりや社会参加等の支援を行うことにより、自立支援・重度化防止の視点で高齢者の地域生活を支えることを目指しました。

この柱の成果を区民の状態像や意識変容の視点から把握したところ、運動器の機能低下の該当割合が平成28(2016)年度と比較して低下しました。

地域活動に参加者として参加してみたいかについては、「是非参加したい」と「参加してもよい」の割合が33.8%となり、地域活動への参加を促すだけでなく、地域活動の立ち上げの支援を行うことで、住民主体で運営される継続性のある通いの場づくりを推進する必要があります。

また、関心の高いスマートフォン・タブレットの講座の充実、渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ事業の拡充等、人生100年時代を見据えた渋谷らしい新たな地域参加の取組を展開していく必要があります。

#### (1) 介護予防施策の充実

ポールウォーキング教室や高齢者健康トレーニング教室、口腔機能向上事業等、多様なプログラム構成を実施しました。多くの事業では毎回定員を満たしていましたが、参加者が少ない事業については、他事業との連携や周知を一層強化していく必要があります。

また、ポールウォーキング教室では住民主体の自主グループが立ち上がったように、今後はこうした住民主体の活動をさらに推進するための支援が課題です。

#### (2) 生活支援サービスの拡充

生活支援コーディネーターについては延べ4名配置し、協議体については第1層協議体を1か所、第2層協議体を7か所設置しました。今後は協議体の活動を活発化し、地域ニーズと関係団体とのマッチングや関係団体間でのネットワーク構築等、具体的な活動を充実させる必要があります。

また、総合事業によるサービスや高齢者の日常生活を支援する福祉サービスについては、サービスの担い手の確保を進めながら、在宅での生活を続ける高齢者の需要に今後も安定して応えられるよう事業を継続していく必要があります。

#### (3) ICTやロボット技術等の活用の推進

平成31(2019)年3月に特別養護老人ホーム美竹の丘・しぶやで見守り支援システムを導入し、職員の携帯するスマートフォン上で内線・ナースコール・介護カルテシステムと連動するシステムの運用を開始しました。夜間の見守りや生活状態の把握において効果的に活用できていると、安全性の向上や職員の負担軽減につながっています。今後は導入施設での検証を行いながら、引き続き、新規開設予定の施設等への導入を検討します。



#### (4) 社会参加と生きがいづくりの支援

元気な高齢者の社会活動への参加を促進するため、区の事業、地域活動等に係る生涯活躍の推進に関する情報提供を行い、「学ぶ」・「はたらく」を通じた生涯活躍につなげる機会の提供を行う「渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ」を設置しました。今後は令和元(2019)年10月に開校した区内の大学、企業等との連携講座による「渋谷ハチコウ大学」の充実と人生100年時代を見据えた渋谷らしい取組である「はたらく」・「つながる」の分野における事業の本格展開が課題です。

また、シニアいきいき事業の参加者は増加傾向にあるものの、シニアクラブ活動の会員数は減少傾向にあります。今後は、フレイル予防に応じた活動を行い、新規参加者や会員数を増やしていく必要があります。

## 4 基盤整備

在宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスといった区民のニーズに応えられるような多様な介護保険サービスの基盤整備を目指しました。

この柱の成果を整備状況と区民の意向の視点等から把握しました。

令和3(2021)年3月開設の恵比寿西二丁目複合施設に認知症高齢者グループホーム、看護小規模多機能型居宅介護事業所を整備しました。さらに、令和3(2021)年5月には特別養護老人ホーム渋谷区かなみの杜・渋谷(84床)を開設しますが、引き続き整備を検討する必要があります。

一方で、今後は区内の特別養護老人ホームの床数を継続的に確保するため、老朽化した施設の大規模改修を計画・実施していく必要があります。

さらに、新しい介護保険サービスの利用意向では、通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせるサービスやそれに訪問看護を組み合わせる複合サービスの利用意向が高く、圏域別にみると、特に東部圏域と南部圏域で高いことから、恵比寿西二丁目複合施設の看護小規模多機能型居宅介護事業所の今後の利用状況等を踏まえ、区内のサービス需要を検討する必要があります。

### (1) 特別養護老人ホーム等の充実

一部誘致の進まなかったケースがあるものの、区立施設については、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームをおおむね計画通り整備しました。今後は、整備した施設の安定した利用率の維持、利用者への満足度の向上を課題として適切な施設運営・管理が求められます。

一方で、都市型軽費老人ホームや有料老人ホームの誘致については、事業者から情報収集を行い、今後の整備数について検討していく必要があります。

### (2) 在宅（居宅）サービスの充実

恵比寿西二丁目複合施設が令和3(2021)年3月に開設したことで、区内初の看護小規模多機能型居宅介護事業所の設置となります。それに伴い、利用者やケアマネジャーへ事業を周知するとともに今後の利用状況等を踏まえ、区内でのサービス必要量を検討していく必要があります。

また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所については、引き続きニーズを把握し、整備を検討していきます。

### (3) 人材育成の支援

介護職員初任者研修の受講料補助により人材確保対策を行ってきましたが、さらなる支援のために介護職員の質の向上や安定的な介護人材の定着のための取組が必要です。

また、介護支援専門員等研修会は、参加者の多い「認知症なっても展」を活用した開催や「障がい者福祉」をテーマとして取り上げる等、新たな取組を行いました。各回とも100人近い参加があり、関心の高さがうかがえます。今後も時流に沿ったテーマを設定する工夫が必要です。

#### (4) バリアフリーの推進

渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画における渋谷駅周辺地区の公共交通機関、建築物、道路、公園等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。

また、歩道のバリアフリー化等については、オリンピック・パラリンピック競技場周辺の重点整備区間の補修を実施しましたが、依然として、劣化による破損等が見受けられるため、引き続き補修を行なっていく必要があります。

## 5 介護保険事業の安定した運営

国が定める介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針に従い、団塊の世代が75歳以上になる令和7(2025)年を見据えながら、介護サービスの利用量、保険給付費等を算出するとともに、事業の円滑な運営のための取組を講じて、介護保険制度の持続可能性を高めることを目指しました。

この柱の成果を介護の質という観点に立ち、事業所の視点等から把握しました。

介護職員数の不足について、「やや不足している」と「不足している」を合わせた割合が65.7%でした。

研修・教育に関しては、「人材育成のための時間がない」と「指導出来る人材が少ない、またはいない」の割合が高い状況でした。

介護人材の確保に向けては、元気高齢者や外国人等介護人材のすそ野を広げる取組を進めていくことが期待され、介護職員の育成のために研修はより受講しやすく実践的な内容となるよう充実化を図り、介護職員の育成とサービスの質の向上を目指す必要があります。

### (1) 第1号被保険者数及び要介護(要支援)認定者数

#### ①第1号被保険者数

令和元(2019)年の第1号被保険者数は43,446人で、平成27(2015)年の42,467人に比べ979人(約2.3%)増加しています。前期高齢者と後期高齢者別に平成27(2015)年と令和元(2019)年を比較すると、後期高齢者が約7.8%(1,666人)の増に対し、前期高齢者は約3.3%(687人)の減少となっています。

平成30(2018)年と令和元(2019)年は、ともに全体数、前期高齢者数、後期高齢者数のすべてで見込みより低く推移しました。

#### ②要介護(要支援)認定者数

令和元(2019)年の要介護(要支援)認定者数は8,999人で、平成27(2015)年の8,549人に比べ450人(約5.3%)増加しています。介護度別で見ると、要介護認定者より要支援認定者の増加率の方が高く、特に要支援2の増加が顕著となっています。

平成30(2018)年及び令和元(2019)年の見込みと実績を比較すると、認定者総数では両年とも実績が下回りましたが、介護度別では、やや減少傾向にあった要介護1が平成30(2018)年に増加傾向に転じたことから、要介護1は両年とも見込みを上回りました。

## (2) 介護保険サービスの利用状況

平成30(2018)年及び令和元(2019)年の見込みと実績を比較すると、一人一月当たりの利用日数・回数または利用人数について、介護サービスでは、「訪問看護」、「通所介護」、「介護療養型医療施設」が見込みより実績が上回り、特に、「訪問看護」の利用が増加しております。

また、介護予防サービスでは、「訪問看護」、「通所リハビリテーション」が、見込みより実績が上回りました。「訪問看護」については、理学療法士、作業療法士や言語聴覚士による機能訓練を受ける利用が増加している傾向にあります。

令和元(2019)年度の実績では、介護老人福祉施設と特定施設入居者生活介護の利用が、介護サービス費用額全体の42.3%を占めています。近年、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が増加し、これらが多様な介護ニーズの受け皿となっている状況も踏まえ、設置状況や利用状況等を分析し、各サービス量の見込みを立てる必要があります。

## (3) 事業の円滑な運営のための取組

### ① 苦情処理・相談体制の充実

第6期と比較して相談件数はやや増加傾向にあり、利用者以外に事業者からの相談も増えています。利用者が安心して介護保険制度を利用できるよう、引き続き介護保険相談員が、事業者や地域包括支援センター等と連携を図りながら、迅速かつきめ細かな対応を行うことが求められます。併せて、利用者に対しては、介護保険サービスの適切な利用に関して理解を深めてもらうため意識啓発を図っていく必要があります。

### ② 情報提供の充実

情報提供の充実として、様々な媒体を通じて介護保険制度や介護保険サービスに関する情報の周知を行い、情報提供の充実を図りました。

若年層に対する制度等の周知として、「マンガでわかる介護のお仕事」を区立中学2年生に配布しましたが、今後、配布対象の拡大や職場体験の事前学習以外の活用を増やす等、介護保険制度や介護職への関心を高める工夫をさらに進める必要があります。

区立中学で貸与されているタブレット端末を活用した制度周知等については、仕組みや内容について検討した結果、費用対効果の面から実施には至りませんでした。改めてニーズ等を見極めた上で、他の代替方法も含めて検討を行う必要があります。

### ③介護事業者における人材確保と育成の支援

介護人材の確保については、渋谷就労支援センターしゅやビッテ、ハローワークと連携し、「福祉のしごと相談面接会」や「介護施設のツアー面接会」のほか、これから介護の仕事を始めようとする人を対象とした「介護に関する入門的研修&おしごと相談会」を実施し、就労支援を行なっています。

また、介護事業所向けに人材育成研修を実施し、専門的スキルやマネジメントスキル等を学ぶ研修を行うほか、利用者、その家族とのコミュニケーションの取り方や、事業所に対する苦情等の対応等も研修を通して支援します。育成研修については、参加率の向上が課題であり、周知方法や日時・場所・研修メニューの選定を見直し、参加者増を目指します。

令和2(2020)年度からは地域密着型サービス等の事業所に対し介護職員の宿舍を借り上げるための費用の一部を助成する介護職員宿舍借り上げ支援事業を開始し、活用を進めることで介護人材の確保と定着に向けた取組を広げていきます。

## (4) 介護保険に係る負担の軽減

### ①介護保険料の軽減

「公費による保険料軽減の強化」については、消費税率が10%に改定されたことによる低所得者層の負担を軽減するため、令和元(2019)年度より公費を投入して、住民税非課税世帯である第1段階～第3段階の年間保険料を軽減しました。また、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって世帯の主たる生計維持者の収入に一定以上の減少があった方等を対象に、保険料の減免を行なっています。

「渋谷区介護保険料個別減額制度」については、区独自の減額制度として生計が困難な方を対象に実施しており、介護保険料の通知と一緒に案内チラシを同封しています。

### ②利用者負担の軽減

所得が一定水準以下の被保険者に対して、利用料負担を軽減する「渋谷区介護保険サービス等利用者負担額助成制度」、「障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担額助成制度」、「施設サービスにおける食費・居住費の軽減」、「社会福祉法人等による軽減」、一時的に大きな利用料負担が生じた被保険者に貸付を行う「高額介護サービス費等貸付制度」を設け、低所得層の利用者負担の軽減を実施しています。

「渋谷区介護保険サービス等利用者負担額助成制度」については、継続的に年間約700件の支給があります。各軽減制度には、所得や預貯金等の基準があるため、毎年、しゅや区ニュースに軽減制度の内容を掲載し、利用者に周知するとともに、事業者説明会で軽減制度の説明を行い、事業者への周知をしています。



## (5) 事業の適正化

### ①要介護認定の適正化への取組

要介護認定を認定調査基準に基づき適正に行うため、学習会を開催しました。平成30(2018)年度は施設調査員、令和元(2019)年度は調査委託事業所調査員を対象に、調査項目定義の理解や特記事項の記載方法について講義し、また、必要に応じ調査に同行して、指導及び調査票の添削指導を行いました。

今後も、調査員個々の調査能力向上・維持、また、調査業務指導者育成の取組を進めていきます。

### ②介護給付適正化への取組

利用者に対する適切な介護サービスの提供や不適切な給付を防止するために、「ケアマネジメントの適正化」、「事業者体制及び介護報酬請求の適正化」、「介護給付費通知」といった介護給付適正化事業を行なっています。

「ケアマネジメントの適正化」では、書面や面談方式のケアプラン点検の実施をしています。ケアプラン点検の内容を居宅介護支援事業所内で共有してもらうことにより、ケアマネジメント能力の向上につながりました。また、住宅改修については、改修工事前の事前審査で自立支援・重度化防止のための改修工事となっているか、書面確認のほかに電話確認や現地調査を行い、点検精度を上げ、適正な給付に取り組んでいます。

### ③事業者への適正な指導・監査の実施

実地指導については、令和元(2019)年度は26回実施しました。今後も事業者に対して適正な給付費請求やサービス提供を促していく必要があります。

### ④福祉サービス第三者評価の促進

「福祉サービス第三者受審経費助成」については、必要とする事業者に対し経費助成の案内を行い第三者評価の定着を図っています。「福祉サービス第三者評価の普及」については、事業者説明会等において、第三者評価を受けることを促し普及に努めています。





## 第二部 計画の骨子

---

## 1 計画の基本理念等

団塊の世代が75歳以上になる令和7(2025)年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22(2040)年に向けて、超高齢社会をより活力あふれるものとしていくためには、すべての高齢者が生涯にわたって、住み慣れた住まいや地域において「いきいきと、あんしんして、ともにささえあい」ながら、生きがいを持って暮らし続けるとともに、積極的に社会参加しながら、主体的に活躍できる地域社会を目指す必要があります。

介護保険法で定めている基本指針では、第6期(平成27(2015)年度～平成29(2017)年度)以降の市町村介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」と位置付け、令和7(2025)年までの各計画期間を通じて、可能な限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じて、医療、介護、予防、住まい及び生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」を段階的に構築するとともに、令和22(2040)年を見据え、第8期計画の目標を設定し取組を進めることが求められています。

渋谷区では、第7期計画まで「いきいき、あんしん、ささえあいのまちづくり」を基本理念として掲げ、その実現に向けて、区と区民、両者の取り組むべき姿勢を示すとともに、施策の展開を図ってきました。

第8期計画でも、基本指針の考え方や計画の継続性の観点から、引き続きこの基本理念を継承します。そして、区の上位計画である「渋谷区長期基本計画2017-2026」が掲げる理念や目標を踏まえ、中長期的な視点から取り組むべき基本目標として3つの目標を掲げ、積極的に取り組みます。

また、第8期計画の「基本理念」及び「基本目標」の実現に向けては、渋谷区の高齢者を取り巻く社会情勢を見極めながら、新たな課題に対応していくため、区の目指す高齢者像、これまでの福祉の基盤整備状況、高齢者保健福祉施策の進捗状況及び介護保険事業の運営状況等、様々な要素を総合的に勘案した上で、「基本的考え方」に沿って、区が取り組むべき施策を検討し整理しました。

**【基本理念】**

**いきいき、あんしん、  
ささえあいのまちづくり**

**【基本目標】**

- I 地域における共生社会の実現**
- II 生活支援サービスの充実**
- III 高齢者が安心して暮らせる環境の整備**

**【基本的考え方】****その1 生きがいづくりのための多彩なプログラムの提供**

関係所管等と連携を図りながらすべての高齢者が生きがいを持ち、健康でいきいきと暮らせるよう支援します。日常生活の中でできる限り自分らしさを発揮しながら、健康づくり、仲間づくりに励み、生きがい、やりがいを感じられる活動の機会や場の提供に努めます。

**その2 状態に応じた切れ目のないサービスの提供**

支援や介護を必要とする前の段階から、すべての高齢者ができる限り自立し、健康で活動的な生活を送れるよう支援するとともに、支援や介護を必要とする状態になっても、心身機能の改善を図り、重度化を防止できる、切れ目のない効果的な介護予防事業の提供に努めます。

**その3 自立生活を総合的・継続的に支援する体制づくり**

誰もが住み慣れた住まいや地域において、最後まで尊厳を持ってその人らしい人生を送ることができるよう、あらゆる人がつながり、相互に相談や支援ができる「共助ネットワーク」を活かした地域ケアに取り組み、高齢者の地域での自立生活を、総合的かつ継続的に支援するとともに、中長期的な視点に立ち、安心して暮らせる基盤の整備に積極的に取り組みます。

## 2 施策の体系

### 基本理念

いきいき、あんしん、ささえあいのまちづくり

基本目標	施策の柱	施策の方向性
I 地域における 共生社会の実現	柱1 地域共生社会の実現	1 地域包括支援体制の充実
		2 在宅医療・介護連携の推進
		3 権利擁護の推進
		4 バリアフリーの推進
		5 多世代交流の推進
II 生活支援サービスの 充実	柱2 認知症高齢者等の 支援の充実	1 認知症の進行状況に応じた 多様な支援の実施
		2 認知症の早期発見・早期対応 できる仕組みの充実
		3 認知症の啓発事業の充実
		4 認知症高齢者、家族等の支援
III 高齢者が安心して 暮らせる環境の 整備	柱3 介護予防・自立生活 支援と社会参加の推進	1 介護予防施策の充実
		2 健康づくりの支援
		3 生活支援サービスの拡充
		4 社会参加と生きがいをづくりの 支援
	柱4 介護サービス基盤・ 人的基盤の整備	1 基盤整備（施設・居住系サービス、 在宅（居宅）サービスの充実）
		2 ICTやロボット技術等の 活用の推進
		3 介護事業者における人材確保 と育成の支援
		4 感染症発生時や災害時の取組
	柱5 介護保険事業の安定 した運営	1 介護サービスの見込みと 保険料の設定
		2 事業の円滑な運営のための取組

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の計画期間中に区が取り組むべき施策を、「基本理念」及び「基本目標」の実現に向けて5つの「施策の柱」としてまとめ、各柱について「基本的考え方」に沿った「施策の方向性」「主な取組」を示しています。

### 主な取組

・【新規】包括的な相談支援体制の構築	・地域包括支援センターの充実
・【拡充】生活支援コーディネーター及び協議体の充実	・家族介護者教室
・地域ケア会議の実施	・介護者リフレッシュ交流会
・【新規】在宅医療・介護連携推進コーディネーター（仮称）の設置	
・地域包括支援センターにおける虐待相談窓口	・成年後見申立て等支援
・成年後見制度の利用促進	
・区立施設のバリアフリー化	・点字ブロック等の整備
・渋谷駅周辺地区の一体的なバリアフリー化	
・【拡充】景丘の家事業の実施	・高齢者福祉施設での多世代交流
・【新規】認知症予防プログラムの実施	・ものわずれのしおり（認知症ケアパス）の更新
・認知症支援コーディネーターや認知症地域支援推進員の活用	
・【新規】認知症検診の実施	・認知症相談協力医の活用
・認知症初期集中支援チーム	・認知症疾患医療センターとの連携
・【新規】本人ミーティングの開催	・認知症フォーラム等の実施
・認知症サポーター養成講座等の充実	
・【新規】チームオレンジの構築	・（若年性）認知症カフェの充実
・【拡充】認知症高齢者の行方不明対応	
・【新規】通いの場づくりの支援	・【新規】通いの場等へのリハビリテーション専門職派遣
・【新規】地域診断研究事業	・【新規】オンライン配信事業
・【拡充】体力測定事業	
・【新規】高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施	・高齢者インフルエンザ予防接種
・後期高齢者健康診査	・口腔機能維持向上健康診査
・【新規】高齢者補聴器購入費助成事業	・高齢者等配食サービス
・食事券事業	
・【新規】高齢者デジタルデバйд解消事業	・【新規】社会参加活動ポイント制度
・【新規】デジタル活用支援員制度	・【拡充】渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ
・【新規】特別養護老人ホーム（かなみの杜・渋谷）の開設	・【新規】渋谷区居住支援協議会の設立
・【新規】特別養護老人ホームの改修	・【拡充】居住支援事業の強化
・【拡充】介護ロボット等の導入	
・【新規】介護職員実務者研修受講料補助事業	・介護職員の宿舎借り上げ支援事業
・【拡充】介護に関する入門的研修及び就職相談会	・SHIBUYAかいごセミナー（介護職員人材育成研修）
・【新規】高齢者福祉施設における感染症対策	・【拡充】地域連携による災害時支援の仕組みづくり
・【拡充】避難所運営基本マニュアルの作成	・【拡充】介護サービス事業所の防災計画等の整備
・介護サービス見込み量の適切な設定	
・【新規】介護現場におけるハラスメント対策	・実地指導の実施
・介護給付等の適正化への取組	・福祉サービス第三者評価の普及

### 3 計画の指標

高齢者の自立支援や重度化防止の取組を推進するために地域課題を分析し、地域の実情に即して、取組に関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する評価及び評価結果を公表するよう努める必要があります。

指標には、「活動指標」と「成果指標」等があります。指標を設定することで、同じデータや課題を保険者、現場、有識者、地域の関係者と共有し、地域が同じ問題を認識し、取り組むことが可能となります。

<b>活動指標</b>	事業の具体的な活動量や活動実績を測る指標 アウトプット指標ともいう。
<b>成果指標</b>	施策、事業の実施による行政活動の成果を測る指標 アウトカム指標ともいう。

#### 基本理念

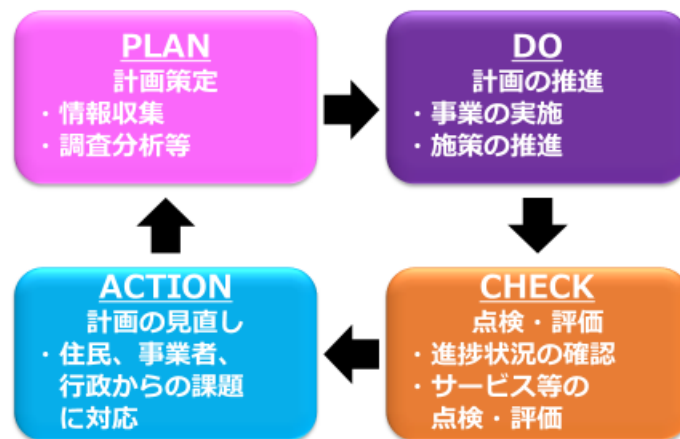
いきいき、あんしん、ささえあいのまちづくり

#### 描いているイメージ

- ▶ 自らの健康づくり・介護予防に努めてきた区民の健康寿命の延伸、重度化防止が図られ、生きがいを持って社会参加できる機会が増えることで、担い手・支え手となる個々の意識が醸成されて、地域共生社会の実現に向けたまちづくりが進んでいる。

<計画全体に関する成果指標> ◎ = アウトカム指標

指標	現状(令和元年度)	目標(令和5年度)
①◎健康寿命（平均自立期間） <sup>2</sup> の延伸	男性 80.6歳 女性 85.1歳	男性 81.1歳 女性 85.6歳
②◎75歳以上高齢者における介護・支援を要しない方の増加	65.64%	66.00%



<sup>2</sup> 健康寿命：国保データベース(KDB)システムによる平均自立期間(要介護2以上を「不健康」、それ以外を「健康」と定義)

本計画では、重点的な取組とともに、施策ごとに目標を設定します。

効率的な計画推進を行うために、関係所管との連携を密にし、情報や目的を共有するとともに、P D C A サイクルを活用した進行管理を行います。その結果、より効果的な施策の実現を図り、市町村の保険者機能を強化していくことが可能となります。

Ⓟ=アウトプット指標 Ⓞ=アウトカム指標

施策の柱に位置づけた重点的な取組等	
《重点》=重点的な取組 《姿》=目指す姿	
<b>柱1 地域共生社会の実現</b>	
《重点》	地域共生に向けた取組の推進
《姿》	生活上の課題を抱える区民が包括的な支援を受けられる地域
<b>柱2 認知症高齢者等の支援の充実</b>	
《重点》	本人の視点を重視した認知症高齢者等への支援
《姿》	認知症になっても安心して日常生活を送ることができる地域
<b>柱3 介護予防・自立生活支援と社会参加の推進</b>	
《重点1》	住民主体による通いの場の活動支援
《姿》	高齢者の自分らしさ、生きがいを支える地域
《重点2》	新しい生活様式に適した社会参加の支援
《姿》	インターネットの活用により社会とのつながりを生み、孤立化を防止
<b>柱4 介護サービス基盤・人的基盤の整備</b>	
《重点1》	介護人材の確保・定着・育成
《姿》	介護サービスの安定的な提供と質の向上
《重点2》	感染症発生時や災害時の取組
《姿》	感染症発生時や災害時の高齢者の安全確保と支援の継続

目指す姿に向けての進捗を推し量る「指標」		
	現状	目標
Ⓟ第2層協議体の数	7か所	11か所
Ⓟ地域ケア会議にリハビリ職種が参加する割合	28%	50%
	現状	目標
Ⓞ介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による認知症に関する相談窓口の認知率	24.5%	50%
Ⓞ介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による認知機能障害程度レベル2以上の人の割合	12.2%	10%
	現状	目標
Ⓞ通いの場への65歳以上の参加割合	—	6%
Ⓟ介護予防に資する住民主体の通いの場の状況	—	マッピング化
Ⓞ介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による主観的健康観	66.7%	75%
	現状	目標
Ⓟデジタル活用支援員の登録者数	—	200人
Ⓟスマートフォンとタブレットの講座等の受講者数	400人	11,000人
	現状	目標
Ⓟ介護人材確保に係る研修の参加者数	64人	100人
Ⓞ介護に関する入門的研修等修了者の採用率	9.8%	30%
Ⓟ介護人材育成に係る研修の参加者数	89人	200人
	現状	目標
Ⓟ自主防災計画、業務継続計画を作成している事業所の割合	37.1%	100%
Ⓟ避難訓練の実施率	56.8%	100%





## 第三部 施策の展開

---

---

第1章 柱1 地域共生社会の実現


第2章 柱2 認知症高齢者等の支援の充実

第3章 柱3 介護予防・自立生活支援と社会参加の推進

第4章 柱4 介護サービス基盤・人的基盤の整備

第5章 柱5 介護保険事業の安定した運営






## 第1章

### 柱1 地域共生社会の実現

重点的な取組 地域共生に向けた取組の推進

- 1 地域包括支援体制の充実
  - 2 在宅医療・介護連携の推進
  - 3 権利擁護の推進
  - 4 バリアフリーの推進
  - 5 多世代交流の推進
- 

# 第1章 柱1 地域共生社会の実現

## 重点的な取組 地域共生に向けた取組の推進

### 目指す姿

生活上の課題を抱える区民が包括的な支援を受けられる地域

### 背景

- 近年、8050問題やダブルケア<sup>3</sup>等複合的かつ複雑な支援ニーズが顕在化しており、個別的で柔軟な支援が必要とされています。そのため、社会福祉法等の改正で、多様化した支援ニーズに対応する区市町村の包括的な支援体制の構築の必要性が示されました。
- 地域での活動の場等において、地域住民同士が気かけ合い緩やかに見守り合う関係性を作り、重層的な地域セーフティネットを構築することで、本人を地域コミュニティにつなぎ戻していくことが求められています。
- 地域共生に必要な要素として、国からは属性に関わらず地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、社会とのつながりや参加を支援する機能、地域づくりをコーディネートする機能という3つの機能が示されています。

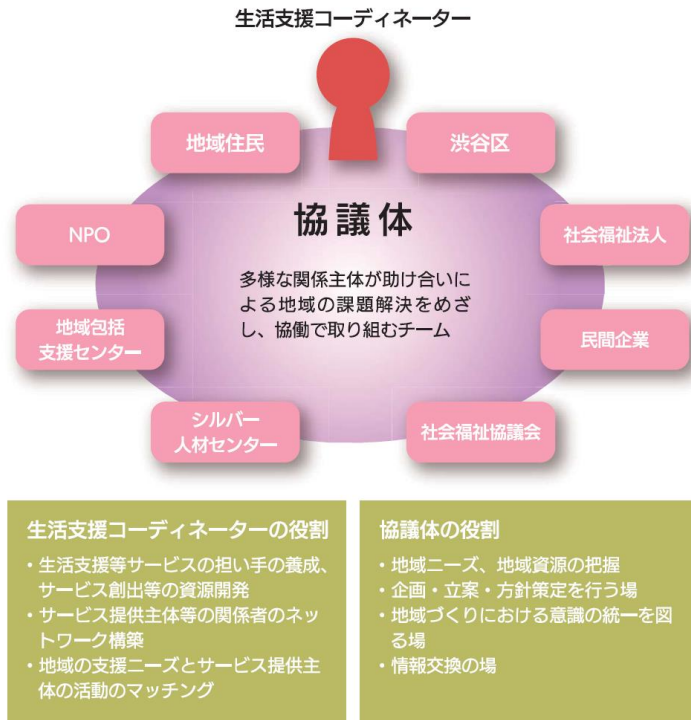
### 今後の方向性

- ▼地域包括支援センターは、対象者との継続的な関わりの中から多様な支援ニーズを捉えた上で、関係機関と連携しつつ伴走型支援を含めた包括的な支援を行います。また、相談支援の提供と同時に、本人のニーズに応じて地域社会資源への参加支援を行います。
- ▼民生児童委員や見守りサポート協力員、その他地域の支援の担い手と協働し、地域住民同士の支え合いのネットワーク強化を図ります。
- ▼在宅医療・介護連携推進コーディネーターを設置し、地域包括支援センターと連携を強化することで、在宅医療に関する相談支援体制の充実を図ります。
- ▼生活支援コーディネーターを活用し、地域づくりにおける担い手等の関係者のネットワーク化や地域のニーズのマッチングを進めるとともに、多様な関係主体が助け合いによる地域の課題解決を目指し協働する協議体の取組を推進します。(参考1)
- ▼地域ケア会議にリハビリ職種を参加させ、地域課題の抽出・把握を行い、地域資源の開発につなげることで、自立支援を重視した地域の課題解決力を高めていきます。(参考2)

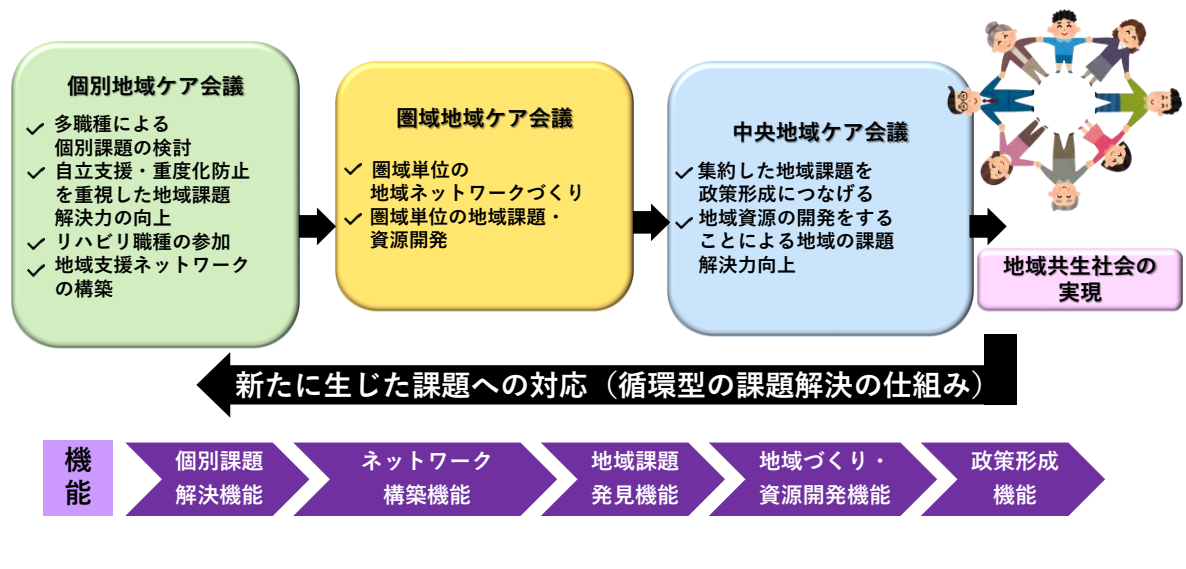
<sup>3</sup> 8050問題：2010年代以降の日本に発生している長期化した引きこもりに関する社会問題  
ダブルケア：子育てと介護を同時に担うこと

参 考

1 渋谷区実施計画2020 生活支援コーディネーター及び協議体図



2 地域ケア会議による地域の課題解決力向上



指 標

指標	現状	目標
第2層協議体の数	7か所	11か所
地域ケア会議にリハビリ職種が参加する割合	28%	50%

## 1 地域包括支援体制の充実

高齢者や障がい者等を含めた区民が、地域の中で安心して共生していけるよう、地域包括支援体制構築のための中核的な役割を果たす地域包括支援センターの相談窓口機能をさらに充実します。重層的支援体制整備事業の実施も視野に入れ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する支援体制の構築を推進します。

また、生活支援コーディネーターを活用し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の基盤整備に向けた地域づくりを推進します。

### (1) 地域に根付いた体制づくり

#### 【新規または拡充施策】

事業名	<b>包括的な相談支援体制の構築（新規）</b>		
内容	令和5年度に障がい分野を含めた相談窓口を各圏域にある機能強化型地域包括支援センターに設置し、複合化したニーズに対応します。		
目標	高齢・障がい分野の相談を一体的に受ける窓口を設置することにより、包括的な支援体制を構築します。		
年次計画	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	検討	検討	設置
担当部署	高齢者福祉課、障がい者福祉課		

事業名	<b>生活支援コーディネーター及び協議体の充実（拡充）</b>		
内容	生活支援コーディネーターを活用し、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチング等を継続して行います。また、基盤整備に向けて、世代や属性を超えた多様なサービス提供主体の参画が求められることから、「定期的な情報の共有・連携強化の場」としての協議体を令和5年度までに計11か所設置することを目標とし、より地域に根差した体制整備を進めます。		
目標	世代や属性を超えた多様なサービス提供主体との情報共有・連携・協働により地域資源の開発及び定着を図り、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な地域づくりを推進します。		
年次計画	生活支援コーディネーターの増員・第2層協議体 <sup>4</sup> の設置数		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	2人	2人	4人
	4か所	8か所	11か所
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係		

<sup>4</sup> 第2層協議体：地域包括支援センターの地区割りを単位とした協議体で、第1層協議体は渋谷区全域を対象とした協議体

**【継続施策】**

事業名	<b>個別地域ケア会議の実施</b>
内容	地域包括支援センターが個別地域ケア会議を開催し、医療、介護等の専門職（訪問看護師や居宅介護支援事業所の主任ケアマネジャー等在宅介護や認知症対応を熟知した人材を中心とします）のみならず、地域をよく知る住民（民生児童委員等）と協働して、高齢者の個別課題の解決を図ります。 また、必要に応じて、行政（高齢者部門・生活福祉部門・保健衛生部門等）も参加し、課題解決に向け支援します。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名	<b>中央地域ケア会議の実施</b>
内容	個別地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化します。圏域地域ケア会議において、共有された地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくりを行い、さらには高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画への反映等の政策形成につなげるため、区が主催する中央地域ケア会議を実施します。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

## (2) 高齢者の相談支援体制

### 【継続施策】

事業名	<b>地域包括支援センターの充実</b>
内容	<p>地域包括ケアシステムの構築を行なっていくため、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを統括し、総合的に支援する機能強化型地域包括支援センターを平成27年度に4か所設置しました。</p> <p>多様な地域資源の活用や高齢者の社会参加を通じた効果的な介護予防事業等を推進するために、下記の項目を実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①総合事業展開後の質の高い介護予防ケアマネジメント</li> <li>②医療と介護の総合的在宅サービスの提供</li> <li>③個別地域ケア会議の開催</li> <li>④認知症施策へのさらなる対応</li> <li>⑤地域ごとのニーズ把握や総合調整機能</li> </ul>
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名	<b>セーフティネット見守りサポート事業</b>
内容	<p>ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、日中独居で日常生活に不安があり見守りが必要な方を対象に地域の見守りサポート協力員がチームで継続的に訪問や声かけをしながら、民生児童委員や町会、シニアクラブ等と連携・協力して、住み慣れた地域で安心して住み続けられるように支援を行います。</p>
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名	<b>高齢者実態調査</b>
内容	<p>生活状況の把握等を目的とし、75歳以上の人全員を対象として、民生児童委員による訪問聴き取り調査を実施します。また、ひとり暮らし高齢者を対象として、郵送による調査を実施します。</p>
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係



### (3) 介護にあたる家族への支援

#### 【継続施策】

事業名	<b>家族介護者教室</b>
内容	高齢者福祉施設は、高齢者を介護している家族や介護に関心のある人を対象に介護方法の指導等を行う家族介護者教室を年数回程度実施します。 新型コロナウイルス等の感染症拡大が懸念される状況でも、その影響を受けることなく実施することができるよう、オンラインで家族介護者教室を開催します。
目標	感染症の蔓延下においても地域とのつながりをつくることや、介護者同士の交流によるストレスの軽減を図ります。
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係、区高齢者施設

事業名	<b>介護者リフレッシュ交流会</b>
内容	広く介護者同士の交流の場として、また介護体験の共有、意見交換、情報交換を行うために、各地域包括支援センターがそれぞれの地域内の公共施設等で開催しています。主に認知症高齢者の介護者の健康教育・相談受付を行ったり、介護者同士の交流の機会を提供しています。介護方法の指導といった技術的なことより、介護者の精神的ストレスの軽減に重点を置いています。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名	<b>ショートステイの緊急利用</b>
内容	つばめの里・本町東では、要介護・要支援と認定された人を対象に、介護者の急な病気や葬祭への出席等切迫した事情がある場合にショートステイの緊急利用を実施しています。
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係

事業名	<b>在宅療養支援ショートステイ</b>
内容	在宅で医学的な管理が必要な高齢者の生活を支えるために、介護保険のショートステイ用のベッドを確保し、在宅療養高齢者の生活の充実及び介護者の負担軽減を図ることを目的として実施します。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

## 2 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療に関する相談窓口において、高齢者やその家族から相談を受け付け、関係機関・多職種と連携して、必要な支援を行います。

### 【新規または拡充施策】

事業名	在宅医療・介護連携推進コーディネーター（仮称）の設置（新規）		
内容	各地域包括支援センターのアドバイザーとして在宅医療・介護連携推進コーディネーターを設置し、地域包括支援センターからの在宅医療・介護に関する相談に対して、アドバイスや必要な支援を行います。また、在宅医療に関する多職種研修会の開催や普及啓発に取り組みます。		
目標	地域包括支援センター職員の在宅医療・介護に関するスキルアップのための勉強会や多職種連携のための研修会等を開催します。また、地域包括支援センターの窓口機能を強化し、在宅医療・介護連携を推進していきます。		
年次計画	勉強会開催回数		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	年4回	年11回	年11回
	多職種研修会開催回数		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	年1回	年1回	年1回
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係		

### 3 権利擁護の推進

権利擁護会議の開催や緊急一時保護の実施等により虐待の発生を防ぐとともに、成年後見制度やあんしんサービス等による支援により、認知症高齢者等に対する人権や権利を擁護する相談・支援体制の充実を図ります。今後の利用者の増加に向け、生活に密着したより使いやすい制度運営に努めていきます。

#### (1) 高齢者の虐待防止の推進

##### 【継続施策】

事業名	<b>地域包括支援センターにおける虐待相談窓口</b>
内容	高齢者虐待の早期発見と早期対応のために、地域に身近な地域包括支援センターを高齢者福祉課とともに高齢者権利擁護の窓口として位置付け、迅速な情報把握と対応を図ります。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名	<b>権利擁護会議</b>
内容	高齢者の人権と生活を守るため、高齢者虐待対応や成年後見の必要性を検討し、区としてのアセスメント <sup>5</sup> 、援助方針、支援内容、各機関の役割調整、連絡体制とモニタリング時期等を決定します。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名	<b>緊急一時保護</b>
内容	高齢者虐待等への対応で、緊急に身体の安全を確保する必要があると判断した時に、区が委託する施設において緊急一時保護を行います。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名	<b>福祉サービス利用者権利保護委員会</b>
内容	区民が安心して利用できる福祉サービスの確保に向けて、福祉サービス体制等のあり方及び福祉サービスに関して申し立てられた苦情について調査審議し、区長に対して必要な提言等を行います。
担当部署	福祉部管理課指導監査主査

<sup>5</sup> アセスメント：支援をするにあたって必要な情報を収集し、本人のニーズを分析すること

## (2) 成年後見制度の利用促進

### 【継続施策】

事業名	<b>成年後見制度の利用促進</b>
内容	成年後見制度の利用促進のため、区と成年後見支援センターを中心として、地域連携ネットワークをベースに広く関係機関が参画して成年後見制度利用促進基本計画を推進します。 また、計画の適切な推進にあたっては、成年後見制度利用促進審議会が点検・評価していきます。
担当部署	福祉部管理課民生係、渋谷区社会福祉協議会

事業名	<b>成年後見申立て費用等の助成</b>
内容	第三者に成年後見人を委ねることが適切であるにもかかわらず、そのための費用負担が困難であるときに、後見開始の審判申立てに係る費用の全部または一部を助成します。
担当部署	渋谷区社会福祉協議会

事業名	<b>成年後見人に係る報酬の助成</b>
内容	第三者に成年後見人を委ねることが適切であるにもかかわらず、そのための費用負担が困難であるときに、成年後見人の報酬に係る費用の全部または一部を助成します。
担当部署	渋谷区社会福祉協議会

事業名	<b>成年後見申立て等支援</b>
内容	後見人候補者や申立手続き援助者の紹介、申立手続き等の支援を行います。
担当部署	渋谷区社会福祉協議会

事業名	<b>成年後見区長申立</b>
内容	判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者及び知的障がい者のうち、身寄りがない場合等当事者による申し立てが期待できない状況にある方に対して、区長が家事審判開始の手続きをとります。
担当部署	福祉部管理課民生係、高齢者福祉課高齢者相談支援係、障がい者福祉課知的福祉係、健康推進部地域保健課保健指導主査、各保健相談所

事業名	<b>法人後見</b>
内容	社会福祉協議会による後見人受任を行います。
担当部署	渋谷区社会福祉協議会

事業名	<b>社会貢献型後見人推進事業</b>
内容	後見人を必要とする区民が地域で安心して自分らしい生活を継続できるように社会貢献的な精神に基づき後見業務に取り組む意欲のある区民等から後見人候補者を育成します。また、家庭裁判所の選任を受けた後見人を支援します。
担当部署	渋谷区社会福祉協議会

事業名	<b>専門家による定例相談会</b>
内容	成年後見制度の説明、手続きの案内、申立てに必要な書類の書き方等の相談・支援のため、司法書士、社会福祉士、弁護士による相談会を定期的を開催します。
担当部署	渋谷区社会福祉協議会

事業名	<b>あんしんサービス (財産保全・管理サービス事業、地域福祉権利擁護事業)</b>
内容	福祉サービスの利用に援助が必要な要支援・要介護者、軽度の認知症高齢者等の在宅生活を支えるための手助けを行います。 頼れる親族がない場合や外出困難な場合、軽度の認知症等で日常生活が難しい場合に、福祉サービスの利用にあたっての自己決定の援助や成年後見制度を利用する準備等、何かある前の備えとして、「福祉サービス利用の援助」、「日常的金銭管理サービス」、「書類等の預かりサービス」を提供します。
担当部署	渋谷区社会福祉協議会

### (3) 消費者被害防止の推進

#### 【継続施策】

事業名	<b>消費者相談</b>
内容	消費生活全般にわたる相談を受け、近年増加している契約や販売方法のトラブルに対する対処法について、助言や情報提供を行います。
担当部署	区民部産業観光課産業振興係、渋谷区消費者センター

## 4 バリアフリーの推進

渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づく特定事業計画における渋谷駅周辺地区の公共交通機関、建築物、道路、公園等の一体的なバリアフリー化を推進していきます。

### 【継続施策】

事業名	<b>渋谷駅周辺地区の一体的なバリアフリー化</b>
内容	<p>【特定事業計画の推進】</p> <p>渋谷駅周辺地区バリアフリー基本構想に基づく、渋谷駅周辺地区の生活関連施設(旅客施設、官公庁施設、福祉施設等)・生活関連経路(道路等)のバリアフリー化の進捗管理を行います。</p> <p>【バリアフリー化整備助成の推進】</p> <p>事業者が合理的配慮等を行う際の費用負担軽減のため、渋谷駅周辺の小規模店舗に、バリアフリー化整備助成を行うことにより、店舗のバリアフリー化が進み、「すべての来街者がまた訪れたい街、渋谷」を推進します。</p>
担当部署	都市整備部まちづくり第二課まちづくり推進係

事業名	<b>区立施設のバリアフリー化</b>
内容	高齢者や障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりのために、区立施設のバリアフリー化を促進します。
担当部署	区民部地域振興課施設係

事業名	<b>道路のバリアフリー化</b>
内容	高齢者や障がいのある人のための移動の円滑化を図るため、交通処理や道路構造等が原因で平面横断できない場所に設置された横断歩道橋については、架け替え等の更新時にエレベーター等の設置について検討を行うこととし、国・都に対してはエレベーター等の設置・管理を要望します。
担当部署	土木部道路課計画係・都市基盤整備主査

事業名	<b>歩道のバリアフリー化</b>
内容	歩道の勾配の改善、通行動線上にある歩車道境界部等の縁石の補修、歩行空間の平坦性の確保等の改修を行います。
担当部署	土木部道路課計画係・安全施設係

事業名	<b>点字ブロック等の整備</b>
内容	視覚障がい者が安心して歩けるよう点字ブロックを整備します。
担当部署	土木部道路課計画係・安全施設係

## 5 多世代交流の推進

高齢者だけでなく子育て世代や児童、生徒を交えて多世代が垣根なく交流ができる居場所をつくり、どの世代においても社会からの孤立を防ぎます。年齢で区別しない多世代に渡った交流によって地域のつながりを強化します。

### 【新規または拡充施策】


事業名	<b>景丘の家事業の実施（拡充）</b>		
内容	景丘の家は建替えを行い、子どもから高齢者まで幅広い世代が集い、交流できる施設として、平成31年3月に開設しました。料理、工芸、音楽等をテーマにした施設主催のアートスクール(月2回)の実施や、食を通して世代を超えた交流を目的としたサロン交流会(月2回)、こども食堂等を開催しています。また、グループとしての多彩な趣味や、音楽・ダンス等の活動を支援するため、交流と活動の場を提供しています。		
目標	子どもから高齢者まで地域で交流、共生できる施設として事業の充実を図ります。		
年次計画	利用人数		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	43,000人	44,000人	45,000人
担当部署	渋谷区社会福祉協議会		

### 【継続施策】

事業名	<b>高齢者福祉施設での多世代交流</b>		
内容	高齢者福祉施設を中心として、近隣の保育施設や小中学校の園児、児童、生徒と交流を深めるとともに、高齢者福祉施設の果たす役割を理解する機会を各施設で年数回程度創出します。		
目標	特別養護老人ホームをはじめとする高齢者福祉施設で施設訪問等を通じて多世代に渡った交流の場を実現します。		
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係、区高齢者施設		








## 第2章

### 柱2 認知症高齢者等の支援の充実

重点的な取組 本人の視点を重視した認知症高齢者等への支援

- 1 認知症の進行状況に応じた多様な支援の実施
  - 2 認知症の早期発見・早期対応できる仕組みの充実
  - 3 認知症の啓発事業の充実
  - 4 認知症高齢者、家族等の支援
- 

## 第2章 柱2 認知症高齢者等の支援の充実

重点的な取組 本人の視点を重視した認知症高齢者等への支援

### 目指す姿

認知症になっても安心して日常生活を送ることができる地域

### 背景

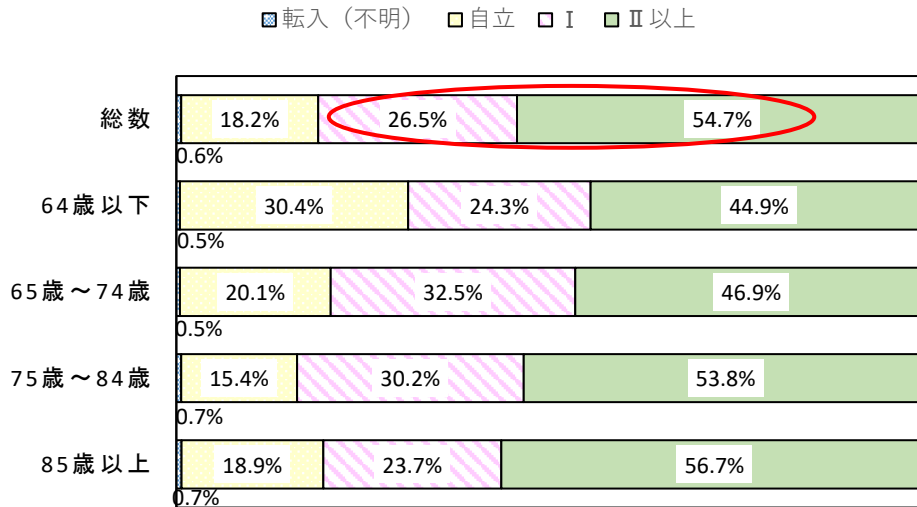
- 区の要介護・要支援認定者のうち、認知症高齢者の日常生活自立度がⅠ(何らかの認知症を有するが日常生活がほぼ自立している)以上の人は8割を超えており、介護保険サービスの利用者の大半は何らかの認知症の症状があると言えます。(参考1)  
さらに、今後も認知症高齢者数は、ますます増加することが見込まれていることから、認知症高齢者への支援策を多面的に展開する必要があります。
- 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」では、要介護認定を受けていない高齢者のうち12.2%が軽度以上の認知機能の障がいがある(認知機能障害程度区分(CPS)2レベル以上)と評価されています。(参考2)  
こうしたことから、要介護認定を受けていない高齢者についても、認知症に関するフォローが必要であると考えられます。
- 今後、国の「認知症施策推進大綱」の基本的な考え方である「共生」と「予防」を軸とし、認知症の本人やその家族の視点を意識しながら、認知症の発症を遅らせるとともに、認知症になっても希望を持って日常生活が過ごせる社会の実現を目指します。

### 今後の方向性

- ▼ 認知症の本人が、自身の希望や必要とすること等を語り合う「本人ミーティング」を開催し、本人の視点での認知症に関する普及啓発を推進するとともに、認知症の本人の意見の把握に努めます。
- ▼ 認知症サポーターの人数の拡大を図ることに加え、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等がチームを作り、認知症の本人やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み「チームオレンジ」を地域ごとに構築します。
- ▼ 一定の条件を満たす方を対象に、医療機関等で認知機能検査を行う認知症検診を実施し、認知症の早期診断を推進します。同時に、区に配置している認知症支援コーディネーター及び機能強化型地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員を中心として、診断後に容態に応じた適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制の構築を進めます。
- ▼ 認知機能の維持・改善や認知症についての正しい知識の付与を目的とした「認知症予防プログラム」を実施することによって、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を推進します。

参 考

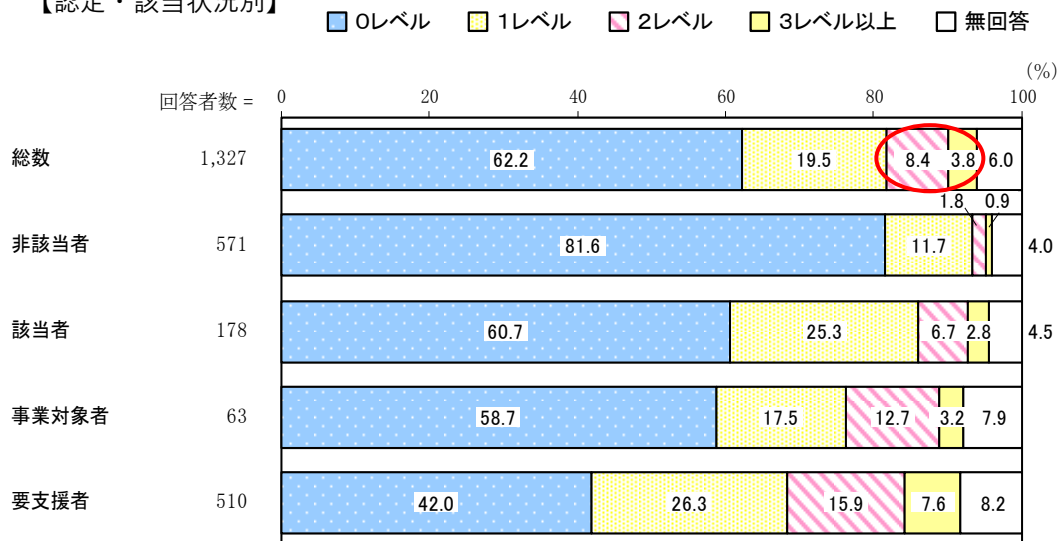
1 認知症高齢者の日常生活自立度(認知症の高齢者にかかる介護の度合いを分類したもの)



資料：渋谷区介護保険運営協議会資料  
【対象：要介護・要支援認定者(令和2年3月31日現在)】

2 認知機能障害程度区分(認知機能の障害程度の指標として有効とされる尺度)

【認定・該当状況別】



資料：「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)  
【対象：要介護認定を受けていない高齢者】

指 標

指標	現状	目標
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による 認知症に関する相談窓口の認知率	24.5%	50%
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による 認知機能障害程度レベルが2以上の人の割合	12.2%	10%

## 1 認知症の進行状況に応じた多様な支援の実施

認知症の疑いから発症、進行とともに変化していく状態に応じて、活用ができる社会資源についてまとめた冊子「ものわすれのしおり」(認知症ケアパス)を配布することにより認知症に関する正しい知識や情報の普及啓発を図るとともに、必要に応じて内容の見直しを行い、認知症の進行状況に応じた多様な支援の流れを区民に周知していきます。

また、認知症支援コーディネーターや認知症地域支援推進員の活用により、本人やその家族が必要とするサービスへ適切につながります。

さらに、認知症予防プログラムを実施することにより、認知症になる前から認知症に正しく備えることで、結果として、認知症になるのを遅らせることを目指します。

### 【新規または拡充施策】

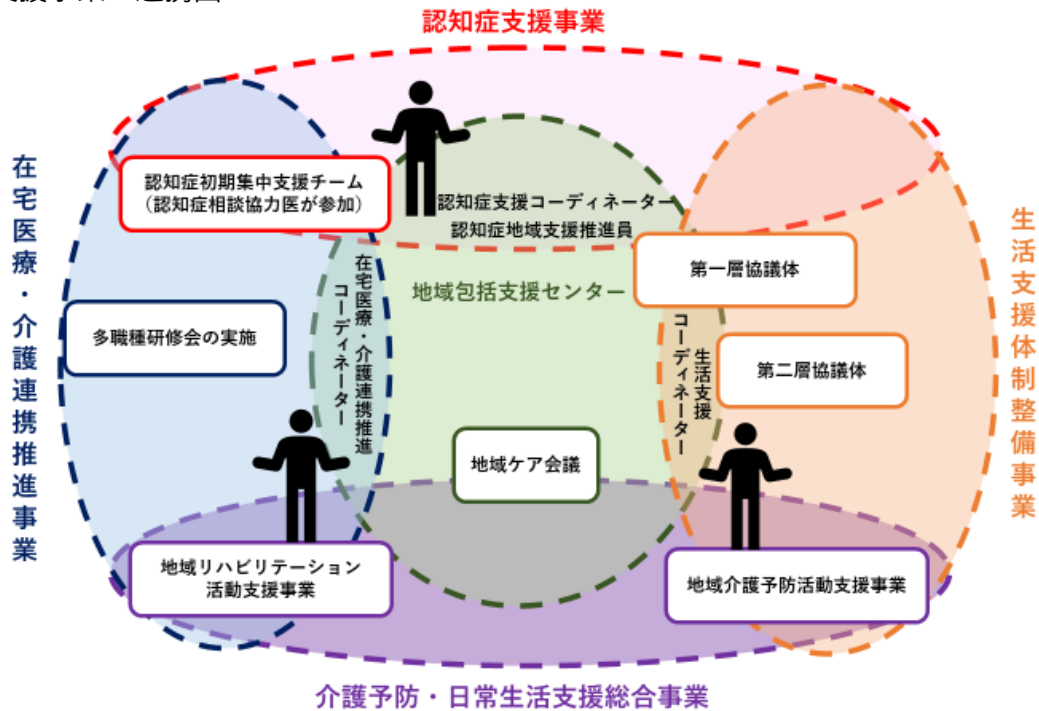
事業名	認知症予防プログラムの実施（新規）		
内容	認知症検診(P.62参照)の結果、MCI(軽度認知障害)と判定された人等、認知症に関する備えを必要とする人に対して、認知症予防に効果があると言われる運動、知的活動、コミュニケーションを組み合わせたプログラムを実施します。		
目標	プログラムの実施により認知症についての正しい知識をつけることで、認知症への備えをするとともに、認知症の発症及び進行を防止します。		
年次計画	認知症予防プログラムの参加人数		
	令和3(2021)年度 検討	令和4(2022)年度 55人	令和5(2023)年度 55人
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係		

### 【継続施策】

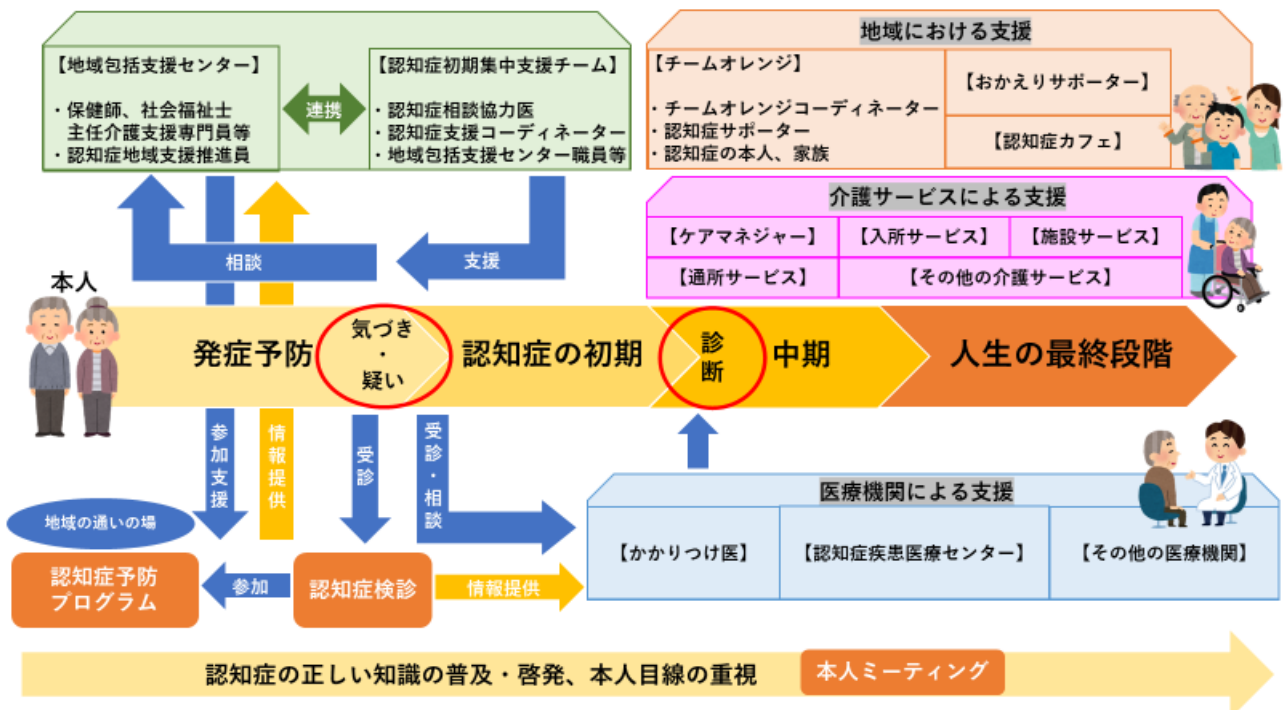
事業名	認知症支援コーディネーターや認知症地域支援推進員の活用		
内容	認知症支援コーディネーターは、認知症の早期発見・診断・対応を推進するため認知症に関する相談を地域包括支援センター等から受け付け、「認知症初期集中支援チーム」あるいは都立松沢病院と派遣協定を締結している「認知症アウトリーチ チーム」を派遣して必要な支援方法を検討するとともに、自ら訪問して必要なサービスにつなげていきます。また、認知症施策のコーディネーター役である認知症地域支援推進員は、初期集中支援チームの一員として、医療機関等と密に連携を図る等、きめ細かく継続的な対応を行います。		
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係		

事業名	ものわすれのしおり（認知症ケアパス）の更新
内容	認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような医療や介護、地域の社会資源等を利用することができるか等についての全体的な流れを示した「認知症ケアパス」を継続的に更新していきます。これを認知症の本人とその家族、医療や介護関係者等の間で共有することで、認知症の容態に応じた適時・適当な医療・介護等が提供されることを目指しています。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

◆地域支援事業の連携図



◆医療・介護・地域等による包括的・継続的な支援の実施



## 2 認知症の早期発見・早期対応できる仕組みの充実

認知症の早期発見、早期対応のため、地域の医療・介護等の社会資源を活用した支援を実施します。

また、MCIや認知症初期の状態からできる限り早く支援が開始できるよう、潜在している対象者の把握及び支援体制の構築のために、認知症検診を実施します。

### 【新規または拡充施策】

事業名	<b>認知症検診の実施（新規）</b>		
内容	認知機能をセルフチェックできるシートを送付し、一定以下の結果が出た方のうち、希望される方に対して指定された医療機関で認知機能検査を実施します。検診実施後、地域包括支援センター等が中心となって、かかりつけ医への情報提供や専門医への受診勧奨、その他の医療や介護、地域資源へのマッチング等、本人のニーズに寄り添った支援を実施します。		
目標	認知症の早期発見、早期支援の開始により、容態に応じた適切な医療・介護・生活支援等を受けられる体制を構築します。		
年次計画	認知症検診の受診人数		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	検討	110人	110人
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係		

### 【継続施策】

事業名	<b>認知症初期集中支援チーム</b>		
内容	認知症初期集中支援チームは、認知症の症状のある本人とその家族に早期に関わり、早期発見、早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築することを目的として設置しています。チームは認知症相談協力医や認知症支援コーディネーター、看護師を含む複数の専門職で構成され、認知症の症状のある本人とその家族等への初期の支援を包括的、集中的に実施します。		
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係		
事業名	<b>認知症相談協力医の活用</b>		
内容	各日常生活圏域に認知症相談協力医を配置し、地域包括支援センターから認知症を中心とした一般的な医療全般の相談を受け付けることで、認知症の症状のある本人等への充実した支援を実施します。		
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係		
事業名	<b>認知症疾患医療センターとの連携</b>		
内容	東京都から指定されている認知症疾患医療センターと連携して、認知症相談会や初期集中支援チーム等の認知症関連事業を実施することで、認知症の症状のある本人等への充実した対応を図ります。		
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係		



### 3 認知症の啓発事業の充実

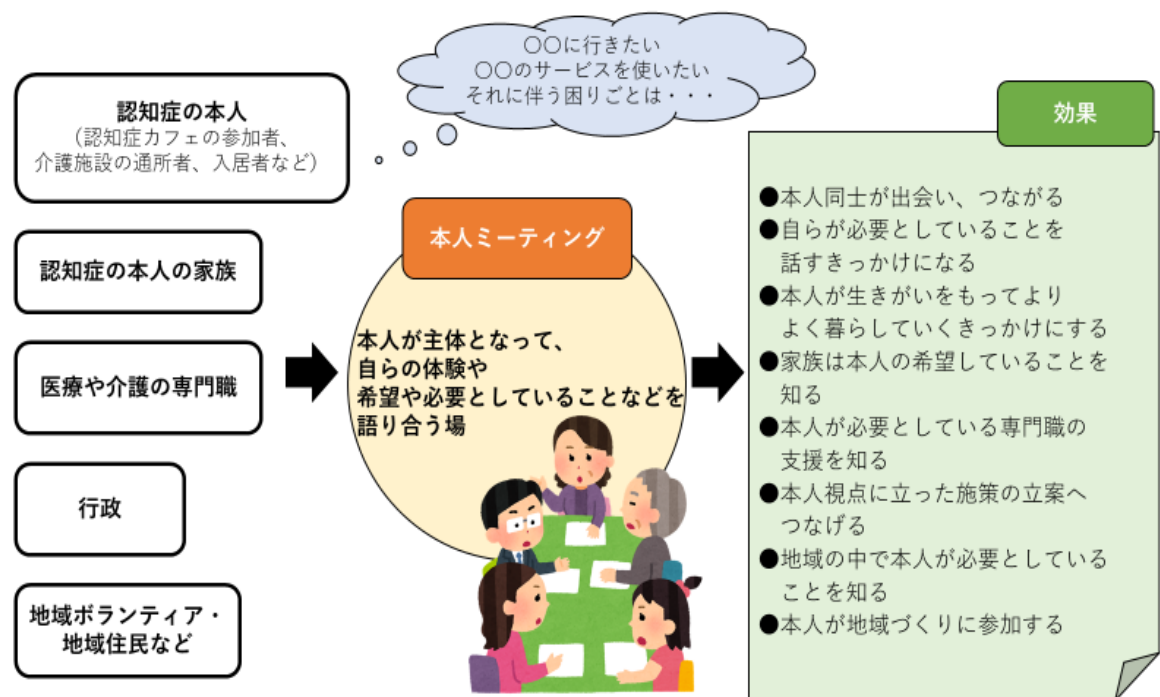
認知症の本人やその家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるためには、地域での認知症の理解の深化が不可欠です。そのため、認知症フォーラムや認知症サポーター養成講座等を継続的に実施し、地域住民、企業、各種団体等に働きかけながら正しい知識や情報の普及啓発を行います。

また、本人ミーティングを開催することにより、認知症の本人が必要としていることを把握し、本人の視点に立った地域づくりを推進します。

#### 【新規または拡充施策】

事業名	本人ミーティングの開催（新規）		
内容	認知症カフェや介護施設等に働きかけ、認知症の本人やその家族の参加を募り、認知症に関する普及啓発イベント等の際に、本人ミーティングを開催します。そこで、本人が主体となって、自らの体験や希望、必要としていること等を語り合います。		
目標	認知症の本人が必要としていることを地域で共有・把握することで、本人の視点を重視した地域づくりへとつなげます。		
年次計画	本人ミーティングの参加人数		
	令和3(2021)年度 検討	令和4(2022)年度 50人	令和5(2023)年度 50人
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係		

◆本人ミーティングのイメージ図



**【継続施策】**

事業名	<b>認知症フォーラム等の実施</b>
内容	認知症に関する正しい知識を区民に普及啓発して、地域での見守り等の支援につなぐことを目的とする認知症フォーラム等を年2回開催し、認知症等の啓発・予防事業を実施します。また、開催場所や内容を検討することで、さらなる充実を図ります。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

事業名	<b>認知症サポーター養成講座等の充実</b>
内容	認知症に関する正しい知識や情報を普及啓発して、認知症の本人等の支援につなげるため、認知症の本人とその家族への応援者である「認知症サポーター」を養成して、認知症になっても安心して暮らせる街を目指します。特に、コンビニエンスストアや郵便局等、認知症の症状のある本人と接触する可能性の高い場所の関係者へ受講を働きかけ、支援を要請します。さらには認知症サポーター養成講座受講済者等に対してフォローアップ研修を実施し、チームオレンジ(P.65参照)に登録を促すことにより、地域における認知症高齢者対応ボランティアとしての活躍の場も提供していきます。また、認知症サポーターを養成する講師役である「キャラバン・メイト」の養成を推進し、認知症に関する正しい知識や情報の普及啓発の担い手を育成します。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

◆認知症フォーラム





## 4 認知症高齢者、家族等の支援

機能強化型地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員が中心になり、認知症の本人や家族の相談支援を実施します。

認知症カフェへの支援を通じて、本人や家族の居場所及び地域ネットワークの拠点としてカフェの持つ機能を充実させます。

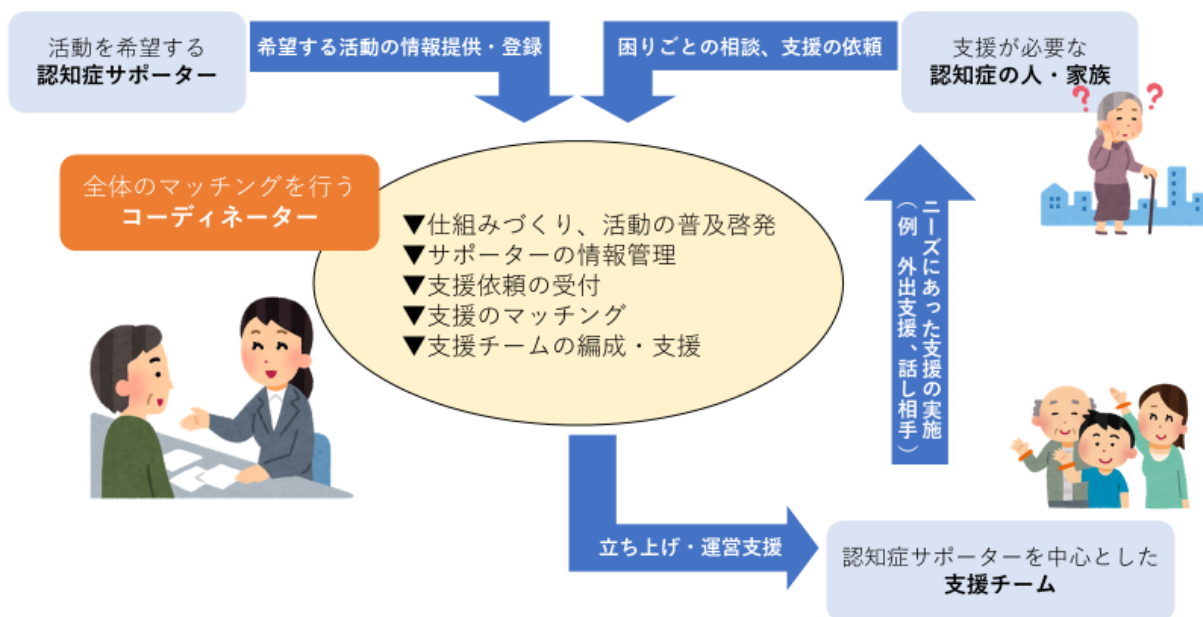
さらに、介護者のレスパイト<sup>6</sup>を図るために、引き続き介護者リフレッシュ交流会の開催にも取り組みます。

また、国の認知症施策推進大綱に基づき、「チームオレンジ」の仕組みを構築し、本人のニーズを認知症サポーターの支援につなげます。

### 【新規または拡充施策】

事業名	チームオレンジの構築（新規）		
内容	研修を受けた認知症サポーター等が支援チームを作り、地域における認知症高齢者等のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジを構築します。		
目標	認知症の本人や家族の支援ニーズと認知症サポーター等をつなぐ仕組みを令和5年度までに構築し、地域共生社会の実現を目指します。		
年次計画	チームオレンジの設置とチーム員数		
	令和3(2021)年度 検討	令和4(2022)年度 検討	令和5(2023)年度 設置・60人
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係		

### ◆チームオレンジのイメージ図




<sup>6</sup> レスパイト：「小休止」の意味で在宅介護の要介護者が福祉サービス等を利用している間、介護者が一時的に介護から解放されること

事業名	<b>認知症高齢者の行方不明対応（拡充）</b>
内容	認知症の本人が行方不明となったときの備えとして、本人自身にお持ちいただく「見守りキーホルダー」の配布を引き続き行います。また、実際に行方不明となった際に、行方不明者の情報を記載した検索メールを一斉配信し、早期発見・早期保護につなげる「おかえりサポートメール」について、メールの登録者である「サポーター」数の増加のための取組を実施していきます。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

### 【継続施策】

事業名	<b>（若年性）認知症カフェの充実</b>
内容	若年性を含む認知症の本人や家族、地域の人誰でも参加でき、懇話や交流ができる場所である認知症カフェの活動を支援します。それにより、外出のきっかけや介護者のストレス軽減、地域とのつながりの場として等、認知症カフェが持つ機能の充実を図ります。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係




## 第3章

### 柱3 介護予防・自立生活支援と社会参加の推進

重点的な取組1 住民主体による通いの場の活動支援

重点的な取組2 新しい生活様式に適した社会参加の支援

- 1 介護予防施策の充実
  - 2 健康づくりの支援
  - 3 生活支援サービスの拡充
  - 4 社会参加と生きがいづくりの支援
- 

## 第3章 柱3 介護予防・自立生活支援と社会参加の推進

### 重点的な取組1 住民主体による通いの場の活動支援

#### 目指す姿

高齢者の自分らしさ、生きがいを支援する地域

#### 背景

- 介護予防は、年齢や心身の状態に関わらず全ての高齢者を対象に、高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくり等、高齢者本人を取り巻く環境も含めたアプローチが重要です。
- 住民が主体となって運営する「通いの場」は、人と人とのつながりを通じて、地域づくりへ発展します。その地域を一番よく知る住民らが運営することにより、参加高齢者の状態把握や見守りとしての機能を果たすことや、茶話会・食事会等の交流を通じ、若年層や子どもも交えた多世代交流の場として、地域の中で新しいつながりが形成され、住民同士の相互支援が生まれることが期待できます。
- 総合事業開始以降、地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援は大きな課題であり、介護予防・フレイル<sup>7</sup>予防の基盤となる「通いの場」が、高齢者が歩いて通える範囲に万遍なく普及展開された状態を目指して取り組むことが求められています。(参考1)
- 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」では、地域のグループ活動について、参加者としての参加意欲はあっても、企画・運営(お世話役)としての参加意欲はまだ高くない傾向にあり(参考2)、企画・運営を行う人材の育成支援が必要であると考えます。
- コロナ禍において感染不安から外出自粛の傾向もある中、安心して参加できる「通いの場」とするため、適切な感染症対策と「新しい生活様式」を踏まえた運営が求められます。

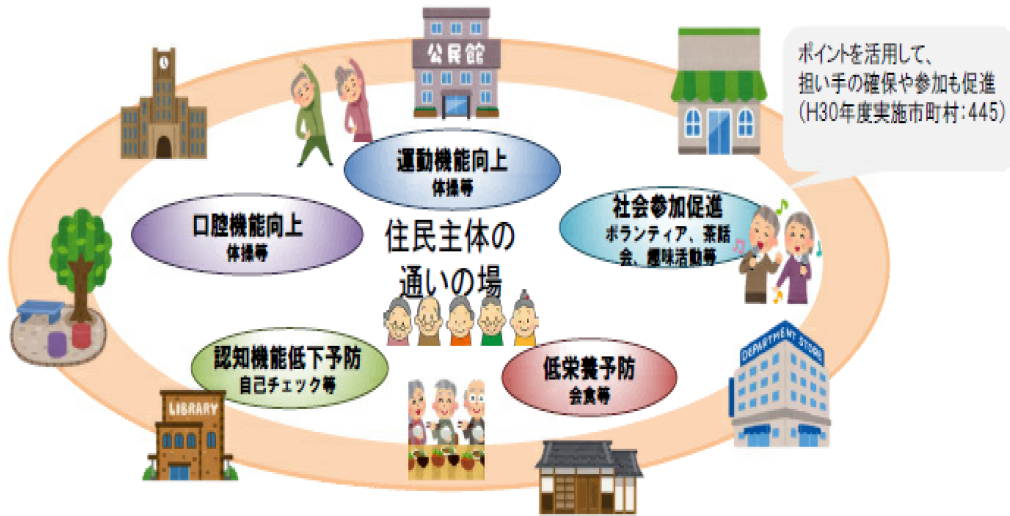
#### 今後の方向性

- ▼厚生労働省が推進する、団塊の世代が75歳以上になる2025年までに通いの場に参加する高齢者の割合を6%とすることを目指し、感染症予防対策を講じ、介護予防・フレイル予防の視点を取り入れた住民主体の通いの場を増やすため、立上げ支援研修を実施します。
- ▼通いの場の継続支援として、定期的なリーダー交流会の実施、渋谷区社会福祉協議会による活動費助成のほか、理学療法士等専門職を通いの場に派遣し、専門的観点からのアドバイスや相談を行う等、区と住民主体の通いの場の緩やかな連携を図ります。
- ▼生活支援コーディネーターと連携して通いの場の実施状況を体系別にマッピング化し、参加者数の把握(年代別、男女別、介護度別、地域別等)や活動状況の分析を実施していきます。
- ▼通いの場への参加に関する住民ニーズや潜在的な担い手の量等に関して実態を調査し、阻害要因の分析と参加促進のための方策に向けた地域診断を実施していきます。

<sup>7</sup> フレイル：P.73参照

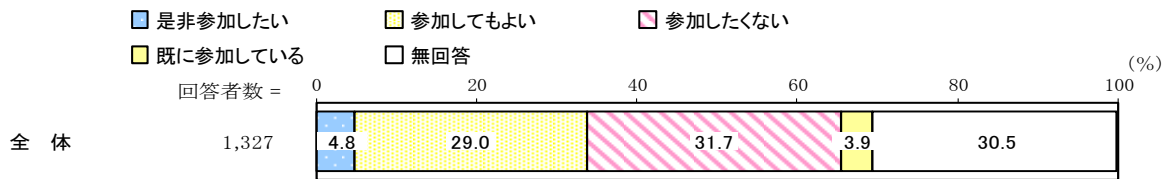
参 考

1 住民主体の通いの場（「一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会取りまとめ」より抜粋）

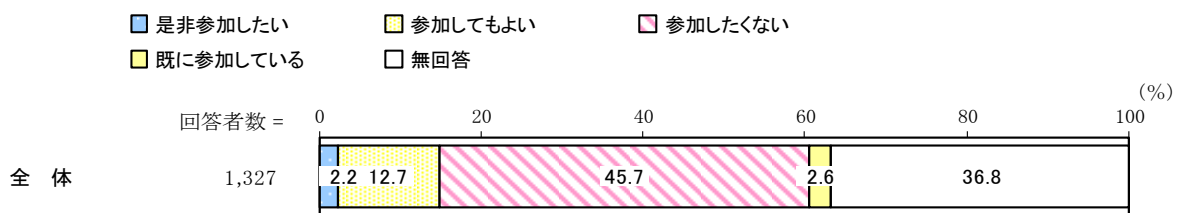


2 地域での活動について

問5 (2) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行なって、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか



問5 (3) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行なって、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営（お世話役）として参加してみたいと思いますか



資料：「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果報告書」（令和2(2020)年3月）

指 標

指標	現状	目標
通いの場への65歳以上の参加割合	—	6%
介護予防に資する住民主体の通いの場の状況	—	マッピング化
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査による主観的健康観（とてもよい、まあよいの割合）	66.7%	75%

## 重点的な取組2 新しい生活様式に適した社会参加の支援

### 目指す姿

インターネットの活用により社会とのつながりを生み、孤立化を防止

### 背景

- 総務省が実施している通信利用動向調査によると、日本国内のインターネット利用者の割合は全体で9割に迫るところまで増加しており、インターネットは生活に必要なインフラの一つとなりつつありますが、高齢者(特に70歳以上)の利用割合は低い水準となっています。(参考1)
- 災害時においても、インターネットを利用した情報収集は重要となっており、災害時にこうした手段にアクセスできない高齢者は、これまで以上に災害弱者になることが想定されます。デジタルデバイド(インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差)を解消し、高齢者を孤立化させないための取組が必要です。
- コロナ禍での「新しい生活様式」に適した生活支援ツールとして、高齢者がデバイス(スマートフォンやタブレット等の情報端末)に日頃から慣れ親しむことが重要であり、高齢者が双方向につながるができるオンラインでのコミュニケーションツールの環境整備は喫緊の課題となっています。デジタル機器に触れる機会の少ない高齢者等が機器の操作に習熟し、インターネットが活用できるよう、気軽に相談できる場や支援が求められています。(参考2)

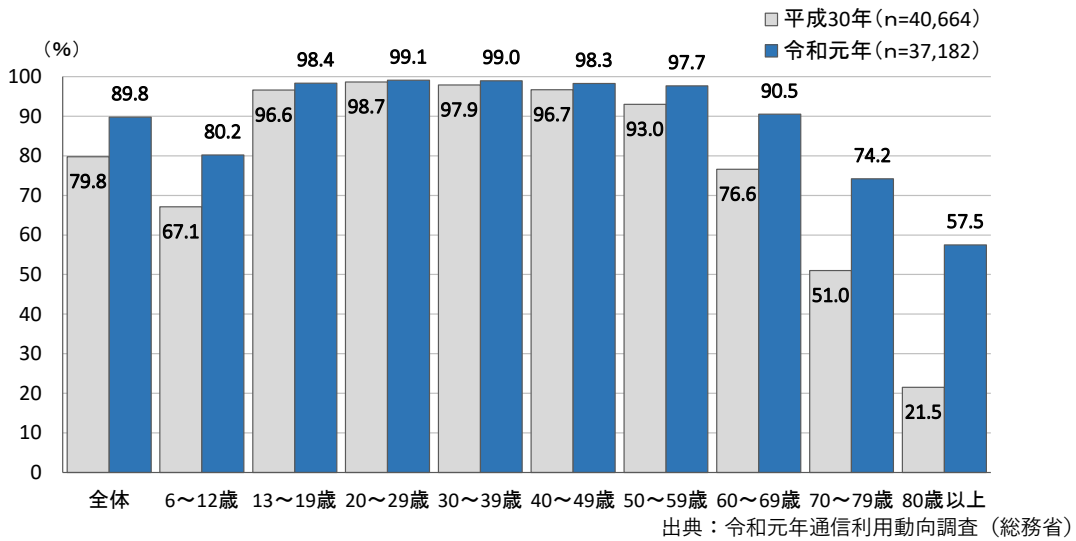
### 今後の方向性

- ▼インターネットの活用は、社会とのつながりを生み、高齢者の孤独死や認知症の要因となる孤立を防ぎ、積極的な社会参加につながることも期待できます。デジタル機器に不慣れた高齢者がインターネットをいつでも自由に使えるよう、デバイスを手にするきっかけづくりに取り組みます。
- ▼デジタル活用支援員制度を創設し、機器の設定や操作方法等の相談会・講座に育成した支援員を活用することにより、高齢者がデバイスに慣れ親しむ環境を整備、提供します。高齢者のデバイス利用割合や習熟度を上げる取組を多角的に推進し、デジタルデバイドの解消を目指します。
  - (1) 相談対応と講座の実施
  - (2) デジタル活用支援員制度の創設
  - (3) デジタル活用支援員の育成と登録
  - (4) 講座修了者がデジタル活用支援員として高齢者を支援
- ▼高齢者の活動に対するインセンティブとして、介護予防事業や住民主体の通いの場等に参加した場合、またはボランティア活動を行った場合等にICTを活用した社会参加活動ポイントを付与する仕組みづくりを検討し、高齢者の社会参加やデバイス利用を推進していきます。



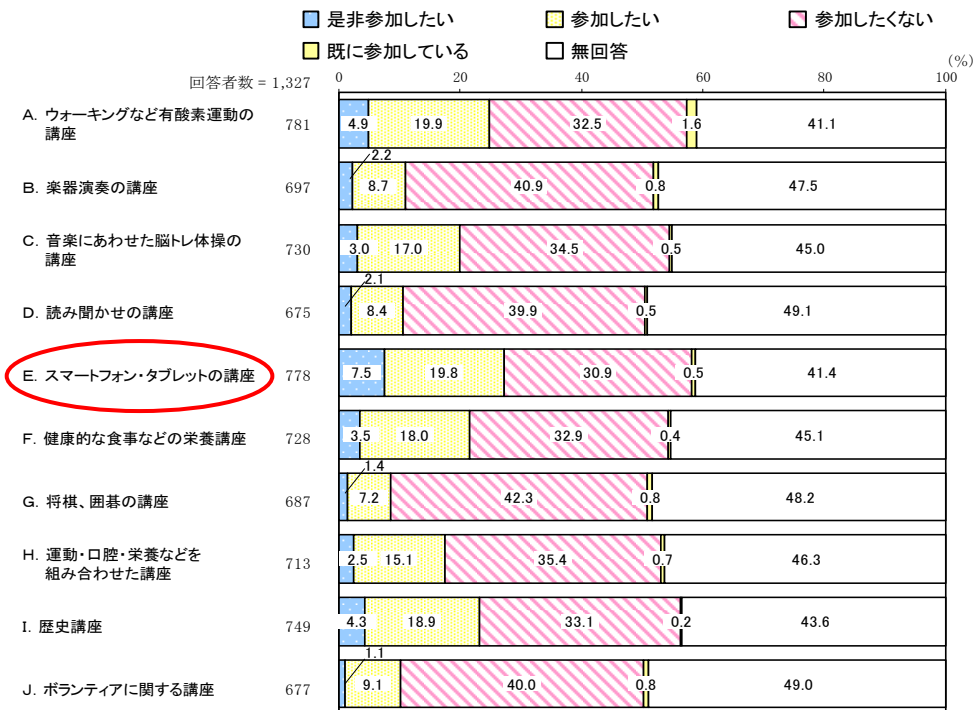
参 考

1 インターネット利用状況（個人）



2 受講してみたい講座

問5（4）以下のような講座があれば受講してみたいですか



指 標

指標	現状	目標
デジタル活用支援員の登録者数	—	200人
スマートフォンとタブレットの講座等の受講者数 <sup>8</sup>	400人	11,000人

<sup>8</sup> 現状は令和2（2020）年度末の見込み



## 1 介護予防施策の充実

「介護予防」とは、健康な生活を長く続け、介護を受ける状態にならないようにすることです。また、介護が必要になった場合に、介護度を維持・改善していくことも介護予防です。

地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくり等、高齢者を取り巻く環境も含めたアプローチを実施していきます。

### (1) 通いの場等活動支援

#### 【新規または拡充施策】

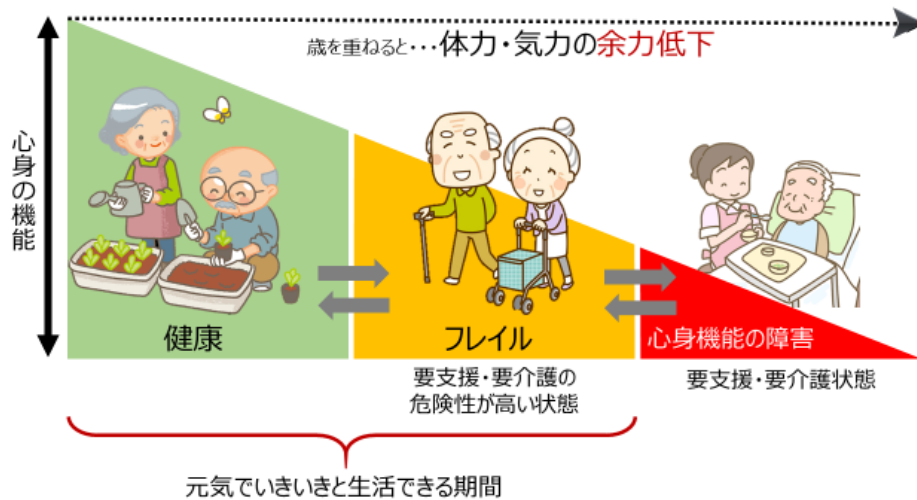
事業名	<b>通いの場づくりの支援（新規）</b>		
内容	地域づくりによる介護予防を推進するため、新型コロナウイルス感染症防止対策等、安全に通いの場を開催するための方策を含め、介護予防・フレイル予防の視点を踏まえた通いの場の立上げ及び活動の活性化を支援する研修を実施します。		
目標	フレイル予防の視点を踏まえた通いの場を増やします。		
年次計画	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	30か所	60か所	90か所
担当部署	介護保険課介護総合事業係		

事業名	<b>地域診断研究事業（新規）</b>		
内容	通いの場への参加に関する住民ニーズや潜在的な担い手の量等に関して実態を調査し、阻害要因の分析と参加促進のための方策に向けた地域診断を実施します。		
目標	担い手となり得る住民の特徴や参加しやすい条件等を明らかにし、通いの場の進展につなげていきます。		
年次計画	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	分析	検討	実施
担当部署	介護保険課介護総合事業係		

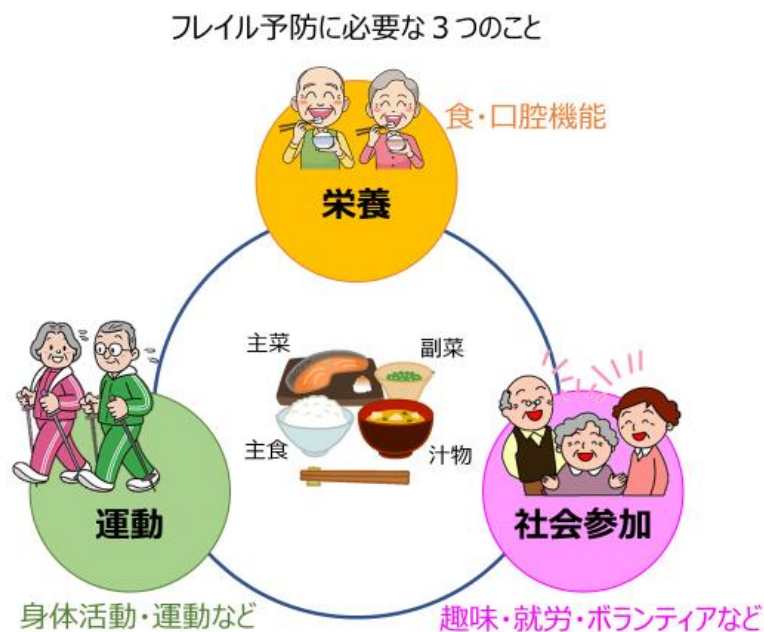
フレイルとは、加齢によりからだやこころの機能の低下によって、要介護に陥る危険性が高まっている状態です。しかし、フレイルは、早く介入して対策を行えば元の健常な状態に戻る可能性があります。高齢者のフレイルは、生活の質を落とすだけでなく、さまざまな合併症も引き起こす危険があります。

フレイルの予防には、【運動】習慣づけて体力を保つこと、【栄養】色々なものをよく噛んで食べて栄養素をしっかりとること、【社会参加】家にこもらず外に出ることの3つが重要です。

◆フレイルのイメージ図



◆フレイルの予防イメージ図

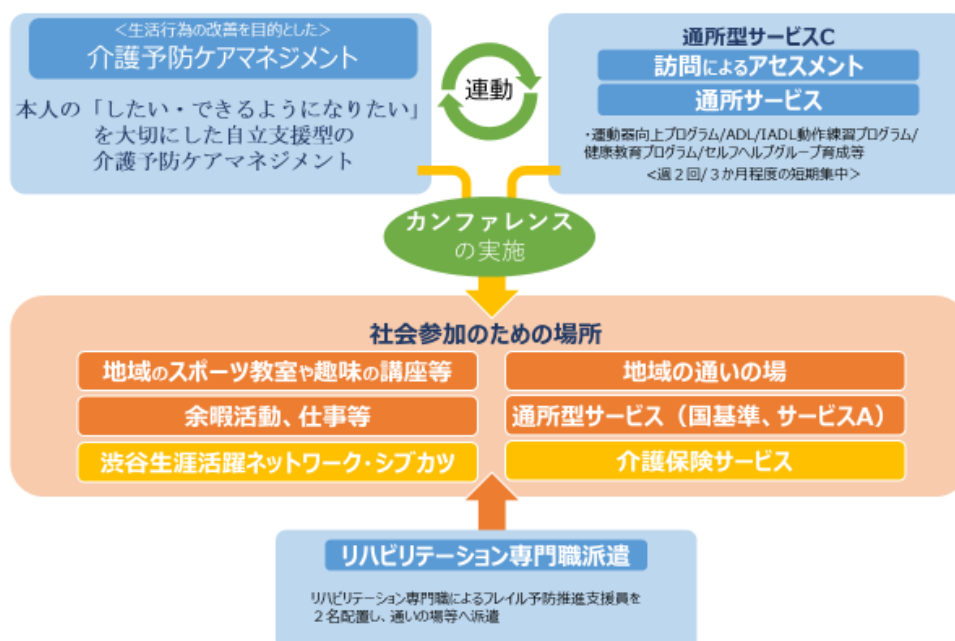


事業名	通いの場等へのリハビリテーション専門職派遣（新規）		
内容	通いの場をはじめとした地域における介護予防・フレイル予防活動の拡大・機能強化を図るため、リハビリテーション専門職を通いの場等へ派遣し、筋力・活動低下者に対して専門的観点からアドバイスや相談を行う等して、区と住民主体の通いの場の緩やかな連携を図ります。		
目標	すべての高齢者に介護予防・フレイル予防の知識の普及を目指します。		
年次計画	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	実施	継続	継続
担当部署	介護保険課介護総合事業係		

渋谷区では、要支援1・2、事業対象者の人を対象に短期集中リハビリテーションとして通所型サービスCを実施しています。生活期のリハビリテーションとしては、単に運動機能や栄養状態といった身体機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能とすることが重要となります。そのため、週2回、3か月のリハビリテーションによる運動機能の改善後に多職種連携によるカンファレンスを実施し、本人の「したい・できるようになりたい」を大切に社会参加のための場所へとつなげます。

また、通いの場等の社会参加の場へリハビリテーション専門職によるフレイル予防推進支援員を派遣し、筋力・活動低下者に対して専門的観点からのアドバイスや相談を行う等して区と住民主体の通いの場の緩やかな連携を図ります。

◆通いの場へのリハビリテーション専門職の関与イメージ図



【継続施策】

事業名	<b>通いの場リーダー交流会</b>
内容	通いの場の活動の安定した継続を目的としてリーダー交流会を実施し、情報交換や活動内容の紹介、専門職による専門的観点からのアドバイスや相談を行います。
担当部署	福祉部高齢者福祉課サービス事業係、介護保険課介護総合事業係、健康推進部地域保健課保健指導主査、各保健相談所、渋谷区社会福祉協議会

事業名	<b>通いの場活動支援</b>
内容	元気高齢者だけでなく要介護状態や認知症であっても、お住まいの地域で気軽に参加できる通いの場づくりを推進するため、生活支援コーディネーターと連携を図り、先駆的な活動や運営ノウハウの紹介、サロン等通いの場の現状把握を行いマッピング化する等の支援を行うことで、住民主体の地域資源の活発化・拡大化を図ります。
担当部署	福祉部高齢者福祉課高齢者相談支援係・サービス事業係、介護保険課介護総合事業係、生涯活躍推進課生涯活躍推進係、渋谷区社会福祉協議会

事業名	<b>通いの場活動助成（サロン助成、シニアクラブ活動助成）</b>
内容	お住まいの地域で気軽に参加できる通いの場の活動を円滑に行うための運営費等の助成を行います。
担当部署	福祉部管理課民生係、渋谷区社会福祉協議会

## (2) 介護予防事業

### 【新規または拡充施策】

事業名	<b>オンライン配信事業（新規）</b>		
内容	感染症や災害等により外出が困難な場合にも、自宅にて健康維持のための活動ができるよう各事業について、オンラインによる配信を実施します。		
目標	健康維持・促進のため、普段の生活の中で運動を取り入れる機会を提供します。		
年次計画	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	新規	拡充	継続
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係、介護保険課介護総合事業係		

事業名	<b>体力測定事業(拡充)</b>		
内容	区内に住んでいる高齢者を対象に、運動機能の数値化を行い自身の身体状況を客観的に把握してもらうための体力測定事業を実施します。 体力測定の診断結果を参加者に渡し、自身の身体状況を可視化することで、運動を始める動機付けをし、健康意識の向上につなげます。また、結果について分析し、専門職によるアドバイスや指導を行うことで、介護予防事業等への参加を促し、健康的な生活の持続を支援します。		
目標	体力測定に参加しやすい環境を整えるために実施方法を見直すとともに、より高齢者の生活実態に即した実施内容に改善することで、事業の魅力を向上させ参加者を増やします。		
年次計画	延べ参加者数		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	検討	300人	500人
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係		

### 【継続施策】

事業名	<b>若返るダイヤモンド体操の普及</b>		
内容	高齢者の転倒予防、認知症予防、口腔機能維持を目的として、座位・立位・エアロビクス・セラバンドを組み合わせた体操を実施します。また地域の高齢者が運営や指導の担い手となることにより、高齢者の継続的な社会参加を促します。また、現在の実施会場のほか地域を超えた交流ができるよう実施方法について検討します。		
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係		

事業名	<b>シニアいきいき事業</b>
内容	おおむね60歳以上の人を対象として、仲間を増やすことや、健康でいきいきと地域社会の中で活動できることを目的に、主に教養・文化・趣味活動等の講座を行います。卒業生は自主グループを立ち上げ、活動しています。
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係

事業名	<b>高齢者健康トレーニング教室</b>
内容	転倒の防止及び筋力の維持・向上のためのマシントレーニングや簡単な体操等を行います。 また、体力測定を実施し機能改善の効果を可視化することで、修了後も継続して運動を行うことへの意欲を高めます。
担当部署	介護保険課介護総合事業係

事業名	<b>口腔機能の向上事業</b>
内容	渋谷区歯科医師会と連携しながら講座を行い、口腔機能向上を図ることにより、おいしく、楽しく、安全に口から食事を摂取することにつなげて、健康を維持します。
担当部署	介護保険課介護総合事業係

事業名	<b>健康はつらつ事業（運動講座・文化講座）</b>
内容	高齢者が身近なところで継続的に、うつ・閉じこもり及び認知症予防を目指す観点から、ヨガや太極拳、ストレッチ等の運動プログラム及び介護予防に資する教養・文化プログラムを実施します。
担当部署	介護保険課介護総合事業係

事業名	<b>フレイル予防啓発事業</b>
内容	フレイル予防の普及・啓発のため、地域の多様な団体等と連携し講演会等を実施します。
担当部署	介護保険課介護総合事業係

事業名	<b>一般介護予防事業評価事業</b>
内容	一般介護予防事業について、有識者を交えて事業評価を実施します。
担当部署	介護保険課介護総合事業係



## 2 健康づくりの支援

特定健診・保健指導等の各種保健事業により、高齢者の疾病予防、さらには介護予防を図っていきます。

### 【新規または拡充施策】

事業名	<b>高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施（新規）</b>		
内容	後期高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図っていくために、生活習慣病等の重症化の予防を目的とした個別支援(ハイリスクアプローチ)と、生活機能の低下の防止を目的とした通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)の双方を一体的に実施します。		
年次計画	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	検討	検討	実施
担当部署	区民部国民健康保険課、福祉部高齢者福祉課、介護保険課		

### 【継続施策】

事業名	<b>摂食機能低下予防支援事業</b>
内容	高齢者の摂食機能の低下による健康の悪化を予防する観点から、渋谷区歯科医師会と連携しながら、口腔保健支援センタープラザ歯科診療所を拠点とし、多職種による協議等に基づき、摂食に係る相談窓口の設置や関連職種向けの研修、在宅や施設等で提供する食形態の検討等の取組を通じて生涯にわたる安全な食生活について支援します。
担当部署	健康推進部地域保健医療担当課長

事業名	<b>糖尿病性腎症重症化予防指導事業</b>
内容	渋谷区国民健康保険被保険者を対象に、特定健康診査の結果や医療情報(レセプトデータ)から腎不全や人工透析への移行リスクが高い糖尿病性腎症患者を選定し、生活習慣の改善のための支援を行います。かかりつけ医と連携しながら、保健師等の専門職が、食事指導、運動指導、服薬管理等を行います。
担当部署	区民部国民健康保険課経理係



事業名	<b>特定健康診査・特定保健指導</b>
内容	<p>【特定健康診査】 40歳から74歳までの渋谷区国民健康保険被保険者を対象として特定健康診査を実施するとともに、胸部エックス線検査等についても渋谷区独自項目としてあわせて実施します。</p> <p>【特定保健指導】 特定健康診査の結果に基づき、生活習慣の改善が必要な人に、レベルに応じた生活習慣の見直しや改善のための支援を行います。</p>
担当部署	区民部国民健康保険課経理係

事業名	<b>後期高齢者健康診査</b>
内容	後期高齢者医療制度の加入者を対象として、東京都後期高齢者医療広域連合からの委託に基づき、生活習慣病予防及び疾病の早期発見・早期治療を図ることを目的として健康診査を実施するとともに、胸部エックス線検査等についても区独自項目として実施します。
担当部署	区民部国民健康保険課高齢者医療係

事業名	<b>健康教育</b>
内容	生活習慣病、健康増進等に関する知識の普及を図るため健康教育やイベントを実施します。また、地域の団体や自主組織の依頼に応じて、健康に関する情報提供や相談支援も行なっています。
担当部署	健康推進部地域保健課健康推進係

事業名	<b>国保成人歯科健康診査</b>
内容	<p>口腔機能の低下や歯周病疾患の予防及び早期発見を目的とし、成人歯科健康診査を実施します。</p> <p>渋谷区国民健康保険被保険者のうち、年度の末日(3月31日)現在、20・25・30・35・45・55・65歳の人を対象とします。</p>
担当部署	区民部国民健康保険課経理係

事業名	<b>成人歯科健康診査</b>
内容	<p>口腔機能の低下や歯周病疾患の予防及び早期発見を目的とし、成人歯科健康診査を自己負担なしで実施します。</p> <p>区内に住んでいる方で、年度の末日(3月31日)現在、20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の人を対象とします。ただし、国保成人歯科健康診査の対象者を除きます。</p>
担当部署	健康推進部地域保健課健康推進係

事業名	<b>口腔機能維持向上健康診査</b>
内 容	口腔機能低下の兆候を早期に発見し、咀嚼(そしゃく)や飲み込み等の機能維持向上のための指導を行うことを目的に自己負担なしで健診を実施します。区内に住んでいる方で、各年度の末日(3月31日)現在、75・80・85・90歳の人を対象とします。
担当部署	健康推進部地域保健課健康推進係

事業名	<b>がん検診</b>
内 容	胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診を自己負担なしで実施します。
担当部署	健康推進部地域保健課健康推進係

事業名	<b>高齢者インフルエンザ予防接種</b>
内 容	予防接種法に基づき65歳以上の高齢者を対象として、接種費用の全額公費助成を実施します。
担当部署	健康推進部地域保健課感染症対策係

事業名	<b>高齢者肺炎球菌ワクチン接種</b>
内 容	各年度の末日(3月31日)現在、65・70・75・80・85・90・95・100歳の高齢者を対象として、接種費用の全額公費助成を実施します。
担当部署	健康推進部地域保健課感染症対策係

### 3 生活支援サービスの拡充

加齢により、耳の「聞こえ」のちからが衰えてきた高齢者に補聴器の購入に要する費用の一部助成をすることで、地域交流をサポートします。

また、ひとり暮らし等高齢者の在宅生活を支援する住民参加型の家事援助やコミュニティバス等の移動支援のほか、介護保険のサービスだけでなく、これまで区民の評価の高かった区独自のサービスを継続していきます。

#### (1) ひとり暮らし等高齢者の在宅生活の支援

##### 【新規または拡充施策】

事業名	<b>高齢者補聴器購入費助成事業（新規）</b>		
内容	区内に住んでいる満65歳以上の要件を満たした高齢者に対して補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。		
目標	聴力機能の低下に伴い、周囲と円滑なコミュニケーションを図ることが難しい高齢者の積極的な社会参加や地域交流を促します。		
年次計画	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	50人	50人	50人
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係		

##### 【継続施策】

事業名	<b>やすらぎサービス（住民参加型在宅福祉サービス）</b>
内容	在宅で福祉的な援助を必要とする高齢者や障がい者等(利用会員)を対象に、住民参加型による家事援助・外出介助サービスを提供します。サービスの提供は、この事業に理解と熱意を有する協力会員が行います。
担当部署	渋谷区社会福祉協議会

事業名	<b>高齢者生活援助サービス（ホームヘルプサービス）</b>
内容	高齢者が安心して生活できるように、要支援または要介護と認定された方、基本チェックリストで事業対象者と判定された方を対象に独自のホームヘルプサービスを実施します。
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係

事業名	<b>軽作業代行サービス</b>
内容	高齢者世帯の日常生活上の困りごとを解消するため、シルバー人材センターが実施する「軽作業代行サービス」を低価格で受けられるようにします。
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係

事業名	<b>理・美容券の交付</b>
内容	要介護4または5の認定を受けている在宅の高齢者を対象に、希望により理・美容券を交付します。利用者は、指定店で在宅または店舗でのサービスを受けることができます。
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係

事業名	<b>訪問入浴サービス</b>
内容	介護保険サービスの訪問入浴サービスの利用者を対象に、回数を上乘せして、巡回入浴サービスを行います。
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係

事業名	<b>施設入浴サービス</b>
内容	自宅や自宅までの通路が狭あいである、または引きこもり等の理由により、訪問入浴の利用が困難な場合に、特別養護老人ホーム等の施設を利用して入浴介助を行ないます。
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係

事業名	<b>住宅設備改修給付</b>
内容	要介護・要支援認定を受けている在宅の高齢者で、身体機能の低下により住宅設備の改修が必要と認められる人を対象に、住宅設備改修費用の一部を助成します。
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係

事業名	<b>救急通報装置の設置</b>
内容	ひとり暮らしの高齢者または高齢者のみの世帯等で身体に慢性的疾患があり、日常生活を営むうえで常時注意が必要な方に、救急通報装置を設置します。
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係

事業名	<b>寝具の乾燥サービス</b>
内容	要介護・要支援認定を受けているひとり暮らしの高齢者、または高齢者のみの世帯の人で、介護保険の訪問介護サービスでは寝具を干すことが困難な方に、寝具の乾燥を行います。
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係

事業名	<b>食事券事業</b>
内容	要介護・要支援認定を受けている在宅の高齢者等に、身近な地域の飲食店で の食事を促すことにより、地域との交流や絆を深めてもらうとともに孤立を 防ぐことを目的に実施します。
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係

事業名	<b>高齢者等配食サービス</b>
内容	要介護・要支援認定を受けている在宅の高齢者等に、配食事業協力店が栄養 バランスの取れた調理済みの食事を提供すると同時に安否確認を行います。
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係

## (2) 移動支援

### 【継続施策】

事業名	<b>リフト付タクシー</b>
内容	おおむね65歳以上の常時車いす利用者が、車いすやストレッチャーに乗った まま利用できるリフト付タクシーを運行します。
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係

事業名	<b>コミュニティバスの運行</b>
内容	高齢者・障がい者をはじめとする区民の移動時の利便性向上を目的として、 地域生活に密着した交通機関としてコミュニティバス(ハチ公バス)を運行し ます。
担当部署	土木部交通政策課交通政策係

事業名	<b>移動サービス(福祉有償運送)</b>
内容	移動することが困難な高齢者や障がい者に対し、車いすに乗ったまま乗車で きる車両を使用して、外出援助を行います。 サービスの提供は、法令に従った研修を修了した運転手が行います。
担当部署	渋谷区社会福祉協議会

## 4 社会参加と生きがいのづくりの支援

高齢者の社会参加を促進するために、スマートフォン等のデジタル機器に不慣れな高齢者をサポートするデジタル活用支援員制度の創設や高齢者デジタルデバインド解消事業により「新しい生活様式」に対応します。高齢者がデバイス(タブレット・スマートフォン等の情報端末)に慣れ親しみ、オンラインイベントへの参加や災害時の情報収集・発信ができるよう、企業と協力し、渋谷らしい取組を推進します。

また、令和元(2019)年7月に開設された渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツの更なる充実をはじめ、引き続き、ボランティア等の育成・支援、社会活動のネットワークづくりを行います。

さらに、新しい取組として社会参加活動に対するインセンティブとして、ICTを活用したポイント制度を実施します。

### 【新規または拡充施策】

事業名	高齢者デジタルデバインド解消事業（新規）		
内容	高齢者がコロナ禍での「新しい生活様式」の実践や孤立化防止、また災害時の情報収集・発信のためのツールとしてICT機器は必要不可欠であり、近年問題となっている高齢者のデジタルデバインド(情報格差)を解消するため、デバイスの利用開始に対する支援を行います。		
目標	デジタル機器の利用を促進することにより、高齢者の健康増進や安全安心の確保につなげ、生活の質(QOL)の維持・向上を目指します。		
年次計画	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	検討・実証実施	実証実施	実証実施
担当部署	福祉部副参事(高齢者デジタルデバインド解消担当課長)、福祉部高齢者福祉課、経営企画部経営企画課		

**高齢者デジタルデバインド解消事業**

実証事業(令和3年9月から2年間)として65歳以上のスマートフォン未保有者、最大3,000人を対象にスマートフォンを無償貸与。

- 防災情報** 確実な情報伝達
- 介護予防・フレイル予防** インセンティブによる持続可能な健康増進
- オンライン申請** キャッシュレス決済
- 健康アプリ** 健康づくりの推進
- 見守り** つながりの促進

QoLを重視した区独自カスタマイズ



事業名	<b>デジタル活用支援員制度（新規）</b>		
内容	デジタル機器の操作に不慣れな高齢者の孤立化を防止するため、デジタル活用支援員制度を創設し、機器の初期設定や操作方法等の相談会・講座に育成した支援員を活用することにより、高齢者がデバイスに慣れ親しむ環境を提供します。		
目標	地域のデジタル機器に詳しい人材をデジタル活用支援員として育成・登録・活用する新たな地域参加の取組を展開します。		
年次計画	デジタル活用支援員の登録者数		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	100人	150人	200人
担当部署	生涯活躍推進課地域人材育成主査		

事業名	<b>社会参加活動ポイント制度（新規） ～ICTを活用した社会参加の仕組みづくり～</b>		
内容	高齢者の社会参加を促すため、高齢者が介護予防事業やフレイル予防に資する通いの場や地域のサロン、会食会、ボランティア活動等に参加する場合に、活動に対するインセンティブとしてICTを活用したポイント制度を実施します。		
目標	利用しやすいポイント制度を構築します。		
年次計画	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	検討	検討	実施
担当部署	高齢者福祉課、介護保険課		



事業名	渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ（拡充）
内容	プレシニア世代からアクティブシニア世代までの人が、いつまでも楽しく元気に活躍し続けられるように、新たな好奇心の扉を開く学びの場である「渋谷ハチコウ大学」の講座の充実や、個人の経験や能力を活かすことのできる機会等を提供します。また、クラウドワーキング <sup>9</sup> やプロボノ <sup>10</sup> 等をはじめとする多様な働き方を紹介するほか、区が実施しているさまざまな講座やイベント、地域で活動している団体情報をまとめて発信していきます。
担当部署	生涯活躍推進課生涯活躍推進係

◆渋谷生涯活躍ネットワーク・シブカツ ロゴ



◆渋谷ハチコウ大学校章



◆渋谷ハチコウ大学入学式



<sup>9</sup> クラウドワーキング：インターネットを活用し、業務の受注から納品までをオンラインで行うことで、場所・時間を選ばずに働くこと

<sup>10</sup> プロボノ：自らの専門知識・経験や保有しているスキルを提供して社会貢献すること


**【継続施策】**

事業名	<b>高齢者の就労支援</b>
内容	高齢者の豊かな経験と能力を活かせるよう、高齢者にふさわしい仕事を渋谷区シルバー人材センターが請け負い、会員に提供します。
担当部署	渋谷区シルバー人材センター

事業名	<b>ボランティア等の育成・支援</b>
内容	安心して暮らせる支えあいの社会をつくり、地域を包括する支援体制を構築していくため、活動の積極的な紹介、要請者へのコーディネート、登録制度の充実等を通じて、ボランティアの支援を実施します。 講座、研修会を開催し、多様化するニーズに対応し、地域で活躍できるボランティアの育成を図ります。
担当部署	しゅやボランティアセンター

事業名	<b>社会活動のネットワーク</b>
内容	ボランティア、NPO、大学、地域団体、企業等とのネットワークづくりを行い、ボランティアやNPO等の担い手となる高齢者の社会参加を支援していくため、交流会や講座等を実施します。 また、ボランティアやNPO、大学、地域団体、企業等と連携し、地域福祉に取り組めます。
担当部署	渋谷区社会福祉協議会






## 第4章

### 柱4 介護サービス基盤・人的基盤の整備

重点的な取組1 介護人材の確保・定着・育成

重点的な取組2 感染症発生時や災害時の取組

- 1 基盤整備（施設・居住系サービス、在宅（居宅）サービスの充実）
  - 2 ICTやロボット技術等の活用の推進
  - 3 介護事業者における人材確保と育成の支援
  - 4 感染症発生時や災害時の取組
- 

## 第4章 柱4 介護サービス基盤・人的基盤の整備

### 重点的な取組1 介護人材の確保・定着・育成

#### 目指す姿

介護サービスの安定的な提供と質の向上

#### 背景

- 「介護サービス事業所調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)では、職員の不足について、「やや不足している」と「不足している」を合わせた割合が65.7%との結果が出ており、依然として介護人材の確保は重大な課題となっています。(参考：問24・問25)  
また、研修・教育に関しては、「指導出来る人材が少ない、またはいない」の割合が高く、併せて介護人材の育成も重要な課題です。(参考：問33)
- 2040年に向けて生産年齢人口の減少と介護ニーズの増大を背景に、社会全体において働き手の確保が一層難しくなる中、質の高い介護サービス基盤を維持していくためには、学生や主婦、元気高齢者、外国人等、新たな介護の担い手として幅広い人材の発掘と活用を目指すほか、キャリアアップや働きやすい職場環境の実現に向けた支援等、多様な視点から施策を展開していくことが求められます。

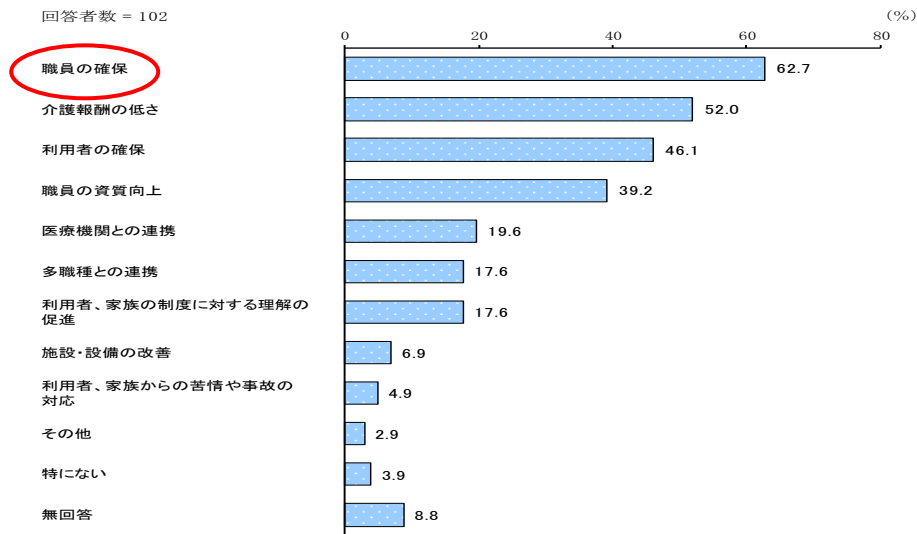
#### 今後の方向性

- ▼介護事業者への就職希望者を対象とした「福祉のしごと相談・面接会」や実際に施設等を見学する「介護職ツアー面接会」を実施し、就労支援を行います。
- ▼介護職未経験者向けに、介護に関する入門的研修を行います。研修後に就職相談会を実施し、就労支援を行います。
- ▼総合事業の訪問型サービスA事業所の従事者を養成するための研修を行います。研修修了者に対して、事業所の紹介や個別相談会、訪問体験会等就労につなげる取組を行います。
- ▼介護職員向けに、職層ごとの研修や外国人向けの研修を行うことで、介護人材の育成を図ります。
- ▼介護職員初任者研修受講料補助に加え、介護職員実務者研修に要した受講料を補助することにより、介護職員の人材確保及び職場への定着とキャリアアップを推進し、介護サービスの安定的な供給を図ります。
- ▼介護職員の宿舍借り上げに係る費用の一部を支援することで働きやすい職場環境の実現と介護人材の確保・定着を図ります。
- ▼若年層に対して介護保険制度や介護職を紹介するパンフレットを配布する等、情報提供を推進し、介護職に対する理解の促進、イメージアップを図ります。

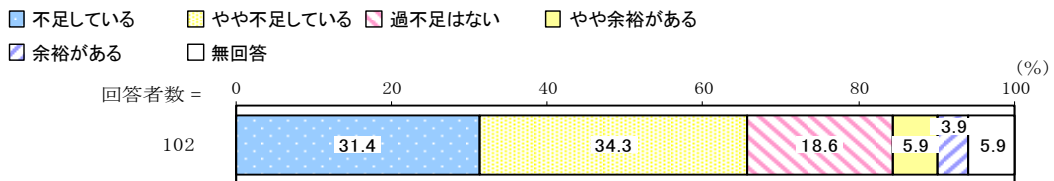
参 考

1 人材確保育成について

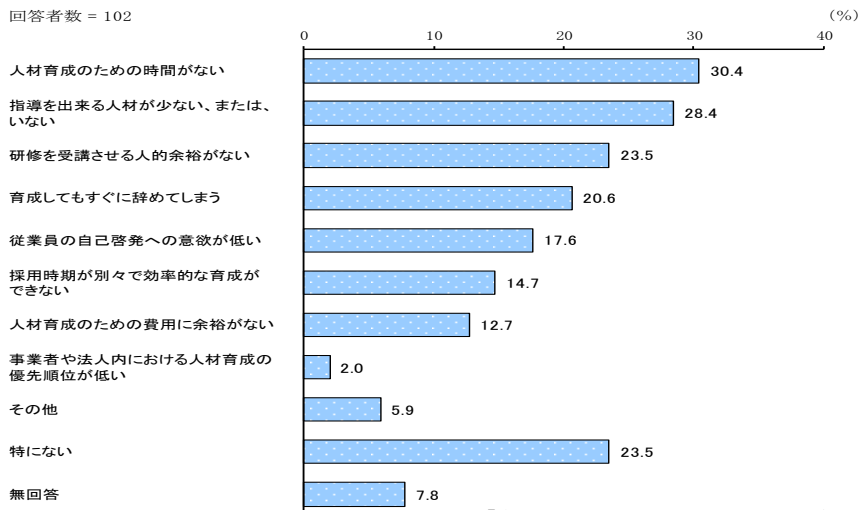
問24 運営にあたり課題となっていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



問25 現在のサービス提供状況からみて、職員数の過不足はありますか。(○は1つ)



問33 研修・教育等に関して困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)



資料：「介護サービス事業所調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

指 標

指標	現状	目標
介護人材確保に係る研修の参加者数	64人	100人
介護に関する入門的研修等修了者の採用率	9.8%	30%
介護人材育成に係る研修の参加者数	89人	200人

## 重点的な取組2 感染症発生時や災害時の取組

### 目指す姿

#### 感染症発生時や災害時の高齢者の安全確保と支援の継続

#### 背景

- 新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、短期間で全世界に広がり爆発的な流行が生じている中、介護サービスは高齢者とその家族の生活を支える上で欠かせないものであるため、適切な感染症対策を行った上でのサービス提供が求められています。  
特に高齢者施設では、感染による重症化リスクが高い高齢者に対し、常に接触を伴うサービスが行われていることから、最大限の感染症対策を講じた上で、必要なサービスを継続して提供する体制を整備する必要があります。
- 近年では、集中豪雨や局地的大雨等が増加し、また、近い将来、首都直下地震が起きる可能性が高いことも指摘されています。社会福祉施設等は、自力避難が困難な高齢者等も多く利用されており、災害時には避難に時間を要することから、利用者の安全を確保するためには、豪雨・地震・洪水・土砂災害・内水氾濫等の各種災害に備えた十分な避難対策が必要です。
- 「介護サービス事業所調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)では、災害時の対応について、避難訓練の実施や利用者の安否確認、防災計画の策定等の徹底における課題がみられ(参考1)、各事業所において防災計画や避難計画の策定と実行の徹底が求められます。また、災害時も必要な介護サービスを提供していくために、災害後に業務を継続していくための計画も併せて必要です。

#### 今後の方向性

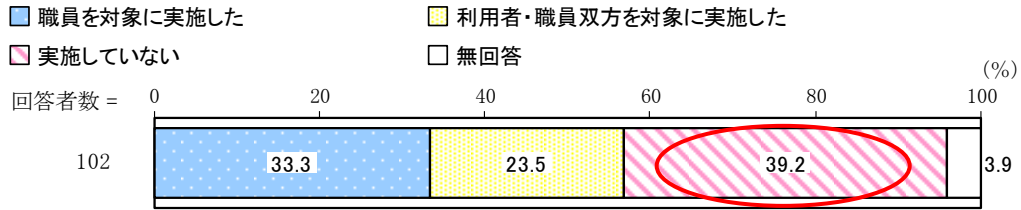
- ▼介護施設・介護サービス事業所に対し、防災計画等(職員行動マニュアル、業務継続計画)の整備の支援と、災害時における区と事業所間での連絡体制の強化を図ります。
- ▼要配慮者や感染症対策、風水害対策を盛り込んだ避難所運営基本マニュアルを作成し、地域の防災力強化を図ります。
- ▼二次避難所整備の一環として、要配慮者の早期相談支援開始を目指し、地域の介護や医療等の専門家集団による訪問支援等の仕組みづくりをしていきます。



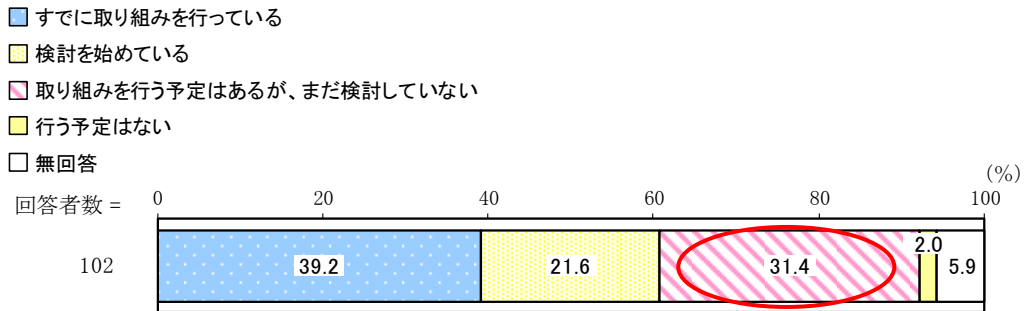
参 考

1 災害時の対応について

問40 貴事業所では、この1年間に避難訓練を実施しましたか。(○は1つ)

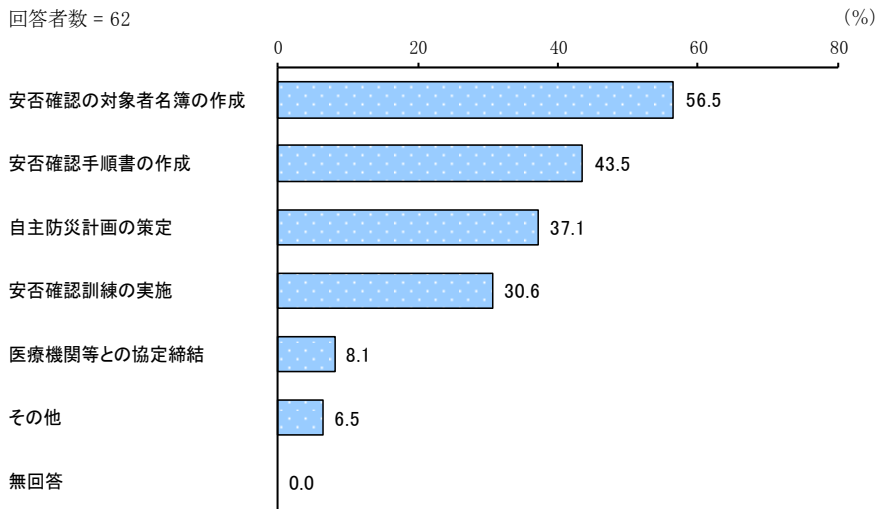


問41 大地震等の大規模災害が発生した際の利用者の安否確認等について、どのような取り組みを行なっていますか。(○は1つ)



問41-1 取り組みの内容を教えてください。(あてはまるものすべてに○)

《問41で「すでに取り組みを行なっている」「検討を始めている」事業所のみ》



資料：「介護サービス事業所調査結果報告書」(令和2(2020)年3月)

指 標

指標	現状	目標
自主防災計画、業務継続計画を作成している事業所の割合	37.1%	100%
避難訓練の実施率	56.8%	100%

## 1 基盤整備（施設・居住系サービス、在宅（居宅）サービスの充実）

特別養護老人ホームについては、23区でトップレベルの整備率となっているものの、今後の要介護者の増加にも対応するため、区有地等における公設や民設での施設整備及び特別養護老人ホームの在宅・入所相互利用を進めていきます。また、経年劣化により老朽化した施設の修繕を計画的に進めます。

さらに、超高齢社会への対応として、在宅ケアを中心とした地域包括ケアシステムの構築に不可欠な地域密着型サービスの充実を図ります。

### （1）特別養護老人ホームの整備

#### 【新規または拡充施策】

事業名	<b>特別養護老人ホーム（かなみの杜・渋谷）の開設（新規）</b>
内容	高齢者ケアセンターの建替えに伴い、令和3年5月に特別養護老人ホーム「かなみの杜・渋谷」（84床）を開設し、福祉サービスの充実を図ります。
目標	超高齢社会への対応として、増加が見込まれる入所希望者や家族のニーズに応えるため、特別養護老人ホームの整備を進めます。
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係

#### ◆かなみの杜・渋谷イメージ図



事業名	<b>特別養護老人ホームの改修（新規）</b>
内容	開設後の経年劣化により建築・機械・電気設備に老朽化がみられる場合、計画的に設備の改修、更新を行います。
目標	入所者が安心して過ごせるよう施設の環境を整え、利用者満足度の向上につなげます。
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係

【継続施策】

事業名	<b>特別養護老人ホームの誘致</b>
内容	超高齢社会への対応として、増加が見込まれる入所希望者や家族のニーズに応えるため、国有地や都有地等の公有地を活用した、民間事業者による特別養護老人ホームの参入誘致を日常生活圏域ごとのバランスを考慮しながら、進めます。
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係

事業名	<b>特別養護老人ホームの在宅・入所相互利用</b>
内容	高齢者が在宅生活を続けるための支援として、区内特別養護老人ホームにおいて、1つのベッドを複数の利用者で一定の入所期間(3か月を上限)ごとに交互に利用する制度(在宅・入所相互利用=ベッドシェアリング)の運用を区内の利用ニーズを考慮しながら行い、検証を進めます。
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係

## (2) 地域密着型サービスの整備

### 【新規または拡充施策】

事業名	<b>認知症対応型デイサービス事業（拡充）</b>		
内容	在宅の認知症の要介護者等に、在宅サービスセンターにおいて、日常生活上の支援や機能訓練等を行うデイサービスを提供します。		
目標	令和3年5月に開設する「かなみの杜・渋谷」で認知症対応型デイサービス(定員12名)を開設し、利用を促進します。		
年次計画	「かなみの杜・渋谷」の認知症対応型デイサービスの利用率		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	50%	55%	60%
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係		

### 【継続施策】

事業名	<b>(看護)小規模多機能型居宅介護事業所<sup>11</sup>の誘致</b>		
内容	高齢者が在宅生活を続けるための施設として、訪問・通所・宿泊の複合的なサービスを提供する(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を民間事業者が設置する場合、国や東京都の補助金を活用して補助します。 医療ニーズの高い在宅要介護高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、日常生活圏域ごとのバランスを考慮しながら、参入誘致に努めます。また、随時開設相談を受け付けます。		
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係、介護保険課介護給付係		
事業名	<b>定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所<sup>12</sup>の誘致</b>		
内容	民間事業者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を設置する場合、国や東京都の補助金を活用して補助します。		
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係、介護保険課介護給付係		
事業名	<b>認知症高齢者グループホームの誘致</b>		
内容	今後の超高齢社会の進行に伴い、増加が見込まれる入所希望者や家族のニーズに応えるため、民間事業者が認知症高齢者グループホームを設置する場合や建物を借り上げて改修する場合等を対象とし、東京都の補助金に区独自の上乘せをして補助します。 日常生活圏域ごとのバランスを考慮しながら、参入誘致に努めます。また、随時開設相談を受け付けます。		
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係、介護保険課介護給付係		

<sup>11</sup> (看護)小規模多機能型居宅介護：小規模多機能型居宅介護は通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりを組み合わせ提供するサービスで、さらに訪問看護と組み合わせた場合は、看護小規模多機能型居宅介護となる

<sup>12</sup> 定期巡回・随時対応型訪問介護看護：訪問介護と訪問看護の連携による、1日数回の短時間と随時対応のサービス(24時間対応)

### (3) 居住系サービスの整備

#### 【継続施策】

事業名	<b>都市型軽費老人ホームの整備助成</b>
内容	民間事業者や土地・建物オーナーが都市型軽費老人ホームを整備する場合や建物を改修する場合を対象とし、区が東京都の補助金や国の交付金を受けて助成します。
担当部署	福祉部管理課福祉施設係

事業名	<b>有料老人ホームの誘致</b>
内容	民間事業者による介護付き有料老人ホームについては、東京都より提供される利用定員総数や日常生活圏域ごとのバランスを考慮しながら、今後の整備数について検討します。また、随時開設相談を受け付けます。
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係

#### ◆施設・居住系サービス基盤の整備状況 (令和2(2020)年9月末現在)

	施設数					定員数				
		東部	西部	南部	北部		東部	西部	南部	北部
特別養護老人ホーム	9	1	4	2	2	731	127	294	160	150
介護付き有料老人ホーム	11	2	5	3	1	488	87	204	140	57
サービス付き高齢者住宅	1	0	0	0	1	44	0	0	0	44
軽費老人ホーム	1	0	1	0	0	84	0	84	0	0
都市型軽費老人ホーム	2	0	0	1	1	40	0	0	20	20
認知症高齢者グループホーム	6	0	1	2	3	102	0	18	36	48

## (4) 住まいの確保・支援

### 【新規または拡充施策】

事業名	<b>渋谷区居住支援協議会の設立（新規）</b>		
内容	居住支援法人、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、要配慮者に対する支援を行う団体等の関係者と情報共有するとともに、必要かつ効果的な支援策等について協議するため、渋谷区居住支援協議会を設立します。		
目標	高齢者等住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進を効果的に実施します。		
年次計画	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	設立準備	設立	継続
担当部署	都市整備部住宅政策課居住支援係		

事業名	<b>居住支援事業の強化（拡充）</b>		
内容	単身高齢者が民間賃貸住宅への入居機会を拡大することを目的とし、入居者の安否確認や、死亡時の費用保証等がセットになった見守りサービスを活用します。		
目標	民間賃貸住宅に入居する際の家主の不安感、リスク軽減を図ることにより、単身高齢者の入居機会を確保します。		
年次計画	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	拡充	継続	継続
担当部署	都市整備部住宅政策課居住支援係		

## 2 ICTやロボット技術等の活用の推進

ICTとは、「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションのことです。また、ロボットとは、情報を感知、判断し、動作するという3つの要素技術を有する知能化した機械システムのことです。このうちロボット技術が応用され利用者の自立支援や介護者の負担軽減に役立つ介護機器を介護ロボットと言います。ICTやロボット技術を介護施設に導入することで、安全性の向上及び職員の負担軽減につながります。

そのほか、音声や顔を認識し高齢者とコミュニケーションをとることができるロボットを活用し、介護予防につながります。

### 【新規または拡充施策】

事業名	介護ロボット等の導入（拡充）		
内容	<p>介護施設の利用者の安全性確保、利便性や満足度の向上、介護職員の負担軽減や離職防止を目的とし、ICT機器や介護ロボット、システムの導入を推進します。</p> <p>導入にあたっては、国や東京都の補助金を活用した補助も含めた検討を行います。また、導入後には介護ロボット等の効果を測定するためにヒアリングを実施し、他施設での導入を引き続き検討します。</p> <p>①見守り支援システムを導入することで、入所者の状態をリアルタイムで把握できるようになることから、すぐに異変に対して対応できるようになります。さらに、介護職員の訪問や見回りを減らすことができるため、職員の精神的負担の軽減につながります。</p> <p>②介護記録システムを導入することで、効率的な情報の管理・更新が可能になります。</p>		
目標	医療・介護現場等のニーズを踏まえた介護ロボット等を導入することで、高齢者、介護者及び介護事業者の支援に努めます。		
年次計画	見守り支援システム・介護記録システムの導入		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	拡充 【かなみの杜・渋谷】	拡充・検討	拡充・検討
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係		



### 3 介護事業者における人材確保と育成の支援

区内の介護サービス提供者の質の向上の観点から、人材育成支援策を継続していきます。介護保険サービス提供事業者においては、介護人材の確保・育成が喫緊の課題となっています。渋谷区では、各事業者の現状把握を行うとともに、事業者が行う人材確保・育成に向けた取組を支援していきます。

また、これまで行なってきた施策についても、継続して実施することで、人材確保や職員の質の向上に取り組んでいきます。

#### (1) 人材確保・定着

##### 【新規または拡充施策】

事業名	<b>介護職員実務者研修受講料補助事業（新規）</b>		
内容	介護職員実務者研修を修了し、区内介護事業所に一定期間以上従事している人に、受講料を補助します。		
目標	介護資格取得に係る受講料を補助し、費用負担の軽減を行うことにより、区内事業所に従事する介護職員の人材確保及びキャリアアップにより定着を図ります。		
年次計画	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	20人	20人	20人
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係		

事業名	<b>介護に関する入門的研修及び就職相談会（拡充）</b>		
内容	介護未経験者向けに、介護に関する21時間の入門的研修及び就職相談会を実施し、研修後の就労支援を行います。		
目標	介護人材の安定的な確保を目指し、研修と就労支援を合わせて行うことにより、新たな介護人材の確保を図ります。		
年次計画	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	年1回	年2回	年2回
担当部署	介護保険課介護相談係		

【継続施策】

事業名	<b>介護人材確保のためのセミナー及び面接会</b>
内容	渋谷就労支援センターしぶやビッテにおいて、求人開拓の担当職員が区内の介護サービス事業者を訪問して求人情報を集め、求職者とのコーディネートを行い、介護人材の確保につなげます。 また、求職者を対象としたセミナーの開催や、介護事業者と連携を図りながら「福祉のしごと相談・面接会」や「介護職ツアー面接会」を実施し、就労支援を行います。
担当部署	区民部産業観光課産業振興係、福祉部介護保険課介護相談係

事業名	<b>介護職員初任者研修受講料補助事業</b>
内容	介護職員初任者研修を修了し、区内介護事業所に一定期間以上従事している人に、受講料を補助します。
担当部署	高齢者福祉課サービス事業係

事業名	<b>せいかつサポート研修</b>
内容	総合事業の訪問型サービスA事業所の従事者を養成するため、渋谷区独自の研修としてせいかつサポート研修を年4回程度実施します。 研修修了者に対し、訪問型サービスA事業所の紹介を行うほか、個別相談会、訪問体験会等就労につなげる取組を行います。
目標	要支援者等に対し生活援助を行う訪問型サービスAに従事する介護人材の確保を図ります。
担当部署	介護保険課介護総合事業係

事業名	<b>介護職員の宿舎借上げ支援事業</b>
内容	介護サービス事業所を運営する法人が宿舎を借上げ、介護職員等を入居させた場合に、借上げに係る経費の一部を助成します。
目標	介護職員の宿舎借上げに係る費用の一部を支援することで働きやすい職場環境の実現と介護人材の確保及び定着を図ります。
担当部署	介護保険課介護相談係

## (2) 人材育成

### 【継続施策】

事業名	<b>SHIBUYA かいごセミナー（介護職員人材育成研修）</b>
内容	介護事業所職員向けや外国人介護職員向け研修を年間20回程度開催します。また、研修の内容に応じ、オンラインによる実施等、より参加しやすい環境づくりを検討します。 <ul style="list-style-type: none"><li>・介護事業所職員向け研修</li><li>・外国人介護職員向け研修</li><li>・管理者向け研修</li></ul>
目標	介護サービスの質の向上を目指し、就労中の職員に対し、職層に分けて研修を行うことで、介護人材の育成・定着を図ります。
担当部署	介護保険課介護相談係

事業名	<b>介護支援専門員等研修会</b>
内容	区内で働くケアマネジャーに対し、ケアマネジメントを行う上で必要な情報や学習の機会を提供します。ケース支援技術の向上やケアマネジャーのネットワークづくりをはじめ、質の向上及び平準化を図ります。
担当部署	高齢者福祉課高齢者相談支援係

## 4 感染症発生時や災害時の取組

新型コロナウイルス感染症やあらゆる感染症の流行を踏まえ、特に重症化のリスクが高い高齢者に対し、最大限の感染症対策を講じながら必要なサービス提供をします。

また、地震や台風、豪雨等の際に高齢者が安全に避難できるよう、介護事業所と連携しながら災害時に備えます。

### 【新規または拡充施策】

事業名	<b>高齢者福祉施設における感染症対策（新規）</b>
内容	高齢者福祉施設と情報共有を図り、新型コロナウイルス等の感染症予防に連携して取り組みます。感染による重症化リスクが高い高齢者に対し、検温、手指消毒、マスク・フェイスシールドの着用、オンライン面会の実施等の対策を徹底します。
目標	感染症対策の徹底により継続的な介護サービスを提供し、高齢者とその家族の生活を支えます。
担当部署	高齢者福祉課福祉計画係、区高齢者施設


事業名	<b>避難所運営基本マニュアルの作成（拡充）</b>
内容	要配慮者への配慮やコロナ対策、風水害対策を盛り込んだ基本マニュアルを区が作成・配布し、地域の防災力強化を図ります。
目標	基本マニュアルを参考に各地域で避難所の実情に合わせたマニュアルを作成し、区と協働した訓練を実施して、即応力を高めます。
担当部署	危機管理対策部防災課災害対策推進係

事業名	<b>地域連携による災害時支援の仕組みづくり（拡充）</b>
内容	二次避難所整備の一環として、災害時に要配慮者への総合的な支援体制の構築を図るため、区内の専門職団体や事業者と災害時の支援協力に関する協定を締結し、相互連携のネットワーク化を進めます。
目標	要配慮者の早期相談支援開始を目指し、地域の介護や医療等の専門職集団による訪問支援等の仕組みを構築します。
担当部署	危機管理対策部防災課災害対策推進係

事業名	<b>介護サービス事業所の防災計画等の整備（拡充）</b>		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護事業所において災害に関する具体的な自主防災計画策定を支援し、災害種別ごとの避難に要する時間や避難経路等の確認などの取組を促します。</li> <li>・感染症対策の備えが講じられているか定期的に確認するとともに、感染症に対する研修等を充実させます。</li> <li>・災害発生後もしくは感染症発生後に、業務を速やかに立て直し継続していくための業務継続計画(BCP)策定の支援と区との連絡体制の構築をします。</li> </ul>		
目標	発災時や感染症の発生、拡大時に、介護事業所において介護従事者が利用者に対応ができるようにするため、すべての事業所に対し自主防災計画と業務継続計画の策定ができるよう支援します。		
年次計画	自主防災計画及び業務継続計画を作成している事業所の割合		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	60%	80%	100%
担当部署	介護保険課介護相談係		

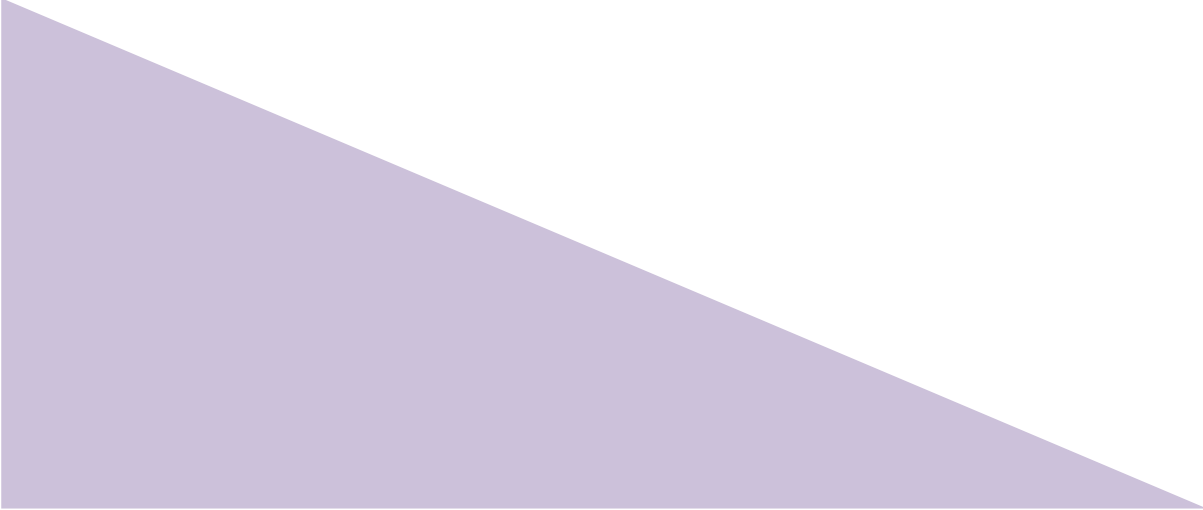
### 【継続施策】

事業名	<b>避難行動要支援者避難支援プラン</b>		
内容	高齢者や身体障がい者等で災害発生時の避難にあたって、支援が必要と思われる方について、区が「避難行動要支援者名簿」を作成します。この名簿を基に、自主防災組織が中心となり民生児童委員、安心見守りサポート協力員とともに対象者宅を訪問して面接を行い、災害時の「避難支援プラン」を対象者ごとに作成します。		
担当部署	危機管理対策部防災課災害対策推進係		



## 第5章

### 柱5 介護保険事業の安定した運営

- 1 介護サービスの見込みと保険料の設定
  - 2 事業の円滑な運営のための取組
- 

## 第5章 柱5 介護保険事業の安定した運営

### 1 介護サービスの見込みと保険料の設定

#### (1) 介護給付サービスの見込み

第8期計画期間にあたる令和3(2021)年度～令和5(2023)年度の介護給付サービス見込みについては、2025年・2040年を見据えた高齢者人口、75歳以上及び85歳以上の割合の推移から導かれる介護需要等を踏まえて定めていきます。また、新型コロナウイルス感染症の発生は、令和2(2020)年度において利用者数の減少等一部サービスに大きな影響を与えており、計画を策定するにあたっては、これらの影響を考慮し、今後の動向を見極めた上でサービスの見込みを推計します。

##### ①被保険者数の見込み

渋谷区の総人口は増加傾向にあり、第8期計画期間にあたる令和3(2021)年～令和5(2023)年においては、引き続き総人口、高齢者人口ともに年々増加すると見込んでいます。

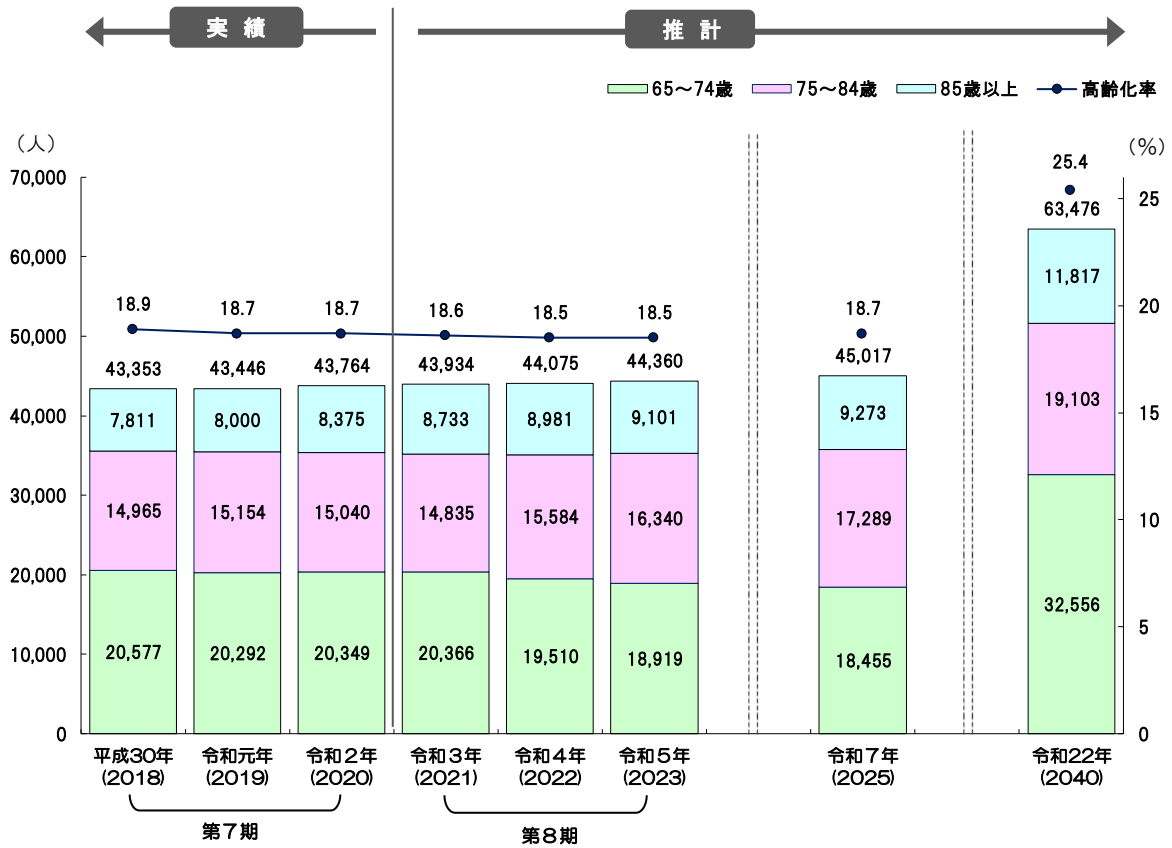
第8期の被保険者数の推計にあたっては、各年9月末現在の総人口及び被保険者数等の実績をもとに、令和3(2021)年～令和5(2023)年をはじめ、令和22(2040)年までの将来推計を行います。

#### ◆2025年・2040年を見据えた介護保険事業計画の策定





◆被保険者数の実績と見込み



	実績			見込み				
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
第1号被保険者数(人)	43,353	43,446	43,764	43,934	44,075	44,360	45,017	63,476
前期高齢者計 (65歳～74歳)	20,577	20,292	20,349	20,366	19,510	18,919	18,455	32,556
後期高齢者計 (75歳以上)	22,776	23,154	23,415	23,568	24,565	25,441	26,562	30,920
75歳～84歳	14,965	15,154	15,040	14,835	15,584	16,340	17,289	19,103
85歳以上	7,811	8,000	8,375	8,733	8,981	9,101	9,273	11,817
第2号被保険者数(人)	82,094	84,065	85,783	87,430	88,904	90,196	92,142	89,427
総人口(人)	226,710	229,738	230,898	233,073	234,732	236,081	237,830	247,611
高齢化率	18.9%	18.7%	18.7%	18.6%	18.5%	18.5%	18.7%	25.4%

※実績は、各年9月末現在の数値(介護保険事業状況報告をもとに作成。住所地特例者を含む)

※見込みは、各年9月末の推計値(住所地特例者を含む)

※住所地特例者とは、被保険者が住所地以外の区市町村に所在する介護保険施設等に入所等をした場合、住所を移す前の区市町村が引き続き保険者となる特例措置を適用された者

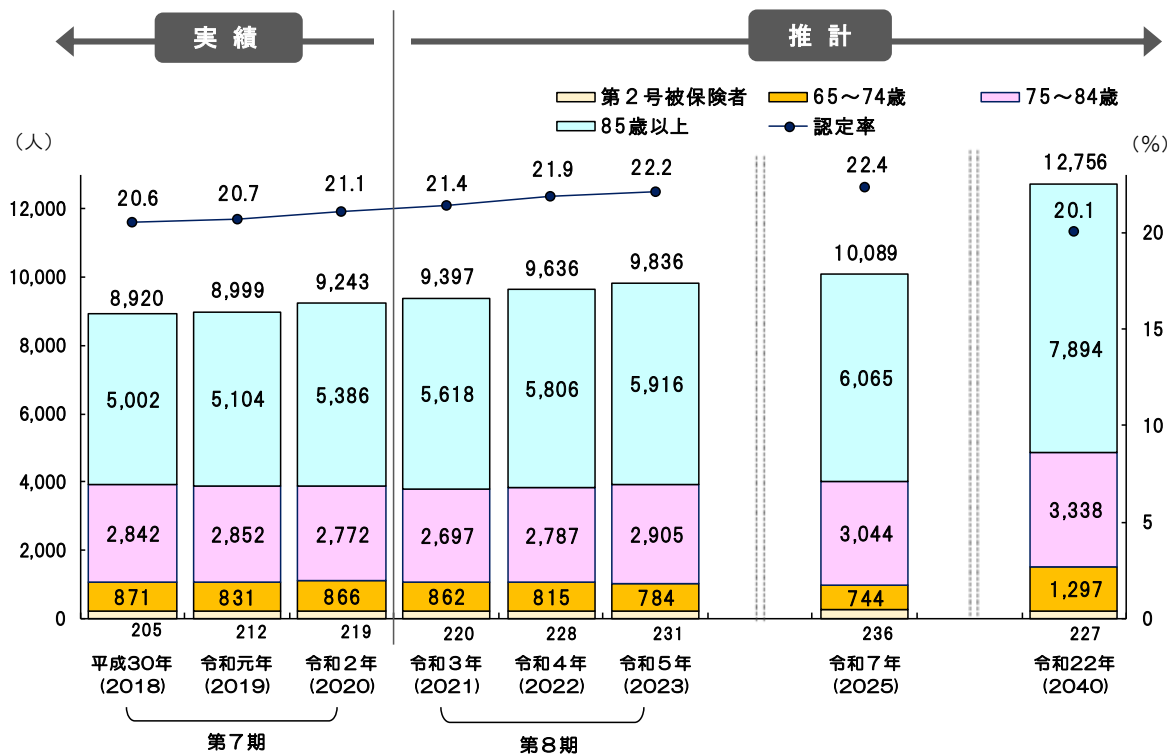
※高齢化率 = 65歳以上人口 ÷ 総人口

②要介護（要支援）認定者数の見込み

要介護（要支援）認定者数は、第7期においても増加傾向にあり、令和3（2021）年～令和5（2023）年にかけても引き続き増加が見込まれています。

要介護（要支援）認定者数の推計にあたっては、各年度の被保険者数の推計をもとに、認定率の推移等を勘案して、要介護（要支援）認定者数の将来推計を行います。

◆年齢別認定者数の実績と見込み



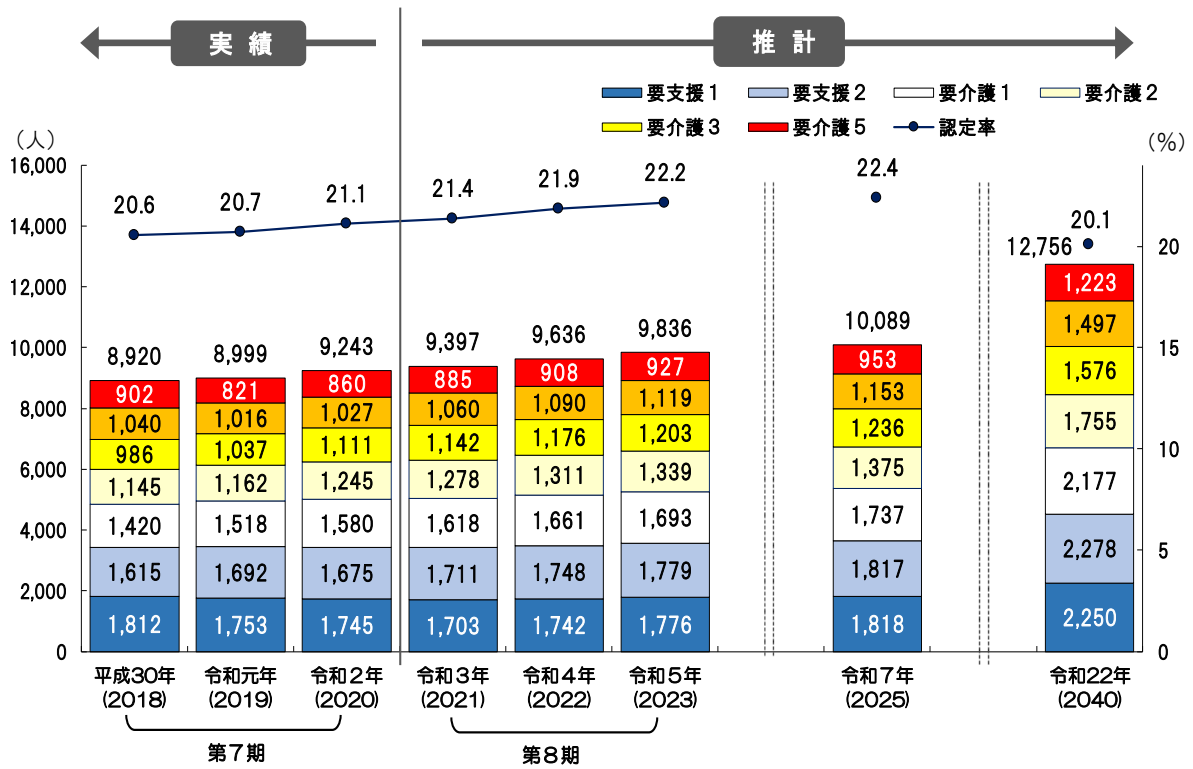
	実績						見込み	
	平成30年(2018)	令和元年(2019)	令和2年(2020)	令和3年(2021)	令和4年(2022)	令和5年(2023)	令和7年(2025)	令和22年(2040)
第1号認定者数(人)	8,715	8,787	9,024	9,177	9,408	9,605	9,853	12,529
前期高齢者計(65歳～74歳)	871	831	866	862	815	784	744	1,297
後期高齢者計(75歳以上)	7,844	7,956	8,158	8,315	8,593	8,821	9,109	11,232
75歳～84歳	2,842	2,852	2,772	2,697	2,787	2,905	3,044	3,338
85歳以上	5,002	5,104	5,386	5,618	5,806	5,916	6,065	7,894
第2号認定者数(人)	205	212	219	220	228	231	236	227
総数(人)	8,920	8,999	9,243	9,397	9,636	9,836	10,089	12,756
認定率(第1号、第2号認定者総数)	20.6%	20.7%	21.1%	21.4%	21.9%	22.2%	22.4%	20.1%

※実績は、各年9月末現在の数値(介護保険事業状況報告をもとに作成。住所地特例者を含む)

※見込みは、各年9月末の推計値(住所地特例者を含む)

※認定率 = (第1号認定者数 + 第2号認定者数) ÷ 第1号被保険者数

◆介護度別認定者数の実績と見込み



	実績			見込み				
	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和7年 (2025)	令和22年 (2040)
要支援1	1,812	1,753	1,745	1,703	1,742	1,776	1,818	2,250
要支援2	1,615	1,692	1,675	1,711	1,748	1,779	1,817	2,278
要介護1	1,420	1,518	1,580	1,618	1,661	1,693	1,737	2,177
要介護2	1,145	1,162	1,245	1,278	1,311	1,339	1,375	1,755
要介護3	986	1,037	1,111	1,142	1,176	1,203	1,236	1,576
要介護4	1,040	1,016	1,027	1,060	1,090	1,119	1,153	1,497
要介護5	902	821	860	885	908	927	953	1,223
総数(人)	8,920	8,999	9,243	9,397	9,636	9,836	10,089	12,756
認定率	20.6%	20.7%	21.1%	21.4%	21.9%	22.2%	22.4%	20.1%

※実績は、各年9月末現在の数値(介護保険事業状況報告をもとに作成。住所地特例者を含む)

※見込みは、各年9月末の推計値(住所地特例者を含む)

※認定率=(第1号認定者数+第2号認定者数)÷第1号被保険者数

### ③介護サービス利用状況

介護サービス利用量の実績は、総じて増加傾向にあります。

見込みとの比較では、平成30(2018)年度と令和元(2019)年度ともに、訪問看護、通所介護、介護療養型医療施設等で、計画を上回っています。

#### ◆介護サービス利用量の見込みと実績の比較

区分	サービス種別		平成30(2018)年度			令和元(2019)年度		
			計画 (A)	実績 (B)	計画比 (B/A)	計画 (A)	実績 (B)	計画比 (B/A)
居宅	訪問介護	回/月	35,264	33,519	0.95	37,132	31,720	0.85
		人/月	1,492	1,503	1.01	1,514	1,486	0.98
	訪問入浴介護	回/月	845	772	0.91	873	717	0.82
		人/月	170	157	0.92	181	145	0.80
	訪問看護	回/月	8,540	9,012	1.06	9,465	10,117	1.07
		人/月	854	875	1.02	922	941	1.02
	訪問リハビリテーション	回/月	3,068	2,899	0.94	3,336	3,027	0.91
		人/月	258	235	0.91	275	248	0.90
	居宅療養管理指導	人/月	1,874	1,784	0.95	1,974	1,862	0.94
	通所介護	回/月	10,942	10,921	1.00	11,268	11,409	1.01
		人/月	1,083	1,106	1.02	1,087	1,156	1.06
	通所リハビリテーション	回/月	1,298	1,162	0.90	1,397	1,196	0.86
		人/月	199	197	0.99	212	202	0.95
	短期入所生活介護	日/月	3,710	2,985	0.80	3,816	3,420	0.90
		人/月	398	365	0.92	397	388	0.98
	短期入所療養介護	日/月	191	129	0.68	202	117	0.58
		人/月	18	15	0.83	19	14	0.74
	福祉用具貸与	人/月	1,849	1,821	0.98	1,870	1,899	1.02
特定福祉用具販売	人/月	38	39	1.03	39	40	1.03	
住宅改修費	人/月	25	23	0.92	26	22	0.85	
特定施設入居者生活介護	人/月	920	845	0.92	936	869	0.93	
居宅介護支援	人/月	2,753	2,761	1.00	2,795	2,816	1.01	
地域密着	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	30	11	0.37	40	12	0.30
	夜間対応型訪問介護	人/月	3	0	0	3	0	0
	認知症対応型通所介護	回/月	1,625	1,259	0.77	1,683	1,468	0.87
		人/月	167	137	0.82	175	151	0.86
	小規模多機能型居宅介護	人/月	31	16	0.52	45	18	0.40
	認知症対応型共同生活介護	人/月	109	96	0.88	112	100	0.89
	看護小規模多機能型居宅介護	人/月	1	0	0	1	1	1.00
	地域密着型通所介護	回/月	3,754	3,082	0.82	4,275	3,163	0.74
人/月		448	378	0.84	498	379	0.76	
地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護	人/月	24	21	0.88	24	22	0.92	
施設	介護老人福祉施設	人/月	846	791	0.93	849	790	0.93
	介護老人保健施設	人/月	205	183	0.89	206	180	0.87
	介護療養型医療施設	人/月	40	42	1.05	32	38	1.19
	介護医療院	人/月	8	1	0.13	9	3	0.33

④介護予防サービス利用状況

介護予防サービス利用量の実績も、総じて増加傾向にあります。

利用量を見ると、平成30(2018)年度と令和元(2019)年度ともに、介護予防訪問看護と介護予防通所リハビリテーション等で、見込みを上回っています。

◆介護予防サービス利用量の見込みと実績の比較

区分	サービス種別	平成30(2018)年度			令和元(2019)年度			
		計画 (A)	実績 (B)	計画比 (A/B)	計画 (A)	実績 (B)	計画比 (A/B)	
居宅	介護予防訪問入浴介護	回/月	17	5	0.29	27	8	0.30
		人/月	5	1	0.20	7	2	0.29
	介護予防訪問看護	回/月	2,298	2,785	1.21	2,767	3,443	1.24
		人/月	272	305	1.12	306	354	1.16
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	822	913	1.11	867	861	0.99
		人/月	79	85	1.08	82	81	0.99
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	353	332	0.94	384	338	0.88
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	105	119	1.13	124	152	1.23
	介護予防短期入所生活介護	日/月	89	104	1.17	97	79	0.81
		人/月	19	20	1.05	19	15	0.79
	介護予防短期入所療養介護	日/月	13	2	0.15	13	1	0.08
		人/月	2	1	0.50	2	1	0.50
	介護予防福祉用具貸与	人/月	975	959	0.98	1,065	975	0.92
	特定介護予防福祉用具販売	人/月	28	24	0.86	28	20	0.71
介護予防住宅改修費	人/月	24	19	0.79	26	16	0.62	
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	234	207	0.88	253	196	0.77	
介護予防支援	人/月	1,148	1,244	1.08	1,195	1,286	1.08	
地域密着	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0	0	0
		人/月	0	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	4	3	0.75	5	2	0.40
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	1	-

### ⑤居宅及び施設サービス量の見込み

居宅及び施設サービス量の見込みについては、要介護(要支援)認定者数の見込み及びこれまでの給付実績、施設整備計画を勘案し、推計します。

これらの見込みには、東京都の保健医療計画との整合性確保の点から医療の一般病床、療養病床転換・廃止等から生じる介護サービスの必要量を追加しています。

#### A. 訪問介護

ホームヘルパーが居宅を訪問して、食事・入浴・排せつ等の身体介護、炊事・洗濯・掃除等の生活援助を行うサービスです。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問介護	回/月	33,519	31,720	32,188	32,588	33,912	34,987
	人/月	1,503	1,486	1,463	1,470	1,516	1,554

※実績値及び見込み値は、月平均延べ利用回数及び月平均利用者数

#### B. 訪問入浴介護及び介護予防訪問入浴介護

入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車で居宅を訪問して、入浴の介助をします。身体の清潔保持をするとともに、利用者の心身機能または生活機能の維持・向上等を図るサービスです。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問入浴介護	回/月	772	717	788	753	778	798
	人/月	157	145	150	146	151	155
介護予防訪問入浴介護	回/月	5	8	1	8	8	8
	人/月	1	2	1	2	2	2

※実績値及び見込み値は、月平均延べ利用回数及び月平均利用者数

### C. 訪問看護及び介護予防訪問看護

看護師等が疾患のある利用者の居宅を訪問して、主治医と連絡を取りながら、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問看護	回/月	9,012	10,117	13,028	13,891	14,747	15,676
	人/月	875	941	1,045	1,107	1,176	1,251
介護予防訪問看護	回/月	2,785	3,443	3,986	4,349	4,648	4,900
	人/月	305	354	403	444	475	500

※実績値及び見込み値は、月平均延べ利用回数及び月平均利用者数

### D. 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が利用者の居宅を訪問して、心身機能の維持・回復を図り、日常生活での自立に向けたリハビリテーションを行うサービスです。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問リハビリテーション	回/月	2,899	3,027	3,061	3,093	3,194	3,296
	人/月	235	248	245	244	252	260
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	913	861	733	750	769	780
	人/月	85	81	70	71	73	74

※実績値及び見込み値は、月平均延べ利用回数及び月平均利用者数

### E. 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が通院困難な利用者の居宅を訪問して、療養上の健康管理、保健指導等の医学的な指導を行うサービスです。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅療養管理指導	人/月	1,784	1,862	1,994	2,083	2,184	2,293
介護予防居宅療養管理指導	人/月	332	338	337	364	385	404

※実績値及び見込み値は、月平均利用者数



## F. 通所介護

利用者がデイサービスセンター等に通り、施設において食事・入浴等日常生活上の支援や、生活機能向上の機能訓練、レクリエーション等を行うサービスです。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
通所介護	回/月	10,921	11,409	10,461	13,204	13,829	14,294
	人/月	1,106	1,156	1,019	1,237	1,278	1,308

※実績値及び見込み値は、月平均延べ利用回数及び月平均利用者数

## G. 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

利用者が医療施設や介護老人保健施設等に通り、理学療法士や作業療法士等による、心身機能の維持・回復を図り、日常生活での自立をうながすために必要なリハビリテーション等を行うサービスです。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
通所リハビリテーション	回/月	1,162	1,196	813	1,239	1,283	1,312
	人/月	197	202	140	214	222	227
介護予防通所リハビリテーション	人/月	119	152	118	137	141	144

※実績値及び見込み値は、月平均延べ利用回数及び月平均利用者数

## H. 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等の介護施設に短期間入所した人に、日常生活の介護や機能訓練等を行うサービスです。自宅にこもりきりの利用者の孤立感解消や心身機能の維持回復、家族の介護の負担軽減等を目的として実施します。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
短期入所生活介護	日/月	2,985	3,420	2,990	3,852	3,977	4,104
	人/月	365	388	306	410	423	436
介護予防短期入所生活介護	日/月	104	79	45	96	99	99
	人/月	20	15	9	15	15	15

※実績値及び見込み値は、月平均延べ利用日数及び月平均利用者数

### I. 短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護

介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所した人に、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活の介護等を行うサービスです。自宅にこもりきりの利用者の孤立感解消や心身機能の維持回復、家族の介護の負担軽減等を目的として実施します。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
短期入所療養介護	日/月	129	117	90	106	116	127
	人/月	15	14	10	12	13	14
介護予防短期入所療養介護	日/月	2	1	0	0	0	0
	人/月	1	1	0	0	0	0

※実績値及び見込み値は、月平均延べ利用日数及び月平均利用者数

### J. 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

心身機能が低下した高齢者に、日常生活の自立を助けるための福祉用具や、機能訓練のために必要な福祉用具を貸し出すサービスです。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
福祉用具貸与	人/月	1,821	1,899	2,070	2,188	2,295	2,411
介護予防福祉用具貸与	人/月	959	975	1,003	1,070	1,125	1,180

※実績値及び見込み値は、月平均利用者数

### K. 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

入浴や排泄に用いる貸与になじまない福祉用具の購入費を限度額内で支給します。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
特定福祉用具販売	人/月	39	40	43	44	45	46
特定介護予防福祉用具販売	人/月	24	20	18	19	19	20

※実績値及び見込み値は、月平均利用者数

## L. 住宅改修費及び介護予防住宅改修費

浴室やトイレの手すりの取り付け、段差解消等小規模な住宅改修費を、限度額内で支給します。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
住宅改修費	人/月	23	22	21	21	21	22
介護予防住宅改修費	人/月	19	16	16	17	17	17

※実績値及び見込み値は、月平均利用者数

## M. 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

定員30人以上の有料老人ホーム等に入居している人に、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練等を提供するサービスです。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
特定施設入居者生活介護	人/月	845	869	895	920	943	962
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	207	196	183	179	180	180

※実績値及び見込み値は、月平均利用者数

## N. 居宅介護支援及び介護予防支援

ケアマネジャーが、利用者本人及び家族の希望、心身の状況等を勘案し、要介護者(要介護1～5)に対してケアプランを、地域包括支援センター職員が、要支援者(要支援1・2)に対して介護予防ケアプランを作成します。また、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
居宅介護支援	人/月	2,761	2,816	2,945	3,065	3,163	3,241
介護予防支援	人/月	1,244	1,286	1,317	1,344	1,374	1,401

※実績値及び見込み値は、月平均利用者数

## O. 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

日常生活に常時介護が必要で、自宅では介護が困難な高齢者が入所し、食事、入浴、排せつ等の介護や健康管理を行う施設です。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護老人福祉施設	人/月	791	790	802	884	894	894

※実績値及び見込み値は、月平均利用者数

## P. 介護老人保健施設（老人保健施設）

病状が安定し、リハビリテーションに重点を置いたケアが必要な高齢者が入所し、医学的な管理のもとで、介護、看護、機能訓練等を行う施設です。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護老人保健施設	人/月	183	180	194	196	200	205

※実績値及び見込み値は、月平均利用者数

## Q. 介護療養型医療施設（療養病床等）

急性期の治療が終わり、医療の必要性の高い人に、医学上の管理のもとで、療養上の管理、看護・介護、機能訓練等を行う施設です。

介護療養型医療施設については、介護保険法の改正により、令和5(2023)年度末までに廃止または介護医療院等へ転換することになっています。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護療養型医療施設	人/月	42	38	25	22	11	5

※実績値及び見込み値は、月平均利用者数

## R. 介護医療院

日常的な医学的管理や看取り・ターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新しい施設で、介護療養型医療施設の受け皿として機能する施設です。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護医療院	人/月	1	3	3	15	28	47

※実績値及び見込み値は、月平均利用者数

◆居宅介護サービス利用量の見込み(まとめ)

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問介護	回/月	33,519	31,720	32,188	32,588	33,912	34,987
	人/月	1,503	1,486	1,463	1,470	1,516	1,554
訪問入浴介護	回/月	772	717	788	753	778	798
	人/月	157	145	150	146	151	155
訪問看護	回/月	9,012	10,117	13,028	13,891	14,747	15,676
	人/月	875	941	1,045	1,107	1,176	1,251
訪問リハビリテーション	回/月	2,899	3,027	3,061	3,093	3,194	3,296
	人/月	235	248	245	244	252	260
居宅療養管理指導	人/月	1,784	1,862	1,994	2,083	2,184	2,293
通所介護	回/月	10,921	11,409	10,461	13,204	13,829	14,294
	人/月	1,106	1,156	1,019	1,237	1,278	1,308
通所リハビリテーション	回/月	1,162	1,196	813	1,239	1,283	1,312
	人/月	197	202	140	214	222	227
短期入所生活介護	日/月	2,985	3,420	2,990	3,852	3,977	4,104
	人/月	365	388	306	410	423	436
短期入所療養介護	日/月	129	117	90	106	116	127
	人/月	15	14	10	12	13	14
福祉用具貸与	人/月	1,821	1,899	2,070	2,188	2,295	2,411
特定福祉用具販売	人/月	39	40	43	44	45	46
住宅改修費	人/月	23	22	21	21	21	22
特定施設入居者生活介護	人/月	845	869	895	920	943	962
居宅介護支援	人/月	2,761	2,816	2,945	3,065	3,163	3,241

※数値は、月平均利用者数及び月平均延べ利用回(日)数

◆介護予防居宅サービス利用量の見込み(まとめ)

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防訪問入浴介護	回/月	5	8	1	8	8	8
	人/月	1	2	1	2	2	2
介護予防訪問看護	回/月	2,785	3,443	3,986	4,349	4,648	4,900
	人/月	305	354	403	444	475	500
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	913	861	733	750	769	780
	人/月	85	81	70	71	73	74
介護予防居宅療養管理指導	人/月	332	338	337	364	385	404
介護予防通所リハビリテーション	人/月	119	152	118	137	141	144
介護予防短期入所生活介護	日/月	104	79	45	96	99	99
	人/月	20	15	9	15	15	15
介護予防短期入所療養介護	日/月	2	1	0	0	0	0
	人/月	1	1	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	人/月	959	975	1,003	1,070	1,125	1,180
特定介護予防福祉用具販売	人/月	24	20	18	19	19	20
介護予防住宅改修費	人/月	19	16	16	17	17	17
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	207	196	183	179	180	180
介護予防支援	人/月	1,244	1,286	1,317	1,344	1,374	1,401

※数値は、月平均利用者数及び月平均延べ利用回(日)数

◆施設サービス利用量の見込み(まとめ)

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護老人福祉施設	人/月	791	790	802	884	894	894
介護老人保健施設	人/月	183	180	194	196	200	205
介護療養型医療施設	人/月	42	38	25	22	11	5
介護医療院	人/月	1	3	3	15	28	47

※数値は、月平均利用者数

### ⑥地域密着型サービス量の見込み

地域密着型サービス量の見込みについては、地域に必要とされるサービスの量を、要介護(要支援)認定者数の見込み、これまでの給付実績及び適正なサービス提供に向けて作成された福祉施設基盤整備の考え方を勘案し、推計します。

#### A. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期的な巡回訪問と通報による随時の介護・看護を、日中・夜間を問わず提供するサービスです。これまで、施設サービスの対象となるような中・重度者であっても、住み慣れた居宅で継続して生活ができるよう支援する地域包括ケアシステムを支えるサービスです。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	11	12	17	18	18	19

※実績値及び見込み値は、月平均利用者数

#### B. 夜間対応型訪問介護

夜間帯(18時～翌日8時)の定期的な巡回訪問による排泄の介助や安否確認や、通報による訪問介護員(ホームヘルパー)の介助等のサービスを提供するものです。

夜間対応型訪問介護としての実績も参入情報もないことから、第8期における介護サービス量は見込んでおりません。

#### C. 地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模の通所介護の施設に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービス等を日帰りで利用するサービスです。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域密着型通所介護	回/月	3,082	3,163	3,036	3,361	3,477	3,565
	人/月	378	379	326	364	376	385

※数値は、月平均利用者数及び月平均延べ利用回数



#### D. 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要介護者、要支援者が通所介護の施設に通い、食事や入浴等の日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練、口腔機能向上サービス等を日帰りで利用するサービスです。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症対応型通所介護	回/月	1,259	1,468	1,335	1,512	1,535	1,564
	人/月	137	151	131	150	152	155
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0

※数値は、月平均利用者数及び月平均延べ利用回数

#### E. 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

利用者の選択に応じて、日中の「通い」を中心として、利用者の自宅への「訪問」や短期間の「泊まり」のケアを組み合わせる一体的に提供するサービスです。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
小規模多機能型居宅介護	人/月	16	18	24	25	25	25
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	3	2	2	2	2	2

※数値は、月平均利用者数

#### F. 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の高齢者に、共同生活を営む住居(グループホーム)において食事や入浴、排せつ等の介護、機能訓練等を提供するサービスです。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
認知症対応型共同生活介護	人/月	96	100	104	123	123	123
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	1	1	0	0	0

※数値は、月平均利用者数

### G. 地域密着型特定施設入居者生活介護

指定を受けた入所定員29人以下の有料老人ホームや軽費老人ホーム等において、食事や入浴等の日常生活上の支援や、機能訓練等の提供を受けるサービスです。

地域密着型特定施設入居者生活介護としての実績も参入情報もないことから、第8期における介護サービス量は見込んでおりません。

### H. 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

常に介護が必要な人が、入所定員29人以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所して、入浴や食事等の日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話等の提供を受けるサービスです。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護	人/月	21	22	24	24	24	24

※実績値及び見込み値は、月平均利用者数

### I. 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を備えた複合型のサービスで、利用者の状態に応じて「通い」「泊まり」「訪問(看護・介護)」サービスを一体的に提供します。

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	1	0	12	12	12

※実績値及び見込み値は、月平均利用者数

◆地域密着型サービス利用量の見込み(まとめ)

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	11	12	17	18	18	19
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月	3,082	3,163	3,036	3,361	3,477	3,565
	人/月	378	379	326	364	376	385
認知症対応型通所介護	回/月	1,259	1,468	1,335	1,512	1,535	1,564
	人/月	137	151	131	150	152	155
小規模多機能型居宅介護	人/月	16	18	24	25	25	25
認知症対応型共同生活介護	人/月	96	100	104	123	123	123
地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護	人/月	21	22	24	24	24	24
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	1	0	12	12	12

※数値は、月平均利用者数及び月平均延べ利用回数

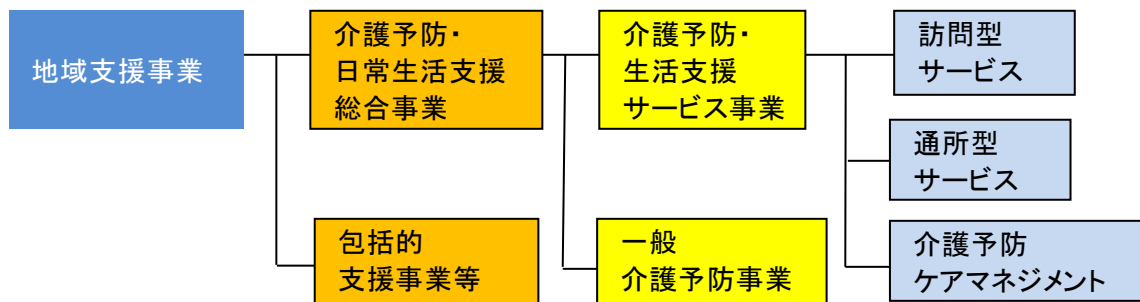
◆地域密着型介護予防サービス利用量の見込み(まとめ)

サービス種別		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	3	2	2	2	2	2
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	1	1	0	0	0

※数値は、月平均利用者数及び月平均延べ利用回数

## (2) 地域支援事業の見込み

第8期における地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」から構成されています。



### ◆地域支援事業費の見込み

(単位：千円)

	実績			見込み		
	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
介護予防・日常生活支援総合事業	560,901	550,034	498,287	595,669	607,575	619,991
包括的支援事業等	292,691	330,377	335,687	340,682	340,682	355,444
地域支援事業費合計	853,593	880,411	833,974	936,351	948,257	975,435

※表中の数値は千円単位(端数四捨五入)のため、合計値が一致しない場合がある

※地域支援事業費には、保険給付費の実績額や高齢者人口の伸び等に応じた上限額がある

#### ①介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)は、元気な高齢者から要支援の人まで、住み慣れた地域でいつまでも自分らしく生活するために、介護予防と日常生活の自立を支援する事業です。

渋谷区では、平成28(2016)年4月から開始され、一人ひとりの状態に応じた、よりきめ細かいサービスが利用できるようになりました。総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されています。

### ◆介護予防・生活支援サービス事業利用量の見込み

		実績			見込み		
		平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
訪問型サービス	人/月	1,236	1,177	1,094	1,167	1,192	1,214
通所型サービス	人/月	815	779	621	774	791	804
介護予防ケアマネジメント	人/月	903	856	761	855	875	890

※数値は、月平均利用者数

## ②包括的支援事業

第8期計画においては、下記のA～Dの事業等を行います。各事業の状況に応じて、事業費を見込んでいます。

### A. 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターを区内に11か所設置し、様々な生活上の課題を抱える区民が地域の中で安心して生活できるよう、包括的な相談支援を実施します。

#### ◆日常生活圏域別の高齢者人口と地域包括支援センターの設置状況

	東部圏域	西部圏域	南部圏域	北部圏域
65歳以上人口	8,574人	12,964人	11,899人	9,725人
地域包括支援センター数	3か所	3か所	3か所	2か所
うち機能強化型	1か所	1か所	1か所	1か所

※65歳以上人口は、令和2(2020)年10月1日現在の数値

※各圏域の地域包括支援センターの内訳はP.8「4 日常生活圏域」を参照

### B. 在宅医療・介護連携推進事業

在宅医療相談窓口を設置するとともに、新たに在宅医療・介護連携推進コーディネーターを設置し、高齢者が在宅で医療や介護サービスを利用しながら安心して療養生活を続けられるように、地域包括支援センター、ケアマネジャー、医療機関と連携して、専門的相談や支援を実施します。

### C. 生活支援体制整備事業

地域共生社会の実現に向けた重要な事業の一つとして、「住民主体の地域づくり」を目的とし、地域の生活課題をもとに、住民とともに地域に必要な取組の拡充・充実を図ります。

地域における定期的な情報共有・連携強化の場として協議体を設置し、関係者間のネットワークづくりに向けた調整役として、生活支援コーディネーターを配置します。

### D. 認知症施策推進事業

認知症地域支援推進員を4人配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、関係機関と連携した事業の企画・調整、相談支援・支援体制構築等を実施します。また、認知症サポーター等と認知症の人や家族の支援ニーズとをつなげる仕組みを構築します。

### (3) 保険給付費の実績と見込み

保険給付費は、介護(予防)給付費(各サービスの利用に対する保険給付及びその他の給付)と地域支援事業費の合計です。介護(予防)給付費の見込み額は、サービス利用量の見込みと介護報酬により算出します。

#### ◆保険給付費の実績

(単位：千円)

年度	平成30年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020) 〔見込み〕	合計
介護サービス費(A)	11,639,544	11,868,199	12,153,115	35,660,858
居宅サービス費	介護給付	6,745,203	7,062,873	20,643,690
	予防給付	636,851	651,313	1,940,689
施設サービス費	介護給付	3,384,095	3,491,881	10,318,811
地域密着型 サービス費	介護給付	870,813	946,371	2,749,990
	予防給付	2,583	677	7,679
特定入所者介護サービス費(B)	249,966	243,935	233,834	727,735
その他の給付費(C)	459,657	611,374	641,202	1,712,233
保険給付費合計(A+B+C)	12,349,167	12,723,508	13,028,151	38,100,826

※居宅サービス費は、居宅介護支援費・介護予防支援費、特定福祉用具販売費・特定介護予防福祉用具販売費、住宅改修費・介護予防住宅改修費を含む

※その他の給付費は、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を指す

※表中の数値は千円単位(端数四捨五入)のため、合計値が一致しない場合がある

#### ◆保険給付費の見込み

(単位：千円)

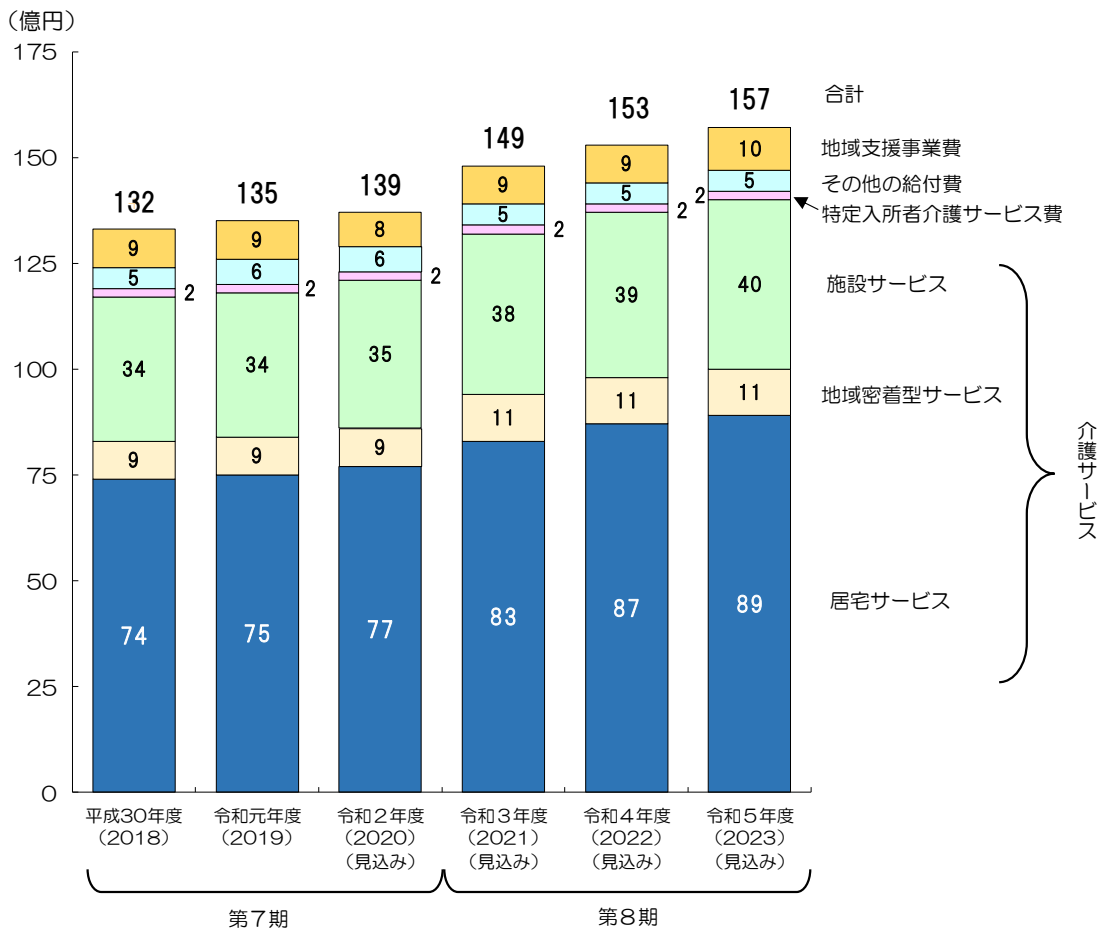
年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	合計
介護サービス費(A)	13,277,080	13,682,778	14,064,432	41,024,290
居宅サービス費	介護給付	7,652,443	8,210,485	23,812,565
	予防給付	689,375	737,432	2,142,384
施設サービス費	介護給付	3,845,424	3,997,682	11,755,608
地域密着型 サービス費	介護給付	1,088,435	1,117,429	3,309,522
	予防給付	1,403	1,404	4,211
特定入所者介護サービス費(B)	225,004	211,070	215,452	651,526
その他の給付費(C)	456,545	454,512	463,945	1,375,002
保険給付費合計(A+B+C)	13,958,629	14,348,360	14,743,829	43,050,818

※居宅サービス費は、居宅介護支援費・介護予防支援費、特定福祉用具販売費・特定介護予防福祉用具販売費、住宅改修費・介護予防住宅改修費を含む

※その他の給付費は、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を指す

※表中の数値は千円単位(端数四捨五入)のため、合計値が一致しない場合がある

◆サービス別保険給付費と地域支援事業費の推移（見込み）



- ・「居宅サービス」は、居宅への訪問や事業所への通所、短期入所等によって提供されるサービスです。
- ・「地域密着型サービス」は、住み慣れた地域での生活を継続できるように区が指定したサービスです。
- ・「施設サービス」は、居宅での介護が困難になった場合に、介護保険施設へ入所して提供される介護や看護、療養等のサービスです。
- ・「特定入所者介護サービス費」は、施設入所等の際に利用者が支払う費用のうち、自己負担が困難な低所得者に対して食費及び居住費の一部を給付する制度にかかる費用です。
- ・「その他の給付費」は、サービス利用によって発生する高額介護(予防)サービス等の給付費です。
- ・「地域支援事業費」は、「介護予防・日常生活支援総合事業」と「包括的支援事業・任意事業」の費用の合計です。

※数値は億単位(端数四捨五入)のため、合計値が一致しない場合がある



## (4) 第1号被保険者の介護保険料

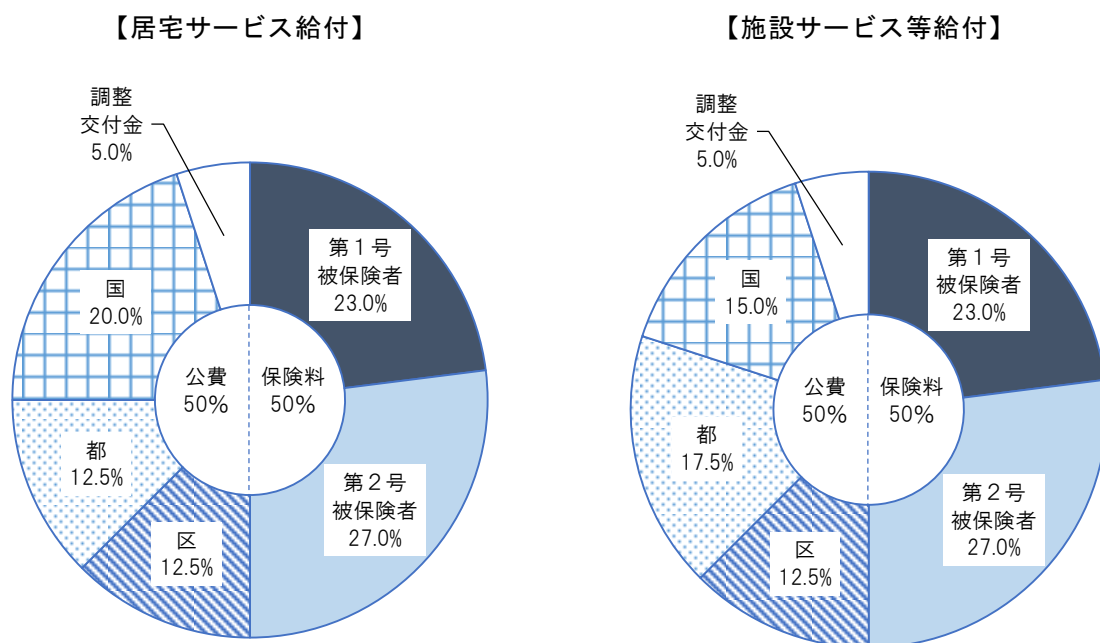
第1号被保険者の介護保険料は、期間中の被保険者数及び要介護(要支援)認定者数の推計値と、介護サービス量の見込みから算出した介護給付費、地域支援事業費等から算定します。

第8期計画期間の第1号被保険者の介護保険料については、区の介護給付費準備基金を活用し、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行います。

### ①保険給付費等の負担割合

介護保険の財源は、利用者負担分を除いた保険給付費と地域支援事業費を、国、都、区が負担する公費負担(税金)と、40歳以上の被保険者が負担する保険料負担とでまかっています。このうち、第1号被保険者の負担割合は23%です。

### ◆保険給付費の負担割合



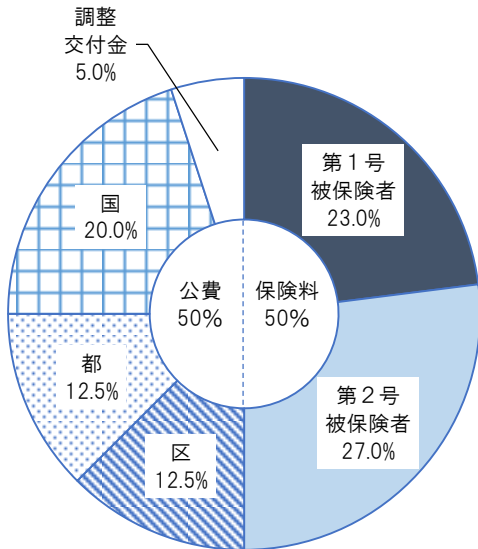
※施設サービス等給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設にかかる給付費であり、居宅サービス給付費は施設等給付費以外の給付費である

※調整交付金は、全国ベースの給付費の5%相当分を保険者間の後期高齢者(75歳以上)の割合の相違、第1号被保険者の所得水準の相違等による格差を調整するため、国から交付されるものであり、渋谷区においては第8期介護保険事業計画期間の調整交付金の割合を3年間平均で約3.7%と見込んでいる

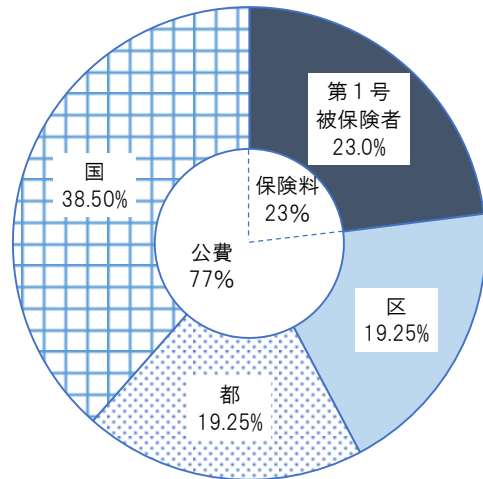
また、地域支援事業の財源の一部にも、第1号被保険者の保険料が充てられます。地域支援事業費の負担割合は、下記の通りです。

◆地域支援事業費の負担割合

【介護予防・日常生活支援総合事業】



【包括的支援事業・任意事業】



②第8期介護保険事業計画における介護保険料算出の考え方

第8期介護保険事業計画期間は、被保険者数や要介護(要支援)認定者数の増によるサービス利用量の増加が見込まれます。

介護保険料は3年間の介護保険事業計画期間の収支状況を勘案して設定されていますが、介護保険事業運営の安定のため、介護給付費準備基金を設置しています。

介護給付費準備基金の活用については、将来的に介護保険料が急激に上昇することがないように長期的な視点によって計画的に運用していくことが重要です。

新型コロナウイルス感染症等社会情勢の変化も踏まえ、第8期介護保険事業計画期間では、積立金を5億5,000万円取り崩し、介護保険料の上昇を抑えています。

また、低所得段階に対する一層の負担軽減と、上位段階との差が大きい段階の調整を図るため、所得段階の第1段階、第2段階、第6段階及び第8段階について負担割合を引き下げます。

③第8期介護保険事業計画における介護保険料基準額

介護給付費準備基金等の活用により、第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の介護保険料基準額は、年額で71,520円(1月あたり5,960円)となります。

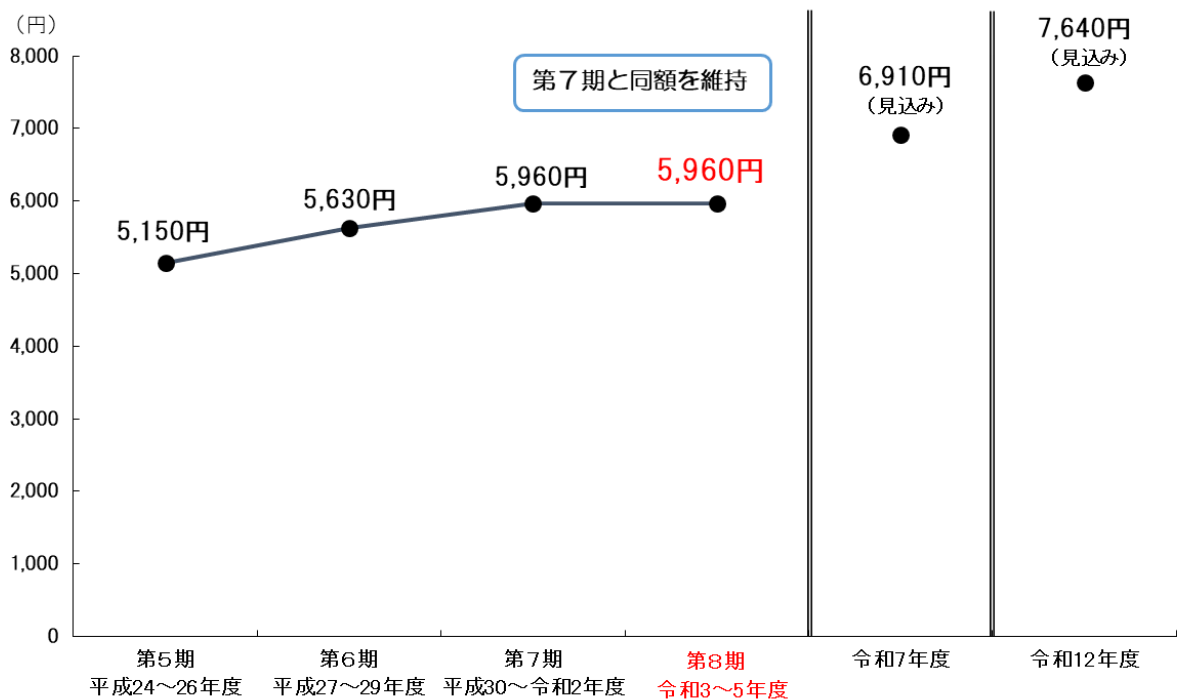
◆第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の介護保険料基準額

**介護保険料基準額(年額)**  
**71,520円(1月あたり5,960円)**

$$\text{保険料基準額(年額)} = \frac{\text{保険給付費の第1号被保険者負担分(約23\%)} + \text{地域支援事業費の第1号被保険者負担分(約23\%)}}{\text{渋谷区の第1号被保険者数(3年間総数)}}$$

※第1号被保険者の保険料基準額は、第8期介護保険事業計画期間の報酬改定調整後保険給付費及び地域支援事業費の見込み額から、第1号被保険者の負担分を算出し、収納率、介護給付費準備基金の取り崩し額等を勘案し、第1号被保険者数で割った額である

◆第5期からの介護保険料月額の見込み



◆第8期介護保険事業計画における所得段階別保険料(年額)

**保険料基準額(年額) : 71,520円(1月あたり5,960円)**

所得基準		負担割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	基準額×0.25 (基準額×0.45)	17,900円 (32,200円)
	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下		
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	基準額×0.26 (基準額×0.51)	18,700円 (36,500円)
第3段階		基準額×0.47 (基準額×0.52)	33,700円 (37,200円)
第4段階	本人は住民税 非課税で世帯 に住民税課税 者がいる	基準額×0.70	50,100円
第5段階		基準額×0.80	57,200円
第6段階	本人が 住民税課税	基準額×1.01	72,200円
第7段階		基準額×1.20	85,800円
第8段階		基準額×1.45	103,700円
第9段階		基準額×1.70	121,600円
第10段階		基準額×1.95	139,500円
第11段階		基準額×2.10	150,200円
第12段階		基準額×2.50	178,800円
第13段階		基準額×2.80	200,300円
第14段階		基準額×3.30	236,000円
第15段階		基準額×4.00	286,100円
第16段階	基準額×6.00	429,100円	

※所得段階別の年間保険料は、保険料基準額(年間)に所得段階別の保険料率を乗じ、50円未満切捨て、50円以上切上げで端数処理したもの

※第1段階から第3段階までの( )内は、消費税率改定に伴う公費投入前の算定方式及び金額

※合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を控除した額を使用

※第1段階から第5段階までの合計所得金額は、年金収入に係る所得を控除し、給与所得が含まれる場合は、最大10万円を控除した額を使用

※第6段階以上の合計所得金額は、給与所得または年金収入に係る所得が含まれる場合は、最大10万円を控除した額を使用

## 2 事業の円滑な運営のための取組

### (1) 苦情対応・相談体制の充実

---

超高齢社会の中、介護需要の高まりに併せてサービスの利用や介護保険制度に関する相談の内容も多様化しています。利用者により良いサービスを提供するためには、利用者からの苦情や相談に適切に対応し、サービスに反映していくことが重要です。

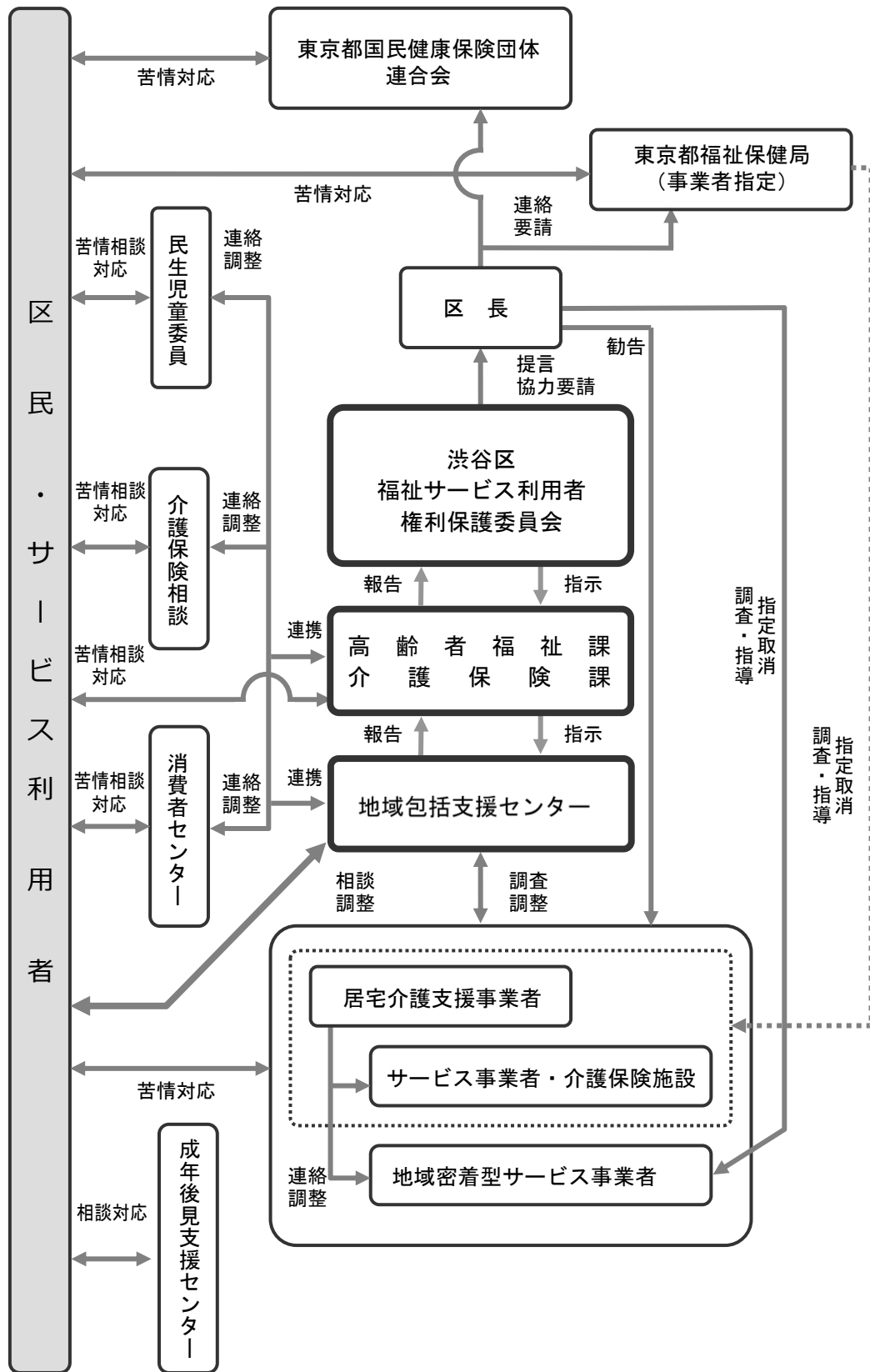
福祉サービス利用者全体を対象として申し立てられた苦情については、区長の附属機関である「渋谷区福祉サービス利用者権利保護委員会」が調査・審議しています。

また、介護保険相談員を配置し、利用者からの苦情や相談に速やかに対応できる体制をとっています。

地域における総合相談・支援の窓口である11地区の地域包括支援センターは、介護保険相談員等と連携を図り、苦情対応・相談体制の充実に努めています。

第8期以降についても、地域包括支援センター機能のより一層の充実に努め、関係機関や団体等との連携を強化し、苦情・相談に対して、きめ細かく、迅速に対応していくとともに、その内容をサービス提供者にフィードバックさせ、サービスの質の向上に向けた取組につなげていきます。

介護保険利用者権利保護に関する体制



## (2) 情報提供の充実

説明会の開催、区ホームページへの掲載及び各種印刷物等の作成による介護保険制度の周知徹底を継続するとともに、関係機関が公表している介護サービス情報の活用案内など情報提供の充実を図り、適正な制度利用や運営を図っていきます。

また、若年層に対して、介護保険制度や介護職等について、理解を深めてもらえるような周知を行います。

### 【継続事業】

事業名	情報提供の充実
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民への説明会の開催</li><li>・区ニュースによる定期的な制度周知</li><li>・区ホームページによる制度案内や介護保険事業の実績の公表</li><li>・区ホームページに介護事業者の情報を提供する「介護事業者情報検索システム」を掲載</li><li>・「しぶや高齢者のしおり」による区独自サービスの情報提供</li><li>・機会を捉えた関係事項の諸手続きや申請案内の発行</li><li>・「介護サービス情報公表システム」の活用案内</li><li>・事業者への説明会の開催</li><li>・若年層に対する制度等の周知</li><li>・住民周知用パンフレット等の発行、配布</li><li>・システムを活用し、介護事業者へ区からのお知らせや国等の通知等を提供</li></ul>
担当部署	介護保険課介護相談係・介護給付係、高齢者福祉課福祉計画係



### (3) 介護保険に係る負担の軽減

#### ①介護保険料の軽減

低所得者の介護保険料については、国が示す標準負担割合を超えない設定とするとともに、区独自の保険料減額制度を実施しています。

第8期計画期間においても、これらの軽減策を引き続き実施します。

#### 【継続事業】

事業名	渋谷区介護保険料個別減額制度
内容	区独自の減額制度として、世帯全員が住民税非課税で生活に困窮している人を対象に、保険料を減額します。
担当部署	介護保険課保険料係

事業名	公費による保険料軽減の強化
内容	消費税増税による公費を投入して住民税非課税世帯の保険料軽減を行うものです。平成27年4月より、一部実施を行い、令和元(2019)年10月の消費税率10%の改定にあわせて、さらに軽減強化を行なっています。
担当部署	介護保険課保険料係

#### ②利用者負担の軽減

利用者負担については、国や東京都の助成制度のほか、区独自の制度を引き続き実施します。

#### 【継続事業】

事業名	渋谷区介護保険サービス等利用者負担額助成制度
内容	低所得者の居宅サービスに係る利用者負担額を軽減するため区の独自制度として実施します。世帯の収入、預貯金額等に応じ、居宅サービスの利用者負担額の70%を、食費・滞在費の利用者負担額の25%を助成します。
担当部署	介護保険課介護給付係

事業名	障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担額助成制度
内容	障がい者施策によるホームヘルプサービスを利用し境界層該当者として、定率負担額が0円だった利用者が、介護保険制度の適用を受け訪問介護等を利用した場合、利用者負担を全額助成します。
担当部署	介護保険課介護給付係

事業名	<b>施設サービスにおける食費・居住費の軽減</b>
内容	特別養護老人ホーム等における食費・居住費の自己負担が、低所得者にとって過重なものとならないよう、世帯全員が住民税非課税等の人を対象に、所得に応じた負担限度額を設定し、基準費用額 <sup>13</sup> との差額(補足給付)を保険給付で支給します。
担当部署	介護保険課介護給付係

事業名	<b>社会福祉法人等による軽減</b>
内容	利用者負担の軽減を実施している社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホームに入所している人で、世帯の収入、預貯金額等に応じ、介護費の利用者負担額、食費・居住費の25%(老齢福祉年金受給者は50%、生活保護受給者は個室に係る居住費の全額)を軽減します。
担当部署	介護保険課介護給付係

事業名	<b>高額介護サービス費等貸付制度</b>
内容	利用者が一時的に支払う費用が高額となり、事業者への支払いが困難な場合に、保険給付費見込み額の範囲で、高額介護サービス費等に相当する資金を無利子で貸し付けます。
担当部署	介護保険課介護給付係

<sup>13</sup> 基準費用額：国が定めた施設における平均的な食費・居住費

## (4) 事業者への支援

### ①福祉サービス第三者評価の促進

平成15(2003)年度から東京都が実施した「東京都福祉サービス第三者評価制度」を取り入れて、平成17(2005)年度に区の補助制度を創設し、すべての福祉サービスに対して幅広い第三者評価を進めてきました。

今後も、第三者評価の普及や定着を図り、介護サービス事業者の質を向上させサービスの内容を利用者に見えるものにします。

#### 【継続事業】

事業名	<b>福祉サービス第三者評価の普及</b>
内容	事業者説明会等において、第三者評価を受けることを促すとともに、利用者に対して公表されている評価結果の案内を積極的に行います。
担当部署	福祉部管理課指導監査主査

事業名	<b>福祉サービス第三者評価受審経費助成</b>
内容	第三者評価を受けた介護サービス事業者に対して、経費を助成することにより、第三者評価の定着を図っていきます。
担当部署	福祉部管理課指導監査主査

### ②介護現場における事故等の再発防止に向けた取組

事業者の過失の有無に関わらず、施設内または居宅等での介護サービス提供中に、利用者の転倒等による事故が発生した場合は、事業者が事故報告書を作成し、区に報告します。

事故の再発を防止するためには、事業所内で事故原因を究明し、検討を行い、現場の介護職員等との共有が必要です。

介護職員一人ひとりが事故の予防を意識し、再発の防止を目指すことで、利用者の安全の確保及び介護サービスの質の向上が期待されます。

#### 【継続事業】

事業名	<b>介護現場における事故発生防止に向けた事業者への情報提供</b>
内容	事業者から報告された介護現場における事故事例について、事故類型別に件数の集計や主な原因と傾向を分析し、事故発生防止や発生時の対応に活用できるよう事業者へ情報提供を行います。
目標	利用者の安全の確保、及び事故の再発防止に対する介護職員の意識向上を目指します。
担当部署	介護保険課介護相談係

### ③介護現場におけるハラスメント対策

近年、介護現場では、利用者や家族等による介護職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメント等が問題となっています。介護職員が安心して働くことのできる職場環境・労働環境を整えるために、介護事業所に対して対策マニュアルの周知や研修を実施するとともに、利用者や家族に対しては、介護保険サービスを適切に正しく利用してもらうための意識啓発を行います。

#### 【新規事業】

事業名	介護事業所管理者向けハラスメント防止に向けた研修等実施（新規）
内容	国が作成した「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を周知するとともに、介護事業所が取り組むハラスメント防止対策について、研修等を実施します。
担当部署	介護保険課介護相談係

事業名	介護サービスの利用者や家族に対する周知（新規）
内容	利用者や家族に対し、介護保険サービスの適切な利用に関して理解を深めてもらうため冊子等を作成し周知を図ります。
担当部署	介護保険課介護相談係

## (5) 介護給付等の適正化への取組

### ①介護給付適正化の経緯

介護給付適正化とは、平成19(2007)年に国から「介護給付適正化計画に関する指針」が示されたことにより、東京都としての考え方や目標を定めた「介護給付適正化計画」が策定され、平成20(2008)年より4期(12年)にわたり渋谷区と東京都が連携して取組を推進しています。

介護保険法で区の介護保険事業計画において、介護給付等に要する費用の適正化への取組と目標を盛り込むことが法律に位置付けられています。

### ②基本的な考え方

介護サービスを必要とする人を適切に認定し、真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促すことで、適切なサービスの確保と、その結果としての費用の効率化を図ることで、持続可能な介護保険制度へとつなげます。

団塊の世代が75歳以上になる令和7(2025)年や団塊ジュニア世代が65歳以上になる令和22(2040)年に向けて、地域包括ケアシステムを深化・推進していくために、必要な給付を適正に提供するための適正化事業をさらに推進していきます。

### ③給付適正化事業の推進

保険者は、要介護認定の適正化(認定調査票の点検等)、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知からなる主要5事業のほか、地域の実情に応じた取組を、主体的かつ積極的に実施していくことが求められています。

### 【継続事業】

事業名	要介護認定の適正化
内容	介護認定審査会で使用する認定調査票と主治医意見書については、あらかじめ点検を行い、矛盾や具体性に欠ける記載がある場合は、認定調査員や主治医に確認します。 また、公平公正な審査及び判定を行うために、介護認定審査会委員や認定調査員に向けた研修会等を実施します。
目標	審査判定における軽重度変更率の地域差や合議体間の差、また認定調査項目の選択状況について、渋谷区の傾向を把握するとともに、認定調査員研修等を通じて要介護認定調査の平準化に向けた取組を進めます。
担当部署	介護保険課介護認定係

<b>事業名</b>	<b>ケアプラン点検</b>		
<b>内 容</b>	介護給付適正化システムを利用し、自立支援・重度化防止のためのケアプラン作成になっているか、給付実績をもとに確認を行い適正な介護サービスの利用を促します。また、東京都の「ケアマネジメントの質の向上ガイドライン」に沿った面談方式のケアプラン点検を実施することにより、基本となる事項を介護支援専門員とともに確認・検証しながら、介護支援専門員の「気づき」を促すとともに、介護支援専門員の行うケアマネジメントの質の向上を図ります。		
<b>目 標</b>	介護支援専門員がアセスメントを適切に行い、「生活全般の解決すべき課題(ニーズ)」を導き出すことで、その課題を解決し、自立した日常生活を営むために必要なサービスが利用できるようなケアマネジメントする力を身に着け、質の向上を図ります。そのため、「面談方式によるケアプラン点検」を含めたケアプラン点検の点検数を増やしていきます。		
<b>年次計画</b>	面談方式によるケアプラン点検の実施		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	年4回	年4回	年4回
<b>担当部署</b>	介護保険課介護給付係		

<b>事業名</b>	<b>住宅改修等点検</b>		
<b>内 容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅改修については、利用者の心身の状況や住宅の状況に合わせた住宅改修が適切に行われるよう、住宅改修の事前申請時に書類の確認をします。また、必要に応じて電話確認や訪問調査を実施します。</li> <li>・福祉用具購入や貸与については、必要性や利用状況等について点検することにより利用者の心身の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。</li> </ul>		
<b>目 標</b>	介護サービス利用者の心身の状況等を踏まえた、適切な住宅改修や福祉用具の利用がなされているか点検を行うことで、適正な給付の実現をめざします。		
<b>担当部署</b>	介護保険課介護給付係		

<b>事業名</b>	<b>縦覧点検・医療情報との突合</b>		
<b>内 容</b>	複数月にまたがる介護報酬の支払い状況の確認や入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い請求内容の誤り等を発見します。		
<b>目 標</b>	毎月、東京都国民健康保険団体連合会から提供される縦覧点検・医療情報との突合について帳票を活用し、点検の効率性を高め、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な請求につなげます。		
<b>担当部署</b>	介護保険課介護給付係		



事業名	<b>介護給付費通知</b>		
内容	利用者本人や家族に対して、給付費通知を送付します。事業者からの介護報酬請求、費用の給付状況について通知することにより、受けているサービスについて改めて確認し、適切なサービス利用を普及啓発します。また、事業者に対して適正なサービスの提供と適正な請求に向けた抑制効果をあげます。		
目標	介護保険のサービス利用者にとって理解しやすい通知内容にするための工夫をして、効果的な給付費通知を送付します。		
担当部署	介護保険課介護給付係		

事業名	<b>給付実績の活用</b>		
内容	介護保険給付適正化システムから得られる給付実績等の情報から、不適切な可能性のある給付について、介護サービス事業所に確認を行い、サービス利用及び提供の改善、事業者への指導に活用します。		
目標	給付実績を分析し、利用者の心身の状況や環境に合った、適正なケアプランに基づく介護サービスが提供されているか確認を行い、適正なサービス提供と事業者の指導育成を図ります。		
担当部署	福祉部管理課指導監査主査、介護保険課介護給付係		

事業名	<b>実地指導の実施</b>		
内容	事業者に対し、対象サービスの質の確保、利用者保護、保険給付の適正化を図るため、必要な助言及び指導または是正の措置を講じます。事業者を一定の場所に集めて行う集団指導と、事業所において行う実地指導を実施します。サービスの取扱い及び介護報酬の請求に関する事項について、不正または不当が疑われる場合等は、監査を行います。		
目標	被保険者が享受する介護サービスの質の確保を達成するため、定期的な実地指導を実施します。		
年次計画	渋谷区内の所管する介護サービス事業所において、指定有効期間中に1回以上の実地指導の実施率		
	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	18%	21%	21%
担当部署	福祉部管理課指導監査主査		

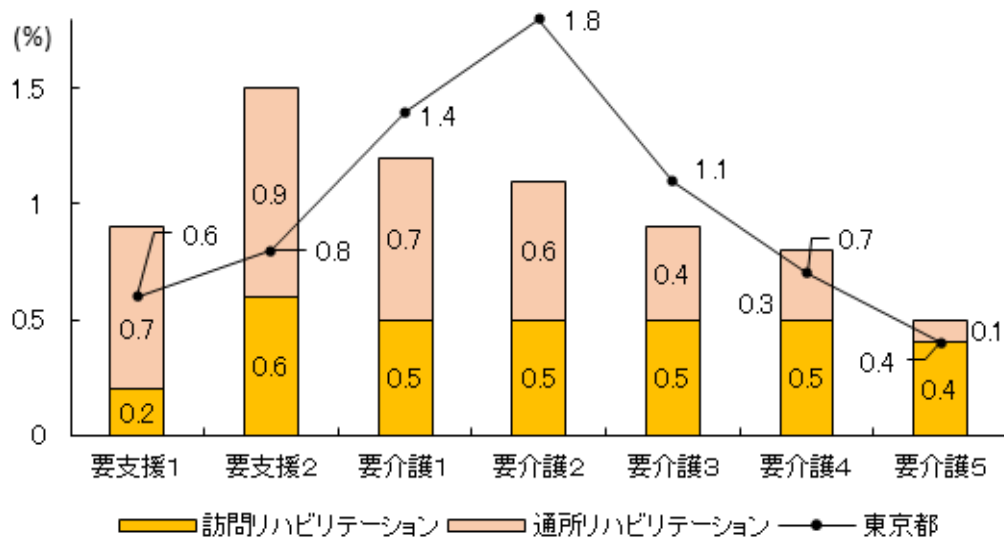


## (6) リハビリテーションサービス提供体制に関する取組

介護保険制度創設から20年が経過し、高齢化が加速するなかで、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制として、地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。また、医療と介護の連携は益々重要となり、リハビリテーションにおいても、要介護(支援)者が必要に応じてサービスを利用できるよう、医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリから、介護保険で実施する生活期のリハビリへ、切れ目のないサービス提供体制を構築することが求められています。

そして、「生活機能」の低下した高齢者に対しては、「生活機能」の要素である「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれにバランスよく働きかけていくことが重要となります。

### ◆要介護度別利用率(令和2(2020)年)



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

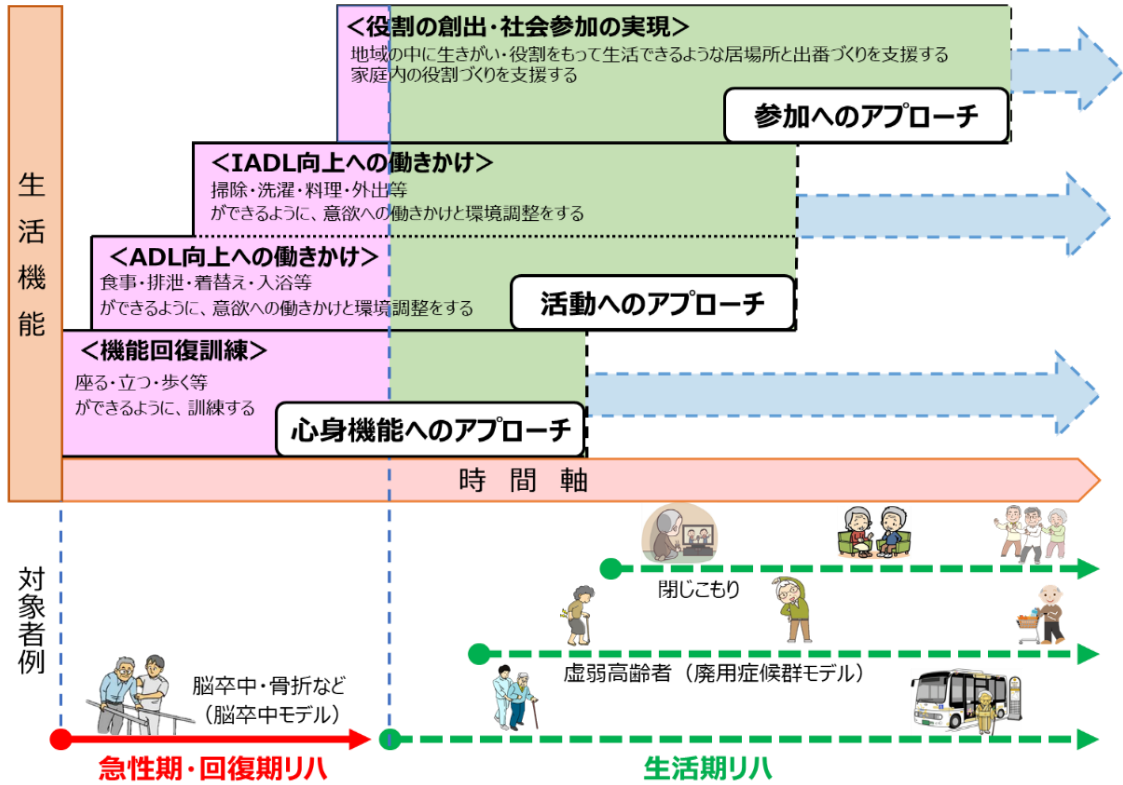
東京都全体の利用率と比べ、渋谷区では要支援1・2の認定者がリハビリ系のサービスを多く利用している傾向にあります。要介護1以上の認定者を含め、高齢者が個々の状態や必要性に応じてリハビリテーションサービスを適切に活用しながら、住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう取り組んでいきます。

### 《取組と目標》

- ▼事業者説明会等を通じて、リハビリテーション体制に係る加算等の取得を促します。
- ▼介護職員向け育成研修において、介護報酬等の仕組みやリハビリテーションの専門職による取組を紹介する等、理解の促進と自主的な取組を推進します。
- ▼リハビリテーションの利用や効果について検証を行い、利用者に合わせたリハビリテーションを行うことで自立を促します。
- ▼リハビリ専門職である「フレイル予防推進員」を活用し、通所型サービスC等サービス終了後において、通い場等社会参加の場所へつなげていきます。(P.74参照)

参 考

◆高齢者リハビリテーションのイメージ



出典：「高齢者の地域における新たなリハビリテーションの在り方検討会報告書(平成27(2015)年3月)」



# 資料

---

---

資料 1 渋谷区介護保険事業計画参考資料

資料 2 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会等資料

## 資料 1 渋谷区介護保険事業計画参考資料

## 1 所得段階別保険料(年額)の対比

◆第7期介護保険事業計画における所得段階別保険料(年額)

保険料基準額(年額) : 71,520円(1月あたり5,960円)

所得基準		負担割合	年間保険料	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	基準額×0.30 (基準額×0.50)	21,500円 (35,800円)	
第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下			
第3段階	世帯全員が 住民税非課税 課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円超120万円以下	基準額×0.31 (基準額×0.51)	22,200円 (36,500円)	
第4段階	本人は住民税 非課税で世帯 に住民税課税 者がいる	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円超	基準額×0.47 (基準額×0.52)	33,700円 (37,200円)
第5段階		課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下	基準額×0.70	50,100円
第6段階	本人が 住民税課税	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円超	基準額×0.80	57,200円
第7段階		合計所得金額が125万円未満	基準額×1.06	75,800円
第8段階		合計所得金額が125万円以上 250万円未満	基準額×1.20	85,800円
第9段階		合計所得金額が250万円以上 375万円未満	基準額×1.60	114,400円
第10段階		合計所得金額が375万円以上 500万円未満	基準額×1.70	121,600円
第11段階		合計所得金額が500万円以上 750万円未満	基準額×1.95	139,500円
第12段階		合計所得金額が750万円以上 1,000万円未満	基準額×2.10	150,200円
第13段階		合計所得金額が1,000万円以上 1,500万円未満	基準額×2.50	178,800円
第14段階		合計所得金額が1,500万円以上 2,500万円未満	基準額×2.80	200,300円
第15段階		合計所得金額が2,500万円以上 5,000万円未満	基準額×3.30	236,000円
第16段階	合計所得金額が5,000万円以上 1億円未満	基準額×4.00	286,100円	
		合計所得金額が1億円以上	基準額×6.00	429,100円

※所得段階別の年間保険料は、保険料基準額(年間)に所得段階別の保険料率を乗じ、50円未満切捨て、50円以上切上げて端数処理したもの

※第1段階から第3段階までの( )内は、消費税率改定に伴う公費投入前の算定方式及び金額

※合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を控除した額を使用

※第1段階から第5段階までの合計所得金額は、年金収入に係る所得を控除した額を使用

## ◆第8期介護保険事業計画における所得段階別保険料(年額)

**保険料基準額(年額) : 71,520円(1月あたり5,960円)**

所得基準		負担割合	年間保険料
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	基準額×0.25 (基準額×0.45)	17,900円 (32,200円)
	世帯全員が 住民税非課税		
第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下	基準額×0.26 (基準額×0.51)	18,700円 (36,500円)
第3段階	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円超	基準額×0.47 (基準額×0.52)	33,700円 (37,200円)
第4段階	本人は住民税 非課税で世帯 に住民税課税 者がいる	基準額×0.70	50,100円
第5段階	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円超	基準額×0.80	57,200円
第6段階	合計所得金額が125万円未満	基準額×1.01	72,200円
第7段階	合計所得金額が125万円以上 250万円未満	基準額×1.20	85,800円
第8段階	合計所得金額が250万円以上 375万円未満	基準額×1.45	103,700円
第9段階	合計所得金額が375万円以上 500万円未満	基準額×1.70	121,600円
第10段階	合計所得金額が500万円以上 750万円未満	基準額×1.95	139,500円
第11段階	本人が 住民税課税	基準額×2.10	150,200円
第12段階	合計所得金額が750万円以上 1,000万円未満	基準額×2.50	178,800円
第13段階	合計所得金額が1,000万円以上 1,500万円未満	基準額×2.80	200,300円
第14段階	合計所得金額が1,500万円以上 2,500万円未満	基準額×3.30	236,000円
第15段階	合計所得金額が2,500万円以上 5,000万円未満	基準額×4.00	286,100円
第16段階	合計所得金額が5,000万円以上 1億円未満	基準額×6.00	429,100円

※所得段階別の年間保険料は、保険料基準額(年間)に所得段階別の保険料率を乗じ、50円未満切捨て、50円以上  
切上げで端数処理したもの

※第1段階から第3段階までの( )内は、消費税率改定に伴う公費投入前の算定方式及び金額

※合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を控除した額を使用

※第1段階から第5段階までの合計所得金額は、年金収入に係る所得を控除し、給与所得が含まれる場合は、最  
大10万円を控除した額を使用

※第6段階以上の合計所得金額は、給与所得または年金収入に係る所得が含まれる場合は、最大10万円を控除し  
た額を使用

## 2 利用者負担に関する介護保険制度の見直し

### (1) 高額介護サービス費の見直し

高額介護サービス費の「現役並み所得者」の区分が細分化され、上限額が一部変更されます。

【令和3(2021)年7月利用分まで】

利用者負担段階区分	上限額(月額)
現役並み所得者 同じ世帯に課税所得145万円以上の65歳以上の人がいて、65歳以上の人の収入が単身の場合383万円以上、2人以上の場合520万円以上ある世帯の人	【世帯】 44,400円
一般	【世帯】 44,400円
住民税世帯非課税等	【世帯】 24,600円
・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	【個人】 15,000円
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	【個人】 15,000円 【世帯】 15,000円



【令和3(2021)年8月利用分から】

利用者負担段階区分	上限額(月額)
年収約1,160万円以上	【世帯】 140,100円
年収約770万円以上約1,160万円未満	【世帯】 93,000円
年収約383万円以上約770万円未満	【世帯】 44,400円
一般	【世帯】 44,400円
住民税世帯非課税等	【世帯】 24,600円
・合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ・老齢福祉年金の受給者	【個人】 15,000円
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	【個人】 15,000円 【世帯】 15,000円



## (2)食費・居住費の負担限度額の見直し

対象者の要件及び自己負担限度額の第3段階が細分化され、自己負担限度額が一部変更されます。

### 【対象者の要件】

#### ●令和3(2021)年7月まで

	利用者負担段階	預貯金等の資産要件	
第1段階	生活保護の受給者	【単身】 1,000万円以下 【夫婦】 2,000万円以下	
	老齢福祉年金の受給者		
第2段階	世帯全員が住民税非課税※1		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人
			合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超の人
第3段階			

#### ●令和3(2021)年8月から

	利用者負担段階	預貯金等の資産要件※2
第1段階	生活保護の受給者	【単身】 1,000万円以下 【夫婦】 2,000万円以下
	老齢福祉年金の受給者	
第2段階	世帯全員が住民税非課税※1	合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の人
		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人
第3段階		合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が120万円超の人

### 【1日あたりの食費・居住費(滞在費)の自己負担限度額】

	利用者負担段階	食費		居住費(滞在費)			
		施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※3	多床室
第1段階	生活保護の受給者	300円	300円	820円	490円	490円 (320円)	0円
	老齢福祉年金の受給者						
第2段階	世帯全員が住民税非課税※1	390円	390円 令和3年8月から 600円	820円	490円	490円 (420円)	370円
第3段階			合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円超の人				
	第3段階②	令和3年8月から	令和3年8月から	令和3年8月から	令和3年8月から	令和3年8月から	
		1,360円	1,300円	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円

※1 世帯を分離している配偶者を含む

※2 第2号被保険者の預貯金等の資産要件は、令和3(2021)年8月以降も単身1,000万円、夫婦2,000万円

※3 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合は、( )内の金額

## 資料2 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会等資料

### 1 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 渋谷区における高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定にあたり、広く専門家や区民及び関係者の意見を反映させるため、渋谷区介護保険事業計画等作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、区長の諮問に基づき、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について検討し、その結果を区長に答申する。

#### (組織)

第3条 委員会は、渋谷区介護保険運営協議会委員を含む31名以内の委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する。

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| (1) 渋谷区介護保険運営協議会委員 | 21名 |
| (2) 被保険者を代表する者     | 8名  |
| (3) サービス事業者を代表する者  | 1名  |
| (4) 地域労働団体等を代表する者  | 1名  |

#### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、答申までとする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長2名を置く。

2 委員長は渋谷区介護保険運営協議会会長を充て、副委員長2名は委員長が指名する。

3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 委員会は委員長が招集する。ただし、初回については区長が招集する。

2 委員会は半数以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

#### (会議の公開)

第7条 委員会の会議は公開とする。ただし、委員会が公開することを不相当と認めるときは、この限りでない。

#### (起草委員会等)

第8条 委員会の下に起草委員会及び幹事を置く。

2 起草委員会は委員会の承認に基づき、委員のうちから委員長が指名する11名以内の委員で組織する。

3 幹事は別表のとおりとする。（本書では別表省略）

(意見聴取等)

第9条 委員会及び起草委員会は、必要と認めるとき、学識経験者、関係行政機関の職員、その他の関係者に対し出席を求め、必要な書類を提出させ、意見を聴き又は説明を求めることができる。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は福祉部高齢者福祉課福祉計画係が担当する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置に関し必要な事項は高齢者政策担当部長が別に定め、運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

- 附 則 この要綱は、平成14年2月27日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成14年4月8日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成14年6月14日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成17年4月8日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成20年4月16日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則 この要綱は、平成29年5月31日から施行する。
- 附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 2 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会委員名簿

代表区分		氏名	役職・所属
介護保険運営協議会委員兼任	被保険者代表	秋山 多世	第1号被保険者
		池谷 隆徳	第1号被保険者
		伊藤 福子	第1号被保険者
		大谷 英利	第2号被保険者
		奥澤 直美	第2号被保険者
		宮本 和江	第2号被保険者
	学識経験者	◎ 岸 恵美子	東邦大学看護学部教授
		河原 和夫	東京医科歯科大学大学院教授
		○ 下垣 光	日本社会事業大学教授
		森川 美絵	津田塾大学教授
	医療機関代表	○ リー 啓子	渋谷区医師会
		黄川田 雅之	渋谷区医師会
		長田 博史 (~令和2年7月6日)	渋谷区歯科医師会
		木下 滋彦 (令和2年7月7日~)	渋谷区歯科医師会
		岩下 哲哉	渋谷区薬剤師会
	公益代表	小林 三雄	渋谷区町会連合会
		近藤 博行 (~令和2年8月31日)	渋谷区シニアクラブ連合会
		河原 喜孝 (令和2年9月1日~)	渋谷区シニアクラブ連合会
		鷲頭 和江	渋谷区民生児童委員協議会
		中島 珠子	渋谷区ボランティア団体
		内藤 千世子	渋谷区社会福祉協議会
サービス事業者代表	高橋 力	渋谷区社会福祉事業団 渋谷区あやめの苑・代々木	
	指田 真理子	渋谷区ケアマネジャー連絡協議会	
作成委員会委員専任	被保険者代表	増澤 菊枝	第1号被保険者
		小林 八枝子	第1号被保険者
		中村 幾代	第1号被保険者
		岩瀬 久美子	第2号被保険者
		齊藤 昌子	第2号被保険者
	サービス事業者代表	齊藤 貴也	社会福祉法人 正吉福祉会 杜の風・上原
地域労働団体等代表	鬼沢 直之	渋谷区職員労働組合	

※氏名欄の◎は委員長、○は副委員長

(敬称略：順不同)

## 3 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会検討経過

	開催日	議 題
第1回	令和2年6月 (書面開催)	①介護保険事業計画等作成委員会への諮問 ②第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の概要と方向性について ③起草委員会について ④作成委員会等のスケジュールについて ⑤その他
第2回	令和2年8月18日 (オンライン会議)	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果、在宅介護実態調査、介護サービス事業所調査の結果について ②第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画検証について ③第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の方向性について ④介護保険サービスの利用実績等について ⑤地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要について ⑥その他
第3回	令和2年11月10日 (オンライン会議)	①第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 中間のまとめについて ②その他
第4回	令和3年1月18日 (オンライン会議)	①中間のまとめに関する説明会及びパブリック・コメントの報告 ②第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画答申(案)について ③その他
第5回	令和3年2月15日 (オンライン会議)	①答申について ②区長へ答申 ③その他

## 4 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会の起草委員会運営要領

### (設置)

第1条 渋谷区における高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定にあたり、渋谷区介護保険事業計画等作成委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、介護保険事業計画等作成委員会（以下「作成委員会」という。）に起草委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に対する作成委員会の答申の素案などの検討を行い、その結果を作成委員会に報告する。

### (組織)

第3条 委員会は、要綱第8条第2項の規定による委員で組織する。

2 委員は、別表のとおりとする。

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は作成委員会委員長を充て、副委員長は作成委員会副委員長を充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

3 作成委員会委員は、オブザーバーとして委員会に出席できるが、この場合に発言権はないものとする。

### (報酬)

第6条 起草委員会委員が委員会に出席したときは、報償費を支払う。

### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部高齢者福祉課福祉計画係が担当する。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の設置に関し必要な事項は高齢者政策担当部長が別に定め、運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則 この要領は、平成17年4月11日から施行する。

附 則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 この要領は、平成20年4月28日から施行する。

附 則 この要領は、平成23年5月17日から施行する。

附 則 この要領は、平成26年6月2日から施行する。

附 則 この要領は、平成29年5月31日から施行する。

附 則 この要領は、令和2年6月23日から施行する。

附 則 この要領は、決裁の日から施行し、令和2年7月7日から適用する。

## 5 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会の起草委員会委員名簿

代表区分	氏名	役職・所属
学識経験者	◎ 岸 恵美子	東邦大学看護学部教授
	○ 下垣 光	日本社会事業大学教授
	森川 美絵	津田塾大学教授
医療機関代表	○ リー 啓子	渋谷区医師会
	木下 滋彦	渋谷区歯科医師会
	岩下 哲哉	渋谷区薬剤師会
公益代表	内藤 千世子	渋谷区社会福祉協議会
被保険者代表	中村 幾代	第1号被保険者
サービス事業者代表	齊藤 貴也	社会福祉法人 正吉福祉会 杜の風・上原

※氏名欄の◎は委員長、○は副委員長

(敬称略：順不同)

## 6 渋谷区介護保険事業計画等作成委員会の起草委員会検討経過

	開催日	議 題
第1回	令和2年8月3日 (オンライン会議)	①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果、在宅介護実態調査、 介護サービス事業所調査の結果について ②第7期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画検証に ついて ③介護保険サービスの利用実績等について ④地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正 する法律案の概要について ⑤その他
第2回	令和2年9月15日 (オンライン会議)	①第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に 向けた検討について ②その他 ・高齢者人口の現状と今後
第3回	令和2年10月27日 (オンライン会議)	①第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 中間のまとめ(案)について ②その他
第4回	令和3年1月8日 (オンライン会議)	①中間のまとめに関する説明会及びパブリック・コメントの 報告 ②第8期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画答申(案) について ③その他



---

しぶや いきいき あんしん プラン

第8期渋谷区高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

発行 令和3(2021)年3月

渋谷区福祉部高齢者福祉課・介護保険課

〒150-8010 東京都渋谷区宇田川町1番1号

電話番号 03-3463-1868・2137(直通)





YOU  
MAKE  
SHIBUYA

